

# 官報

## 号外 昭和三十年七月二十七日

### ○第三十二回 参議院會議録第四十一号

昭和三十年七月二十七日(水曜日)午前  
十時五十六分開議

議事日程 第四十一号  
昭和三十年七月二十七日  
午前十時開議

- 第一 日米相互防衛援助協定等に  
伴う秘密保護法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出、衆議院送  
付) (委員長報告)
- 第二 爾米価格安定法の一部を改  
正する法律案(内閣提出、衆議  
院送付) (委員長報告)
- 第三 漁港法第十七条第二項の規  
定に基き、漁港整備計画の改正  
について承認を求めるの件(衆  
議院送付) (委員長報告)
- 第四 北海道防寒住宅建設等促進  
法の一部を改正する法律案(内  
閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 中小企業安定法の一部を改  
正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第六 纖維製品品質表示法案(内  
閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第七 株式会社科学研究所法案  
(衆議院提出) (委員長報告)
- 第八 石油資源開発株式会社法案  
(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第九 石油及び可燃性天然ガス資  
源開発法の一部を改正する法律  
案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一〇 恩給法の一部を改正する  
法律の一部を改正する法律案  
(衆議院提出) (委員長報告)
- 第一一 国家公務員に対する寒冷  
手当及び石炭手当の支給に関  
する法律の一部を改正する法律  
案(千葉信吾外五十二名発議) (委員長報告)
- 第一二 関稅定率法等の一部を改  
正する法律案(内閣提出、衆議  
院送付) (委員長報告)
- 第一三 關稅定率法の一部を改正  
する法律案(内閣提出、衆議院  
送付) (委員長報告)
- 第一四 日本開發銀行の電源開発  
株式会社に対する出資の処理に  
関する法律案(内閣提出、衆議  
院送付) (委員長報告)
- 第一五 資金運用部資金法の一部  
を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付) (委員長報告)
- 第一六 厚生保險特別會計法等の  
一部を改正する法律案(内閣提  
出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一七 余剩農産物資金融通特別  
會計法案(内閣提出、衆議院送  
付) (委員長報告)
- 第一八 けい肺及び外傷性せき腫  
障害に関する特別保護法案(内  
閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一九 自動車損害賠償保障法案  
(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二〇 公立小学校不常授業解  
消促進臨時措置法案(内閣提出、  
衆議院送付) (委員長報告)
- 第二一 国立国会図書館の運営に  
関する議院運営委員報告
- 第二二 公立学校施設の危機打開  
に関する請願(八件) (委員長報告)
- 第二三 新潟大学に三年制夜間短  
期大学設置の請願(委員長報告)
- 第二四 高等学校定時制教育等の  
振興に関する請願(委員長報告)
- 第二五 長野県杖突峠に東京天文  
台七十四インチ反射望遠鏡設置  
の請願(二件) (委員長報告)
- 第二六 大都市の急増学童収容に  
関する請願 (委員長報告)
- 第二七 岩手県に国立水産大学設  
置の請願 (委員長報告)
- 第二八 大阪府立肢体不自由児学  
校建設に関する請願 (委員長報告)
- 第二九 女子教育職員の前雇後  
の休暇期中補助教員配置に関  
する請願(十件) (委員長報告)
- 第三〇 へき地教育振興予算増額  
に関する請願 (委員長報告)
- 第三一 五大市の中学校校舎整備  
費等増額に関する請願 (委員長報告)
- 第三二 高等学校定時制教育、道  
徳教育予算増額等に関する請願  
(委員長報告)
- 第三三 分校並びに単級、複式学  
校教育振興に関する請願(五件)  
(委員長報告)
- 第三四 国立芸術センター設置に  
関する請願(二件) (委員長報告)
- 第三五 福岡県久留米市に国立工  
業専修大学設置の請願(五件)  
(委員長報告)
- 第三六 奈良県黒滝中学校笠木分  
校をへき地教育振興法の対象と  
するの請願 (委員長報告)
- 第三七 奈良県黒滝第二小学校を  
へき地教育振興法の対象とする  
の請願 (委員長報告)
- 第三八 奈良県田原小学校柳之川  
分校をへき地教育振興法の対象  
とするの請願 (委員長報告)
- 第三九 奈良県黒滝第四小学校を  
へき地教育振興法の対象とする  
の請願 (委員長報告)
- 第四〇 学校給食作業員の身分給  
与等に関する請願(委員長報告)
- 第四一 小、中学校屋内体操場建  
設費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第四二 市町村立学校職員給与負  
担法中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第四三 小、中学校の基準坪数等  
引上げに関する請願 (委員長報告)
- 第四四 公立学校施設整備改善費  
国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第四五 学校給食施設費等の国庫  
補助に関する請願(委員長報告)
- 第四六 公民館の災害復旧費国庫  
補助に関する請願(委員長報告)
- 第四七 小学校教育の充実振興に  
関する請願 (委員長報告)
- 第四八 奈良県葛城中学校をへき  
地教育振興法の対象とするの請  
願 (委員長報告)
- 第四九 奈良県月瀬小学校をへき  
地教育振興法の対象とするの請  
願 (委員長報告)
- 第五〇 奈良県北今西中学校をへ  
き地教育振興法の対象とするの  
請願 (委員長報告)
- 第五一 奈良県才谷小学校をへき  
地教育振興法の対象とするの請  
願 (委員長報告)
- 第五二 奈良県池津川小学校をへ  
き地教育振興法の対象とするの  
請願 (委員長報告)
- 第五三 奈良県千股小学校をへき  
地教育振興法の対象とするの請  
願 (委員長報告)
- 第五四 奈良県水盛小学校をへき  
地教育振興法の対象とするの請  
願 (委員長報告)
- 第五五 奈良県下多古小学校をへ  
き地教育振興法の対象とするの  
請願 (委員長報告)
- 第五六 奈良県井光小学校をへき  
地教育振興法の対象とするの請  
願 (委員長報告)
- 第五七 奈良県川上第三小学校粉  
尾分校をへき地教育振興法の対  
象とするの請願 (委員長報告)
- 第五八 奈良県川上第三小学校大  
迫分校をへき地教育振興法の対  
象とするの請願 (委員長報告)
- 第五九 奈良県川上第三小学校伯  
母谷分校をへき地教育振興法の  
対象とするの請願(委員長報告)
- 第六〇 奈良県川上第三小学校上  
谷分校をへき地教育振興法の対  
象とするの請願 (委員長報告)
- 第六一 奈良県中庭門小学校小名  
分校をへき地教育振興法の対象  
とするの請願 (委員長報告)
- 第六二 奈良県矢野小学校をへき  
地教育振興法の対象とするの請  
願 (委員長報告)

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十二号

- 第六三 奈良県高見小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第六四 奈良県高見小学校第一分校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第六五 奈良県高見小学校第二分校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第六六 奈良県高見小学校第三分校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第六七 奈良県立里小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第六八 奈良県黒滝第一小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第六九 奈良県黒滝第三小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第七〇 奈良県伊豆尾小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第七一 奈良県今西小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第七二 奈良県山田小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第七三 奈良県阪合部第三小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第七四 奈良県豊央小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第七五 奈良県西豊小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)

- 第七六 奈良県高市小学校畑分校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第七七 奈良県葛城小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第七八 奈良県葛城南小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第七九 奈良県葛城西小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第八〇 奈良県月瀬中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第八一 奈良県大柳生小学校第一分校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第八二 奈良県大柳生小学校第二分校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第八三 奈良県柳生第二小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第八四 奈良県柳生第三小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第八五 奈良県檜股小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第八六 奈良県徳谷小学校等をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第八七 奈良県弓手原小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第八八 奈良県黒滝第七小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)

- 第八九 奈良県東里中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第九〇 奈良県上北山中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第九一 奈良県辻堂小学校等をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第九二 奈良県黒滝第八小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第九三 奈良県石打小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第九四 奈良県葛城北小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願 (委員長報告)
- 第九五 西蔵大蔵経複製刊行費国庫助成に関する請願 (委員長報告)
- 第九六 静岡県掛川市に国立天文台設置の請願 (委員長報告)
- 第九七 学校保健法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第九八 熊本県白川改修直轄工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九九 地盤変動対策事業促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 茨城県久慈川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇一 災害復旧工事完成促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇二 滋賀県百瀬川災害土木助成工事継続に関する請願 (委員長報告)

- 第一〇三 熊本県市房ダム建設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇四 熊本県球磨川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇五 熊本県球磨郡の災害復旧事業促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇六 富山県片貝川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇七 新潟市海岸の決壊防止に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇八 利根川支流神流川等の護岸工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇九 静岡県朝比奈川災害復旧工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一一〇 米軍演習に起因する水害防止対策の請願 (委員長報告)
- 第一一一 災害復旧費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第一一二 放射一号線道路中五反田駅ガード等築造に関する請願 (委員長報告)
- 第一一三 三号国道中三太郎峠改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一四 道路との関係における車両制限令制定反対に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一一五 青森県市川、岡三沢間道路舗装に関する請願 (委員長報告)
- 第一一六 重要幹線道路の舗装促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一一七 昭和三十年年度道路予算等に関する請願 (委員長報告)

- 第一一八 県道豊原高山線等の一部を国道に編入するの請願 (委員長報告)
- 第一一九 府県道畑山安芸線改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二〇 国道一号線舗装工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二一 国道八号線舗装に関する請願 (委員長報告)
- 第一二二 天龍川沿岸道路の開設に関する請願 (委員長報告)
- 第一二三 千葉県野田市から川間村、埼玉県庄和村を経て春日部市に至る路線を二級国道に指定するの請願 (委員長報告)
- 第一二四 二級国道線中埼玉県野町地域内の親鳥橋架設に関する請願 (委員長報告)
- 第一二五 鹿児島県串木野市内国道の舗装工事継続に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一二六 県道今津小浜線の国道編入に関する請願 (委員長報告)
- 第一二七 二級国道宮崎福山線中串間市内今町橋を永久橋に架替するの請願 (委員長報告)
- 第一二八 住宅難解決に関する請願 (委員長報告)
- 第一二九 住宅対策に関する請願 (委員長報告)
- 第一三〇 住宅施策強化に関する請願 (委員長報告)
- 第一三一 高知県安芸市の都市計画に関する請願 (委員長報告)
- 第一三二 鹿児島県財部町街路を都市計画街路事業実施地区に指定するの請願 (委員長報告)

第二三三 建設工事の請負契約是  
正等に関する請願 (委員長報告)  
第一三四 建築基準法中一部改正  
に関する請願 (委員長報告)

○議長(河井瀧八君) 諸般の報告は、  
朗読を省略いたします。

一昨二十五日議長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 松本治一郎君
  - 地方行政委員 伊能繁次郎君
  - 同 小幡 治和君
  - 法務委員 大達 茂雄君
  - 同 大屋 晋三君
  - 同 松野 鶴平君
  - 大蔵委員 菊川 孝夫君
  - 文教委員 佐藤清一郎君
  - 社会労働委員 加藤 武徳君
  - 建設委員 西岡 ハル君
  - 予算委員 三輪 貞治君
  - 懲罰委員 小林 孝平君
- 同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。
- 内閣委員 菊川 孝夫君
  - 地方行政委員 大屋 晋三君
  - 同 大達 茂雄君
  - 法務委員 小幡 治和君
  - 同 伊能繁次郎君
  - 同 佐藤清一郎君
  - 大蔵委員 松本治一郎君
  - 文教委員 松野 鶴平君
  - 社会労働委員 西岡 ハル君
  - 建設委員 加藤 武徳君
  - 予算委員 小林 孝平君
  - 懲罰委員 三輪 貞治君

市町村職員共済組合法の一部を改正  
する法律案 地方行政委員会に付託  
医師法、歯科医師法及び藥事法の一  
部を改正する法律の一部を改正する  
法律案 社会労働委員会に付託  
同日衆議院から左の内閣提出案を受領  
した。よつて議長は即日これを委員会  
に付託した。

地方財政再建促進特別措置法案  
地方道路譲与税法案  
地方交付税法の一部を改正する法律  
案  
地方税法の一部を改正する法律案  
地方行政委員会に付託

地方道路税法案  
交付税及び譲与税配付金特別会計法  
の一部を改正する法律案  
大蔵委員会に付託  
同日内閣から予備審査のため左の議案  
が送付された。よつて議長は即日これ  
を大蔵委員会に付託した。

金融機関の資金運用の調整のための  
臨時措置に関する法律案  
同日議長は、左の議員提出案を予備審  
査のため衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案  
(小林武治君外五名発議)  
同日修正議決した左の本院提出案は、  
即日これを衆議院に送付した。

衛生保護法の一部を改正する法律案  
同日衆議院から、左の衆議院議員提出  
案は同院において、これを否決した旨  
の通知書を受領した。

地方財政の整備に関する特別措置法  
案  
同日委員長から左の報告書を出し  
た。  
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密  
保護法の一部を改正する法律案可決

報告書

藪永價格安定法の一部を改正する法  
律案可決報告書

北海道防塞住宅建設等促進法の一部  
を改正する法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和三十年年度特別会計予算補正(特  
第1号)  
農業災害補償法の一部を改正する法  
律案  
通商産業省設置法の一部を改正する  
法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の  
内閣提出案は、同院において本院の修  
正に同意しないことを議決し、さきに  
議決の通り出席議員の三分の二以上の  
多数で再びこれを可決した旨の通知書  
を受領した。

少年院法の一部を改正する法律案  
同日衆議院から、左の本院提出案は同  
院において、これを可決した旨の通知  
書を受領した。

建築士法の一部を改正する法律案  
同日国会において、議決した左の予算  
を内閣に送付し、その旨衆議院に通知  
した。

昭和三十年年度特別会計予算補正(特  
第1号)  
同日左の法律の公布を奏上し、その旨  
衆議院に通知した。

農業災害補償法の一部を改正する法  
律案  
通商産業省設置法の一部を改正する  
法律案  
同日衆議院議長から、左の法律の公布  
を奏上した旨の通知書を受領した。  
少年院法の一部を改正する法律  
案建築士法の一部を改正する法律

同日本院は、鉄道建設審議会委員に佐  
藤博夫君、平山孝君、今里広記君、関  
桂三君、湯河元威君、迫静二君、島田  
孝一君及び山崎匡輔君を任命すること  
に同意した旨内閣に通知した。

同日議長において、左の常任委  
員長の辞任を許可した。

- 地方行政委員 大屋 晋三君
- 同 大達 茂雄君
- 同 深川タマエ君
- 法務委員 伊能繁次郎君
- 同 小幡 治和君
- 同 佐藤清一郎君
- 文教委員 松野 鶴平君
- 社会労働委員 西岡 ハル君
- 農林水産委員 三橋入次郎君
- 通信委員 小林 孝平君
- 建設委員 加藤 武徳君
- 同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。
- 地方行政委員 伊能繁次郎君
- 同 小幡 治和君
- 同 堀木 謙三君
- 同 大屋 晋三君
- 同 大達 茂雄君
- 同 松野 鶴平君
- 同 佐藤清一郎君
- 文教委員 加藤 武徳君
- 社会労働委員 小林 孝平君
- 農林水産委員 三橋入次郎君
- 通信委員 西岡 ハル君
- 建設委員 深川タマエ君
- 同日社会労働委員会において当選した  
理事は左の通りである。  
理事 加藤 武徳君(加藤武徳君の  
補欠)

同日議員から左の議案を提出した。よつ  
て議長は即日これを社会労働委員会に  
付託した。

調理改善法案(片柳真吉君外七名発  
議)  
同日議員石村幸作君外十一名から委員  
会審査省略の要求書を附して左の議案  
を提出した。

合併市町村の育成強化に関する決議  
案  
同日衆議院から左の議案を提出した。  
よつて議長は即日これを委員会に付託  
した。

私立学校教職員共済組合法の一部を  
改正する法律案 文教委員会に付託  
クリーニング業法の一部を改正する  
法律案  
母子福祉資金の貸付等に関する法律  
の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領  
した。よつて議長は即日これを委員会  
に付託した。

関税及び貿易に関する一般協定への  
日本国の加入条件に関する議定書へ  
の署名について承認を求めるの件  
特別四問題の解決に関する日本国と  
タイとの間の協定の締結について承  
認を求めるの件

外務委員会に付託  
危険検査改良促進臨時措置法の一部  
を改正する法律案  
文教委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議  
案が送付された。よつて議長は即日こ  
れを農林水産委員会に付託した。  
昭和三十年六月及び七月の水害によ  
る被害農家に対する米麦の充渡の特

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 會議 議事日程追加の件 鉄道建設審議委員の補欠選挙 議事日程追加の件 国会法第三十九条但書の規定によ

例に関する法律案(綱島正真君外七名提出)  
砂糖價格安定法案(井上良二君外六名提出)  
同日委員長から左の報告書を提出し

織造製品品質表示法案可決報告書  
中小企業安定法の一部を改正する法律案可決報告書  
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆第一八号)可決報告書

昭和二十八年年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十八年年度特別会計歳入歳出決算及び昭和二十八年年度政府関係機関決算報告書議決報告書(漁港整備計画の改正について承認を求めるの件)議決報告書

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(参第一〇号)修正議決報告書  
関稅定率法の一部を改正する法律案可決報告書  
関稅定率法の一部を改正する法律案可決報告書

日本開發銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案可決報告書  
資金運用部資金法の一部を改正する法律案可決報告書  
余利農産物資金融通特別会計法案可決報告書

けい肺及び外傷性せき腫瘍等に関する特別保護法案可決報告書  
厚生保險特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書  
自動車損害賠償保障法案可決報告書

株式会社科学研究所法案可決報告書  
公立小学校不平常授業解消促進臨時措置法案可決報告書  
石油資源開発株式会社法案修正議決報告書

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案の一部を改正する法律案修正議決報告書  
文教委員会願審査報告書第一号  
建設委員会願審査報告書第一号

同日内閣から、鉄道建設審議委員である八木秀次君から同審議委員兼任の申出があつたので後任者を指名願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、衆議院議員牧野良三君を選挙制度調査委員会に任命することについて国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。  
同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。  
経済企画庁 酒井 俊彦君  
長官官房長 植木 俊彦君  
経済企画庁 植木 俊彦君  
開発部長 植木 俊彦君

同日内閣総理大臣から、経済企画庁長官官房長酒井俊彦君外一名(前掲の議長承認のとおり)を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。  
昨日、内閣総理大臣から、鉄道建設審議委員八木秀次君の委員兼任に伴う後任者を指名されたいとの申し出がございました。

つきましては、この際、日程に追加して、同委員の補欠選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○天田勝正君 ただいまの選挙は、その手続を省略いたしました。議長において指名せられんことと動議を提出いたします。  
○阿貝貞吉君 私は、ただいまの天田君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 天田君の動議に御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、鉄道建設審議委員に片岡文重君を指名いたします。

定による議決に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

昨日、内閣総理大臣から、選挙制度調査委員会衆議院議員牧野良三君を任命することについて、本院の議決を求めて参りました。同君が、選挙制度調査委員会につくことに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同君が選挙制度調査委員会につくことができると議決されました。

○議長(河井彌八君) 日程第一。日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長成瀬権治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕  
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月十四日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 河井彌八君

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案  
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案  
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定」を、「日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸借に関する協定」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

〔成瀬権治君登壇、拍手〕  
○成瀬権治君 ただいま上程されました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。昨年、わが国はアメリカ合衆国との間に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定の締

結に伴いまして、これらの二協定が、

合衆国から日本国に供与される装備品または情報について防衛上秘匿を要する事項につき、その漏せつの防止のため必要な措置を講ずべきことを規定しておりましたために、わが国といたしまして、その措置を講ずる必要から、第十九回国会において、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法が制定されたのであります。しかるに昨年五月十四日、これら二協定に引き続き、日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定が調印され、今日すでに艦艇の受領を開始いたしておる次第であります。しかして、この艦艇の貸与に関する協定は、その第六条において、日本国政府が貸与されるものについて、その秘密を保護すべき旨定めておるのであります。この定めは、前に述べました二協定と同趣旨のものであります。そこで政府といたしましては、この艦艇貸与に関する協定によつて貸与されるものについては、保護の対象等からしまして、その秘密保護の措置といたしましては、前二協定に関するものと同様にすることが適切であると考えまして、本改正案を提出し、現行の秘密保護法の第一条第一項中に、この艦艇の貸与に関する協定の字句を加え、もつて貸与された艦艇についても秘密保護の措置を講ずることができるよう改めようというわけでございます。

当委員会におきましては、羽仁委員より、秘密保護法実施後の状況、防衛秘密の保持は、行政機関の内部規律でその目的は達せられるのではないか、

自衛隊の軍国主義化防止対策、防衛秘密指定解除の問題、防衛技術研究所の運営、米軍と共同して行動する場合と原子兵器の使用及び防衛秘密標示の限度等について。中山委員より、艦艇の意義、貸与を受けている艦艇の内容及び自衛隊に対する共産党の工作等について。赤松委員より、この法律の對象が拡大されることはないか等について質疑がなされ、関係当局よりそれぞれ応答がありました。その詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

かくて討論に入りましたが、中山、一松及び鈴木各委員より本案に賛成、赤松及び羽仁両委員より、それぞれ本案に反対の討論があり、終つて採決の結果、多数をもつて本案を可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)  
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。  
○議長(河井彌八君) 日程第二、爾糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三、漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求めの件(衆議院送付)以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。農林水産委員長江田三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕  
爾糸価格安定法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十年七月十九日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 河井彌八君

爾糸価格安定法の一部を改正する法律案  
爾糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の二條を加える。  
(輸出適格生糸の特別買入)  
第九條の二 政府は、第二條の規定により売渡す生糸として輸出適格生糸(輸出に適する種類、織度及び品位の生糸で省令で定めるものをいふ。以下同じ)を保有する必要があるときは、農林大臣の指定する者を相手方として、その者が、農林大臣の定める条件に従い買入れて保管する輸出適格生糸のうち、その買入後政令で定める

期間を経過してなお保管しているものを買入れする旨の契約を締結することができる。

2 前項の規定により契約を締結する場合における政府の買入の価格は、政令で定めるところにより、海外における生糸及び主要繊維の市価並びに物価その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 政府は、第一項の契約に基き買入の結果保有する輸出適格生糸の数量(第二條の規定による買入又は第十二條の二第一項の規定による加工若しくは交換の結果保有している輸出適格生糸がある場合には、その数量を含む)の合計が生糸の輸出を確保するために必要と認められる一定数量をこえることとならず、かつ、その輸出適格生糸の数量の合計に他の政府保有生糸の数量を加えた總數量が農林大臣の定める生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な數量をこえることとならないように、同項の契約を締結するものとする。

4 前項の一定數量は、政令で定める。  
5 第六條の規定は、第二項の場合に準用する。  
(必要數量をこえる數量の生糸の売渡)  
第九條の三 政府は、第二條の規定による買入又は第十二條の二第一項の規定による加工若しくは交換によつて保有する生糸の數量が、前条第三項の農林大臣の定める生糸の價格の異常な騰貴を防止す

るために必要な數量をこえるときは、そのこえる部分に相当する數量の生糸を売渡すことができる。

2 前項の規定による売渡は、生糸の價格が、政令で定めるところにより、爾の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額以上である場合に限り、することができる。

3 第一項の規定による売渡は、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によつてしなければならない。第十一條を次のように改める。  
(爾糸維持のための補充措置)  
第十一條 政府は、第二條の規定による生糸の買入によつては、爾の價格が、政令で定めるところにより、その生産費の額を基準とし、生糸の最低價格及び物価その他の経済事情を参酌して農林大臣の定める額を下ることを防止することが困難であると認められる場合において、農林大臣の指定する農業協同組合連合会が、省令で定める手続に従い農林大臣の承認を受け、保管及び売渡につき農林大臣の定める条件を遵守し、爾(くず爾)その他の省令で定める爾を除く。以下この条において同じ。)の保管をしたときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その保管に要する経費につき、補助金を交付することができる。

2 政府は、前項に規定する農業協同組合連合会が同項の規定により保管する爾と同項の農林大臣の定

るために必要な數量をこえるときは、そのこえる部分に相当する數量の生糸を売渡すことができる。

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十二号 漁業價格安定法の一部を改正する法律案外一件

める条件を遵守して売り渡すとしても、政令で定める期日まではその全部を売り渡すことが困難であると認めるときは、その農業協同組合連合会を相手方として、その者が引き続きその条件を遵守する場合には、その漁のうち政令で定める期日を経過してなお保管しているものを買い入れる旨の契約を締結することができる。

3 前項の規定により契約を締結する場合における政府の買入の価格は、政令で定めるところにより、第一項の規定により農林大臣の定める額に乾鰯とするために要する費用等を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

第十二条の次に次の二条を加える。

(政府保有鰯の売渡等)

第十二条の二 政府は、その保有する鰯を売り渡し、若しくは加工し、又は生糸と交換することができる。

2 前項の規定による売渡及び交換は、鰯の時に悪影響を及ぼさない方法によつてしなければならない。

3 政府は、第一項の規定による交換をする場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。

(買入又は補助の契約の限度額)

第十二条の三 政府が、第二条若しくは第九条の二の規定による生糸の買入の契約又は第十一条第一項の規定による補助若しくは同条第二項の規定による鰯の買入の契約を締結する場合における当該契約に係る買入又は補助の金額の限度は、当該契約を締結する時における承備安定特別会計の当該年度の収納済歳入額(証券の発行及び借入金によるものを除く)及び承備安定特別会計法(昭和二十六年法律第三百一十一号)第十一条に規定する額の合計額から左の各号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

一 当該契約をする時における承備安定特別会計の当該年度の支出歳出額

二 第二条の規定による生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

三 第九条の二の規定による生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

四 第十一条第一項の規定による補助契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

五 第十一条第二項の規定による鰯の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

六 承備安定特別会計における政令で定める経費の額

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十二号の二中「生糸」の下に「若しくは鰯」を加え、「又は加工すること。」を「若しくは加工し、又は鰯を生糸と交換すること。」に改める。

第十二条第四号の二中「生糸」の下に「及び鰯」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月二十二日

参議院議長 益谷 秀次

参議院議長河井瀧八殿

漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件

内閣は、漁港法(昭和二十五年法律第三百七号)第十七条第一項の規定により、漁港審議会の意見を採択して農林大臣から提出せられた漁港整備計画を別紙のとおり改正することについて提出のとおり決定したので、同条第二項の規定に基き、国会の承認を求める。

漁港整備計画

わが国の経済を再建し、国民生活を安定せしめる方策の一環として水産業を発展させることは、地理的条件からみて極めて適切且つ必要である。これがためにはまず漁業の根拠地である漁港を、全国に亘り計画的に整備拡充しその機能を増進させることによつて漁業の能率化と経営の合理化をはかり、もつて漁業生産の増強と漁民生活の安定向上に資する必要がある。

一 計画方針

(1) 漁業と漁港施設との現状を基礎とし、将来の漁業の推移、漁場資源と生産条件との関連、漁港の配置等を勘案して整備計画を樹てる。

(2) 漁港整備計画は、原則的にはわが国の漁業に対応して必要な漁港施設を、各漁港に具備させることを旨とした総合計画とすべきであるが、国家財政の都合等も考慮し差当り漁港施設の不足度合の高いもの、経済効果の多いもので緊急整備の必要あるものから順次採用する。

(3) 整備漁港の選定については、指定漁港数二、六五四港(昭和二十九年十二月末現在)を対象とする。

二 計画

(1) 前項の計画方針にもとづき六四七港(内修築事業完了の四三港を除き昭和三十年以降実施港数は六〇四港)を整備する。

(2) 各漁港においては、漁業状態、漁港施設の現状等を勘案し夫々の漁港に適した外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等を整備する。

(3) 整備漁港

第一種漁港	
都道府県名	漁港名
北海道	北 海 道 節 婦
整備を必要とする主なる施設	
外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	

厚 賀	外かく施設	けい留施設	水域施設	漁港施設用地
厚 田	外かく施設	けい留施設	水域施設	漁港施設用地
厚 沢	外かく施設	けい留施設	水域施設	漁港施設用地
豊 浜	外かく施設	けい留施設	水域施設	漁港施設用地



昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 嗣米價格安定法の一部を改正する法律案外一件

新 潟	神 奈 川	東 京	千 葉	茨 城	福 島	山 形	秋 田
粟 姫 脇 水 寝 岡 小 名	江 の ケ 浦 崎 島 坪 越	元 泉 伊 洞	豊 日 立	日 富 勿 請	吹 浦	小 岩 川 良	小 橋 川 港
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設							
水城施設 水城施設 水城施設 水城施設 水城施設 水城施設 水城施設							
漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地							

京 都	滋 賀	三 重	愛 知	静 岡	福 井	石 川	富 山	新 潟
田 由 浅 北	古 答 香 神 御 遊 賢	日 白 須 吉 由	安 厨 菅 白 甲 黏	曾 劍 野 狼 安 鹿	四 字 宮	新 瀨 野	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設								
水城施設 水城施設 水城施設 水城施設 水城施設 水城施設 水城施設								
輸送施設								







昭和三十年七月二十七日 參議院會議錄第四十一号 關稅協定法の一部を改正する法律案外一件

大 阪	京 都	三 重	愛 知	靜 岡	福 井
石 岸 堺 佐	桃 九 宿 菅 鈴 大 磯	中 篠 佐 知 大 鬼	用 福 戸 靜 網 舞 小	茶 高	名 鹿 橋 鶴 石
津 田 島 野	取 木 曾 島 鹿 淀 津	洲 島 柄 井 崎	宗 田 田 浦 代 阪 川	崎 浜	舟 立 飼 崎
外かく施設 外かく施設 施設用地 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設
水域施設 水域施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設

山 口	廣 島	阿 山	島 根	和 歌 山	兵 庫
白 藻 安 光 通 安 秋 矢 柳 床	音 草 豊 横 吉 柿	白 奇 虫 下	美 五 小 温 仁	美 衣 太 三	沼 育 林 丸 浜 仮
木 庄 岡 穂 玉 井 波	戸 津 島 田 和 浦	島 島 明 井	岡 猛 津 津 万	島 奈 地 崎	島 波 崎 山 坂 屋
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設
水域施設 水域施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設



昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 關稅價格安定法の一部を改正する法律案外一件

青森	岩手	宮城	茨城	千葉	神奈川	新潟	富山	石川	福井	静岡
大森	大森	釜石	那珂	千倉	三崎	阿津	新湊	小浜	小浜	焼津
外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設

愛知	京都	兵庫	和歌山	鳥取	島根	山口	徳島	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎
三谷	舞鶴	香住	串本	網代	恵曇	下関	牟岐	八幡浜	清水	博多	呼子	長崎	野母	津江	土津
外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 けい留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 關水師格安定法の一部を改正する法律案外一件

愛知	福井	石川	新潟	東京	千葉	山形	秋田	岩手	青森	北海道	都道府県名	鹿兒島										
											漁港名	計										
赤羽根	四ヶ浦	富島	鷺崎	八重根	阿古根	神古根	神古根	乙浜	飛島	北浦	嶋の越	白泊	元小余	山麻雄	仙法志	羅白	元府	宇呂	宇呂	山木川	七一港	
外かく施設 けい留施設 水域施設																						

計	鹿兒島	宮崎	大分	長崎	福岡	愛媛	徳島	山口	島根	和歌山	京都	三重	鹿兒島												
													計												
五六港	坊手	中手	内之浦	口之永良部	北浦	保戸	佐賀	大伊水	伊奈	水崎	崎山	真重	豆浦	小島	沖島	佐田	本浦	伊島	見川	川尻	十島	阿尾	中浜	三木	和具
外かく施設 けい留施設 水域施設																									

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 米穀價格安定法の二部を改正する法律案外二件

〔江田三郎君登壇、拍手〕

○江田三郎君 ただいま議題になりました農林水産関係の法律案及び承認案件につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、米穀價格安定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

米穀價格安定法の規定するところによつて、生米の輸出を促し、蚕糸業の経営の安定を期して、生米の價格を安定帯の間に維持し、あわせて米の價格を安定する生米を最高價格で売り渡し、また最低價格で買入れることになっております。ところが、すでに御承知の通りであります。ところが、政府が生米の手持ちがないままにこの制度が実施されることになり、昭和二十七年及び二十八年生米年度におきましては、米穀は最高價格を突破するといふような異常な事態が起つたのであります。これではこの制度の本来の目的を果すことが困難であるといふ見解をもつて、このような事態に対処して、輸出生米について米穀安定の措置を強化し、輸出の増進に資するため、新たに政府において輸出適格生米を保有することができると道を開くこととし、同時に現行法では、原料米の價格については生米の價格が安定すれば、おのずから米の價格が安定することになるという考え方のもとに、米穀の維持については、ただ、政府は、米の價格の異常な低落を防止するため必要な措置を行うものとすると、きわめて抽象的な規定が設けられておりました。この規定が設けられておりました。この規定が設けられておりました。この規定が設けられておりました。

明確に規定し、これに基く措置によつて養蚕農家が安心してその業にいそむることができるとし、ようとするのが本法の趣意であることとされております。次に、法律案の内容について、そのおもな点の概要を申し上げます。

第一は、輸出適格生米の特別買入れについてであり、政府は最高價格で売り渡す生米として、生米六銚柄及び玉系四銚柄に及ぶ輸出適格生米を保有する必要がある場合は、これを現行法の規定の最低價格を上回る價格で買入れることができるとし、その買入れ方は、政府が農林大臣の指定する者、すなわち新設が予定されておられます生米共同保管会社のような者を相手として、その者が買戻し等の農林大臣の定める条件に従つて買入れて保管して、輸出適格生米のうちに、買入れ後一定期間、たとえは六カ月を経過してもなお保管しているものについて買入れ契約を結ぶことができることとし、その買入れ價格は、海外における米價等を参照して、現行法の規定による最低價格をやや上回るものと、買入れのできる数量は、輸出を確保するために必要であることと認められる数量に限定され、かつ、すでに政府が最低價格で買入れた生米または米の價格を維持するため買上げた米から作つた生米等の保有量を合せて、その總量が、米穀を最高價格に押さえるのに必要な数量を限度として行ふことになっております。第二は、政府が保有する生米の売り渡しに関し、現行法におきまして、

は、政府が保有する生米は、最高價格で売り渡すことになっておりますが、しかし政府の保有する生米の数量が、生米の價格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえる場合には、その超過した数量は、最高價格でなくとも時価によつて売り渡すことができることとしております。第三は、米の價格を維持するため、現行規定を補足して、その具体的な措置を定めたことであり、政府が生米を買入れ、買戻し、米の價格が生米の最低價格に見合う價格、すなわち最低價格以下に下るおそれのある場合におきまして、農林大臣の指定する農業者協同組合連合会が、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、その定める条件に従つて米の出回り調節を自主的に保管したときは、保管に要する金及び倉庫等の経費について、米穀安定特別会計から補助金を交付することができることとしております。

これは生米に加工し、あるいは生米と交換することができることになっております。第五は、政府が生米及び米の買入れ並びに補助金の交付の契約を締結した場合において、その金額に限度を設けたことであり、これによつて政府が契約することのできる金額の総額は、契約を結ぶときにおける米価安定特別会計における取納済み歳入額と借入金金の限度の總計から、すでに支出済みのもの、あるいは契約済みのものを差し引いた残額をこえてはならないことになっております。なお、附則において、本法の施行に伴つて農林省設置法に必要な改正を加えることになっております。

以上が政府原案の概要であります。委員会におきましては、農林当局から提案理由及び法律案の内容等について説明を聞き、統いて質疑に入り、米穀安定特別会計の現況及びその運用計画、玉系の米穀安定法、法案の第九條の二の規定による輸出適格生米の種類及びその政府買入れ價格、輸出適格生米の適正價格、第九條の三の米穀の異常な騰貴を防止するために必要な生米の保有数量、第十一條の米の値下りを防止するための米を保管する農林大臣指定農業者協同組合連合会の規模及びこの条によつて国庫補助の対象となる経費の内訳、米の保管設備の現状及びその整備対策、この法律によつて実施しようとする輸出適格生米の特別買入れ制度は、買入れではなく、むしろ実質的には担保融資ではないか、その性格、生米の價格と米の價格との定め方及び両者の関係並びにこれが当否、法案第九條の二の輸出適格生米特別買入れ相手機関、いわゆる保管会社の

機構及び機能、米穀價格安定制度の重点は、米穀安定にあるか、または米穀の安定にあるか等、その性格、米の生産費引き下げ対策、養蚕農業者協同組合信用保証協会の性格と本改正法案による米の保管設備との関係、その他種々な問題について質疑応答が行われたのであります。これが詳細については、會議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。

しかし、その間において明らかにされました問題を拾つて申し上げてみますと、「米穀安定特別会計の運用については、一応生米の上値押えに必要な生米の数量を三万俵くらいと押えて六十四億円のワク内でこれが買入れを行い、そのうち特別買入れは二万俵くらいと考へておるが、その細目は定めていない。玉系については、その輸出の比率が大きい現状からみて、特別買入れによつて米穀の安定が期待できると思ふ、特別買入れの價格は、海外における生米の需要を減退せしめ、輸出の阻害となるような高値であつてはならないのであつて、アメリカ市場の相場は現在四ドル五十セント見当で、これくらいであれば海外市場で売るのが困難はないといふことであるから、これら諸般の事業を考慮して米穀價格安定審議会に諮つて定めることにしたい。上値押えの保有必要量は現状では必ずしも大量を要しない。今のところ特別会計において三万俵と予定している。農林大臣指定の米を保管する農業者協同組合連合会は、全国区域のものも考へることにする。補助金対象の経費は、金及び倉庫についてはいままでの通り、その他は検討中であ

これは生米に加工し、あるいは生米と交換することができることになっております。第五は、政府が生米及び米の買入れ並びに補助金の交付の契約を締結した場合において、その金額に限度を設けたことであり、これによつて政府が契約することのできる金額の総額は、契約を結ぶときにおける米価安定特別会計における取納済み歳入額と借入金金の限度の總計から、すでに支出済みのもの、あるいは契約済みのものを差し引いた残額をこえてはならないことになっております。なお、附則において、本法の施行に伴つて農林省設置法に必要な改正を加えることになっております。



昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案 中小企業安定法の一部を改正する法律案外四件

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井瀧八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井瀧八君) 次に、漁港法第十七条第二項の規定に基づき、漁港整備計画の改正について承認を求め、その件、全部を問題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井瀧八君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(河井瀧八君) 日程第四、北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長石川榮一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月二十一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井瀧八君

北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

北海道防塞住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「並びに」を「及び」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公庫法第二十条第一項

第八条第二項の表中

多層家屋等内の防塞住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分以内	多層家屋等内の防塞住宅の建設費及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分以内
防塞住宅であつて、且つ、木造の住宅又は防火構造の住宅であるもの	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割以内	防塞住宅であつて、且つ、木造の住宅又は防火構造の住宅であるもの	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割以内

第八条第四項中「住宅」を「防塞住宅」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔石川榮一君登壇、拍手〕

○石川榮一君 たいま議題となりました防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案について、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法の促進法は、北海道の特殊事情にかんがみまして、北海道の住宅を不燃防塞構造化のために昭和二十八年に制定せられ、いわゆる住宅金融公庫が資金の貸付を行うことのできる住宅

に規定する木造の住宅又は防火構造の住宅(以下本条において「木造の住宅」又は「防火構造の住宅」といふ)の床面積を増加するための建設に係る場合においては、簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅であることを要しない。

多層家屋等内の住宅の建設費及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

に改める。

は、防塞住宅でかつ簡易耐火構造または耐火構造の住宅でなければならぬと規定されておるのであります。ところが、今回公庫は住宅の増築に対する融資も行ふことになったのであります。が、北海道の区域内におきましては既存の木造、または防火構造の住宅について増築を行う場合も、その増築にかかる部分が簡易耐火構造または耐火構造でなければ資金の貸付は受けられないことになっておるのであります。

このことは建築技術等の面から現実には即しない限りあり、ひいては北海道における建築融資の利用度を低下させることにもなりますので、この点を改正して、既存の木造または防火構造の住宅が増築を行う場合は、増築部分が防塞住宅である限り、簡易耐火構造または耐火構造でなくともよい理由並びにその内容であります。

本案は、七月十八日当委員会に付託され、慎重に審議をして参つたのであります。が、特に問題となりました。本案は、本法の北海道における住宅を不燃防塞構造にするという立法の精神に反するから、木造でなければならずとも建築技術上困難であるという場合に限り、これに對しては、

「本案は、増築の場合にのみ限つては、本法の精神を変えるものではなく、また増築融資の実施に當つては、技術上可能なものはできるだけ不燃構造にするよう指導していくつもりである」とのことでありました。詳細につきましては会議録で御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入り、またところ、田中、石井両委員から、「本案は、本法の不燃構造住宅の原則の但し書として許さるべきであり、どこまでも促進法の精神を生かして実施するより条件を付して賛成する。北委員からは、「本案は増築の場合の敷地関係、または技術上やむを得ない措置であつて賛成する」との発言がありました。次いで採決に入り、全会一致をもつ

て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井瀧八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井瀧八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井瀧八君) 日程第五、中小企業安定法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第六、繊維製品品質表示法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七、株式会社社科学研究所法案(衆議院提出)

日程第八、石油資源開発株式会社法案

日程第九、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井瀧八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。商工委員長吉野信次君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中小企業安定法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十年七月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井瀧八君

中小企業安定期法の一部を改正する法律

中小企業安定期法(昭和二十七年法律第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第三十条第二項及び第三十条三條を除く。)中「通商産業大臣」を「通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣」に、「通商産業省令」を「省令」に改める。

第一条中「製品の備給が著しく均衡を失した場合において、適切な備給調整措置を講ずることができようにし」を「過度の競争により当該部門の製品に関する国内取引又は輸出入貿易の円滑な運行が阻害されており又は阻害される虞がある場合に、適切な備給調整その他取引の安定を確保するための措置を講ずることができようにし」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律の適用を受ける業種は、工業部門に属する業種のうち、左の各号に掲げる要件に適合するものにつき政令で指定するものとする。

一 当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね三分の二以上が中小企業者であり、且つ、当該業種に係る製品(加工品を含む。以下同じ。)の過去一年間の総生産数量のおおむね二分の一以上が中小企業者によつて生産されていること。

二 過度の競争により当該業種に係る製品に関する国内取引又は輸出入貿易の円滑な運行が阻害され、若しくは阻害される虞があること。

第十五条のうち第一号、第二号及び第三号中「製品の検査」を「検査」に、「第三号中各号」を「第二号」に改め、第四号中「製品の原材料の」の下に「購入数量若しくは」を加え、同号中「原材料の検査」を「検査」に、第六号中「貸付並びに組合員のためにするその借入」を「貸付(あつ、旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。)」に、第八号中「前七号」を「前八号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 組合員が生産をする指定業種に係る製品の品質、意匠又は品種に関する制限(これらの制限を確保するための検査を含む。)

第十六条第一項中「生産設備に関する制限」の下に「若しくは原材料の購入数量に関する制限」を加え、同条第三項第一号中「各号」を「第二号」に改め、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、当該申請を受理した日(第三十五条の二の規定により当該申請について都道府県知事を経由させる場合においては、都道府県知事から通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣に当該申請が到達した日)から起算して一月以内に、認可又は不認可の処分をしなければならぬ。

5 前項の期間内に同項の処分がなされなかつたときは、当該期間が満了した日の翌日において第一項の認可があつたものとみなす。

6 通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣が第一項の認可の申請に関し申請者に報告を求めたときは、その日からその報告を通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣が受理するまでの期間は、これを第四項の期間に算入しない。

第二十六条のうち第一号、第二号及び第三号中「製品の検査」を「検査」に、「第三号中各号」を「第二号」に改め、第四号中「製品の原材料の」の下に「購入数量若しくは」を加え、同号中「原材料の検査」を「検査」に、同条第六号中「貸付並びに組合員のためにするその借入」を「貸付(あつ、旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員たる調整組合及びその組合員に対する貸付を含む。)」に、第八号中「前七号」を「前八号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 会員たる調整組合が行うその組合員に対する指定業種に係る製品の品質、意匠又は品種に関する制限(これらの制限を確保するための検査を含む。)

二十九条のうち第一項中「適用を受けることとなつた場合において、且つ、申請があつたときは」を「申請があつた場合において、且つ、申請があつたときは」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 会員たる調整組合が行うその組合員に対する指定業種に係る製品の品質、意匠又は品種に関する制限(これらの制限を確保するための検査を含む。)

出があつた場合において、「当該業種に係る産業の存立及びその関連産業に及ぼす重大な悪影響を除去することができない」と認めるときに限り、「当該業種に属する中小企業の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずると認めるときは」に、「若しくは販売価格を、販売価格、品質、意匠若しくは品種」に改め、同項中「原材料の」の下に「購入数量」を加え、同項中「当該業種に係る製品の備給調整を阻害する」を「当該業種に係る製品の備給調整の目的を達成すること」に改め、第二項第一号中「規定する事項を克服する」に改め、第三項を削り、第四項中「第二項を」を「前項に改め、同項を第三項とし、第五項を第四項とする。」に改め、第二十九条の二の見出し中「許可等」を「制限」に改める。

第三十条のうち第二項中「通商産業大臣は、」を「通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣は、」に改め、第十六条第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)

第三十二条の次に次の一項を加える。

第三十二条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整計画の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程又は総合調整計画の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

第三十二条の次に次の一項を加える。

但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき又は組合員若しくは会員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようとするとき。

二 第三十条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第四項の請求に応じ、通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣が第十八条第一項又は第二項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による処分をした場合を除く。

第三十二条の次に次の一項を加える。

第三十条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整計画の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程又は総合調整計画の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

第三十二条の次に次の一項を加える。

3 改正前の規定に基いてした命令、処分、手続その他の行為は、改正後の相当規定によつてしたものとみなす。

4 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条のうち第十四条の改正規定の次に次のように加える。

第二十七条中「から第十四条まで」とを「第十四条」に改める。

附則第二十条のうち第二十八条の改正規定中「通商産業大臣」を「通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣」に改める。

「審査報告書は都合により追録に掲載」  
織維製品品質表示法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月十五日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 河井彌八郎

織維製品品質表示法案  
織維製品品質表示法  
(目的)  
第一条 この法律は、織維製品の品質の正しい表示の実施を図ることによつて、一般消費者の利益を保護することを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律で「織維製品」とは、別表に掲げる織維製品をいう。

2 この法律で「製造業者」とは、織維製品の製造又は加工の事業を行う者をいい、「販売業者」とは、織維製品の販売の事業を行う者をいう。  
(正しい表示の義務)

第三条 製造業者若しくは販売業者又は製造業者若しくは販売業者の委託を受けて織維製品にその品質を表示する事業を行う者は、織維製品の品質を示す文字であつて政令で定めるもの(以下「指定文字」といふ)を用いて指定文字ごとに政令で定める品質のものでない織維製品にその品質を表示し、又はその表示と紛らわしい表示をしてはならない。

2 製造業者若しくは販売業者又は製造業者若しくは販売業者の委託を受けて織維製品にその品質を表示する事業を行う者は、その表示にその者の氏名又は名称を附記しなければ、指定文字を用いて織維製品にその品質を表示し、又はその表示と紛らわしい表示をしてはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。  
(表示の強制)

第四条 製造業者又は販売業者は、次の織維製品のうち政令で定めるものについては、通商産業省令で定めるところにより指定文字を用いてその品質を表示したものを(その品質のうち政令で定めるもの)については、通商産業大臣がその通商産業省令で定めるところにより指定文字を用いて表示したものでなければ、販売し、又は販売のために陳列してはならない。

一 生活必需品たる織維製品であつて、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるもの

二 前号の織維製品の原料又は材料たる織維製品であつて、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、これを原料又は材料として製造し又は加工する同号の織維製品の品質の正しい表示の実施を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるもの

2 前項の規定は、次の場合には、適用しない。  
一 織維製品を輸出するとき。  
二 その織維製品が故又はくずであるとき。  
三 その織維製品が通商産業省令で定める種類のものであつて、通商産業省令で定める量以下のものであるとき。  
四 前各号のほか、通商産業省令で定める場合

3 第一項の規定の適用に關して必要な経過措置は、政令で定める。  
第五条 前条第一項の規定の適用については、通商産業大臣の認可を受けた者が同項の通商産業省令で定めるところにより同項の政令で定める品質についてした表示は、同項の規定により通商産業大臣がしたものとみなす。

2 通商産業大臣は、前項の認可を申請した者が、前条第一項の政令で定める織維製品が同項の政令で定める品質のものであるかどうかを識別する方法によらなければならぬ。

一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けけることがなくなつた日から二年を経過しない者  
二 次項の規定により認可を取り消され、取消の日から二年を経過しない者  
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

3 通商産業大臣は、第一項の認可を受けた者がこの法律の規定に違反したとき、又は不正な手段により同項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

4 第一項の認可を受けた者は、前条第一項の政令で定める織維製品であるかどうかを識別するには、通商産業省令で定める方法によらなければならぬ。

(織維製品品質表示審議会)  
第六条 織維製品の品質の表示に關する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、織維製品品質表示審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員三十人以内で組織する。  
3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第七条 通商産業大臣は、第三条第一項若しくは第四条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は同項若しくは第五条第四項の通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(手数料)  
第八条 通商産業大臣に第四条第一項の規定による表示をすることを求めようとする者は、同項の政令で定める織維製品の価格の千分の五をこえない範囲内で政令で定める額の手数を納めなければならない。

2 第五条第一項の認可を申請する者は、一万円をこえない範囲内で政令で定める額の手数を納めなければならない。

(報告及び立入検査)  
第九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者若しくは販売業者若しくは製造業者若しくは販売業者の委託を受けて織維製品にその品質を表示する事業を行う者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、織維製品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十條 この法律の規定による行政庁の処分に対して不服のある者は、通商産業大臣に訴願をすることが出来る。

第十一條 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は地方公共団体の長に行わせることが出来る。

第十二條 第三條第一項又は第四條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十三條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三條第二項又は第五條第四項の規定に違反した者

二 第九條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(罰則規定)

第十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第六條、第七條及び次項の規定は、公布の日から施行する。

第二十五條第一項の表中

高圧ガス保安審議会	高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。
繊維製品品質表示審議会	繊維製品の品質の表示に関する重要事項を調査審議すること。

高圧ガス保安審議会

高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

別表

一 糸(その全部又は一部が綿花、落綿、綿反毛、羊毛その他の毛、毛反毛及び政令で定める

化学繊維以外の繊維であるものを除く)。  
二 前号に掲げる糸を使用して製造した織物及びメリヤス生地であつて、政令で定めるもの

三 第一号に掲げる糸を使用して製造したメリヤス製品及び前号の政令で定める織物又はメリヤス生地を使用し製造し又は加工した繊維製品であつて、次に掲げるもの(政令で定めるものを除く)。

- イ 上衣
- ロ ブロン
- ハ スカート
- ニ ドレス及びホームドレス
- ホ セーター、カーディガン及びジャケット
- ヘ ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツその他のシャツ
- ト ブラウス、かつぼう着、事務服及び作業服
- チ エプロン
- リ オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコートその他のコート
- ス 子供用オーバーオール及びロンパース
- ル 下着
- ラ 寝衣
- ワ 靴下
- カ 足袋
- コ 手袋
- ク ハンカチ
- ケ 毛布
- ク 敷布
- ツ タオル及び手ぬぐい

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十年七月二十二日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 河井彌八郎  
株式会社科学研究所法

(研究所の目的)  
第一条 株式会社科学研究所は、わが国産業の振興および発展に寄与するため、科学技術の向上に必要な事業を営むことを目的とする株式会社とする。

第二条 株式会社科学研究所(以下「研究所」といふ)の株式は、額面株式とする。

第三条 研究所は、記名株式とする。

第四条 研究所は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四條の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、次の各号に掲げる者が議決権の三分の一以上を占めることとならぬようにするため、株式の譲渡を制限することができる。

- 一 日本国籍を有しない人
- 二 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- 三 外国の法令に基いて設立された法人その他の団体
- 四 法人であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の方の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

(政府の出資)  
第三条 政府は、予算の範囲内において、研究所に対して出資することが出来る。

(商号の使用制限)  
第四条 研究所以外の者は、その商号中に株式会社科学研究所という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人數)  
第五条 研究所の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(代表取締役等の選定等の決議)  
第六条 研究所の代表取締役の選定及び解任並びに監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(代表取締役の兼職制限)  
第七条 研究所の代表取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範囲)  
第八条 研究所は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 科学技術に関する試験研究
- 二 前号の事業に係る成果の普及
- 三 前二号に掲げるもののほか、研究所の目的を達成するために必要な事業
- 2 研究所は、前項第三号に掲げる事業を営むときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

昭和三十年七月二十七日 衆議院會議録第四十一号、中小企業安定法の一部を改正する法律案外四件

同、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときは、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可にあつては、研究所における研究の自主性を不当に拘束しないよう考慮して、これをするものとする。

(重要な財産の譲渡等)

第十条 研究所は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債の募集及び資金の借入)

第十一条 研究所は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第十二条 研究所は、商法第二百九十七条の規定による制限をこえて、社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により研究所に現存する純財産額のうち、少ない額の二倍をこえてはならない。

(一般担保)

第十三条 研究所の社債権者は、研究所の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(補助金の交付)

第十四条 政府は、研究所に対し、予算の範囲内において、第八条第一項第一号の事業を行うために必要な費用の一部を補助金として交付することができる。

(定款の変更等)

第十五条 研究所の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第十六条 研究所は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十七条 研究所は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(協議)

第十八条 通商産業大臣は、第九条から第十一条まで又は第十五条(研究所の定款の変更の決議に係るものについては、研究所が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十九条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所からその業務

若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、研究所の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十条 研究所の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを取受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これは、よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、取受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十一条 前条第一項のわいろを供し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十二条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした研究所の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

二 第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

三 第十一条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借入れたとき。

四 第十六条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不实の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第十七条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十四条 第八条第二項の規定に違反した場合においては、その違反行為をした研究所の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第二十五条 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

4 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 昭和二十七年八月四日設立された株式会社社会科学研究所(以下「旧研究所」という。)は、研究所の設立委員の任命後二月以内に商法第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、研究所に対してその営業の全部を出資することができる。

6 旧研究所が前項の出資をする場合においては、旧研究所の株主は、その所有する株式の數に比例して、研究所の株式引受人となる。

7 前項の規定により引き受けることとなる研究所の株式に一株に満たないものがある者の所有する旧研究所の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項に規定する処分をすることができる。

8 旧研究所は、附則第五項の決議があつた後は、その財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

9 附則第五項の規定により旧研究所が出資する営業の価格は、臨時に通商産業省に置く評価審査会が決定する。

10 前項の評価審査会は、委員七人をもつて組織する。

11 旧研究所は、附則第五項の出資をする場合においては、研究所の成立の時に於いて、解散するものとし、その権利及び義務は、研究所に承継されるものとする。この場合においては、商法第七十七条第三項の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

2 通商産業大臣は、設立委員を命じ、研究所の設立に關して発起人の職務を行わせる。

3 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

12 前項の場合において、旧研究所の株式を目的とする買権は、附則第六項の規定により旧研究所の株主が受けるべき株式又は附則第七項の処分により旧研究所の株主に交付すべき金額の上に存在する。

13 商法第二百九条第四項の規定は、前項の買権に準用する。

14 株式申込証には、附則第三項の定款の認可の年月日を記載しななければならない。

15 附則第六項の規定により旧研究所の株主が研究所の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、研究所の設立は、募集設立に関する商法の規定によるものとする。

16 商法第六百七条及び第六百八十一条の規定は、研究所の設立については適用しない。

17 附則第二項から前項までに規定するもののほか、第九項の評価審査会、研究所の設立及び旧研究所の解散に関して必要な事項は、政令で定める。

(商号についての経過規定)

18 第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に株式会社科学研究所という文字を使用している者については、研究所の成立後六月間は、適用しない。

(事業計画等についての経過規定)

19 研究所の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第九条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

20 (租税特別措置法の改正) 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の五の次に次の一条を加える。

第十条の六 株式会社科学研究所が、左の各号に掲げる事項について、登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。

ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資及び株式会社科学研究所法附則第五項の出資に係る部分に限る。

一 会社の設立

二 会社の資本増加

(工業技術院設置法の改正)

21 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 株式会社科学研究所に關する事務を処理すること。

第六条に次の一号を加える。

五 株式会社科学研究所に關する事項

[審査報告書は都合により追録に掲載]

石油資源開発株式会社法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

石油資源開発株式会社法案

石油資源開発株式会社法

(会社の目的)

第一条 石油資源開発株式会社は、石油資源の開発を急進かつ計画的に行うことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第二条 石油資源開発株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(商号の使用制限)

第三条 会社以外の者は、その商号中に石油資源開発株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人數)

第四条 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第五条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(取締役の兼職制限)

第六条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範囲)

第七条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 石油の探鉱

二 石油の採取及びこれに伴う可燃性天然ガス(以下「ガス」という。)の採取

三 石油及びガスの販売

四 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2 会社は、前項第四号に掲げる事業を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画等)

第八条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

これらの変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第九条 会社は、通商産業省令で定める重要な財産(石油又はガスを目的とする鉱業権を除く。)を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(鉱業権の譲渡等)

第十条 会社は、石油又はガスを目的とする鉱業権を譲渡し、又は譲り受けようとするときは、その譲渡又は譲受の相手方、対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

石油資源探鉱促進臨時措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第十二条第一項の決定に基き石油を目的とする鉱業権を譲渡し、又は譲り受けようとするときは、この限りでない。

2 会社は、石油若しくはガスを目的とする鉱業権を放棄し、又は石油若しくはガスを目的とする探鉱権に抵当権を設定しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債の募集及び資金の借入)

第十一条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第十二条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額の二倍をこえてはならない。

(一般担保)

第十三条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(探鉱費用の繰延)

第十四条 会社は、その成立の日から成立後五年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに支出した探鉱の費用を貸借対照表の資

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 中小企業安定法の一部を改正する法律案外四件

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十二号 中小企業安定法の一部を改正する法律案外四件

七一四

産の部に計上することができる。

この場合には、会社は、その成立後十五年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに、通商産業省令で定めるところにより、毎営業年度その一部を消却しなければならない。

(利益配当の制限)

第十五条 会社は、その成立の日の属する営業年度から成立後五年を経過する日の属する営業年度までは、利益の配当をすることができない。

(定款の変更等)

第十六条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第十七条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十八条 会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(協議)

第十九条 通商産業大臣は、第二条第三項、第八条から第十一条まで又は第十六条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更す

るものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第二十条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十一条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関し、わいろを受取り、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十二条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十三条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。  
二 第八条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。  
三 第九条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

四 第十条第一項の規定に違反して、鉱業権を譲渡し、又は譲り受けたとき。  
五 第十条第二項の規定に違反して、鉱業権を放棄し、又は探掘権に抵当権を設定したとき。

六 第十一条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。  
七 第十七条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

八 第十八条第二項の規定による命令に違反したとき。  
九 第二十五条 第七条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第二十六条 第三条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算する。

(会社の設立)  
2 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。  
3 政府は、会社の設立に際し、その所有する帝國石油株式会社株式をもつて会社に対する出資の目的とすることができる。

4 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。  
5 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

6 設立委員が第四項の規定により作成する定款に政府が出資する帝國石油株式会社株式の価格を記載するときは、その価格は、定款の作成の日前一月の平均価格としなければならない。  
7 設立委員は、第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けられない株式につき、株主を募集しなければならない。

8 株式申込証には、定款の認可の日月日を記載しなければならない。  
9 商法第六十七條、第八十一條及び第八十五條の規定は、会社の設立については、適用しない。

(商号についての経過規定)  
10 第三条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に石油資源開発株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(事業計画等についての経過規定)  
11 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第八条中「毎営業年度の開始前」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(補助金)  
12 政府は、昭和三十年度に限り、会社に対し、予算の範囲内において、大蔵省令、通商産業省令で定めるところにより、石油の探鉱の費用の一部を補助金として交付することができる。

(租税特別措置法の改正)  
13 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のよう

に改正する。  
第十条の四の次に次の一条を加える。  
第十条の五 石油資源開発株式会社

社が左の各号に掲げる事項について登記又は登録を受ける場合における登録税は、これを免除する。ただし、第一号及び第二号の登記については、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資に係る部分に限る。

一 会社の設立  
二 会社の資本増加(会社の成立の日以後五年内に行われる場合に限る。)

一 会社の設立  
二 会社の資本増加(会社の成立の日以後五年内に行われる場合に限る。)

三 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の設定(会社の成立の日以後五年内に行われる場合に限る。)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十年七月十二日

衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 河井彌八郎

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 補助(第十四条―第二十四条)」を「第三章 削除」に改める。

第一条中「とともに、その探鉱及び掘探の促進を図る」を削る。

第三章 削除  
第十四条から第二十四条まで 削除  
第四十三条第一号中「第十八条」を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行前に改正前の第十六条の規定による交付の決定が

あつた補助金については、なお従前の例による。  
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔吉野信次君登壇、拍手〕

○吉野信次君 ただいま議題になっております五つの法律案につきまして、日程の順序で御報告を申し上げます。

まず、中小企業安定法の一部を改正する法律案、御承知の通りこの法律は、中小工業の多い業種におきまして製品の需給がひどくアンバランスになつて不況に陥りました場合に、当業者の経営安定をはかるため、調整組合によつて生産制限等の調整を講じ得るようになす法律案の適用除外を定めたものでございます。昭和二十七年制定以来今日まで二十三の業種にわたつて二百余の調整組合ができておりますし、またアウトサイダーを規制する第二十九条の命令も六つの業種について発動されております。しかるに、この法律の発動の条件、いわゆる不況の要件といふものが少しきびし過ぎるのでありまして、これを緩和して、あわせて輸出貿易にも適用できることを主眼として、今回来議院議員小笠公昭君より本改正案が提出をせられました。来議院で修正されました。ここに上程を見た次第でございます。

改正の要点は、本法の目的と適用の要件を拡張いたしました。過度の競争により当該部門の製品に関する国内取引又は輸出貿易の円滑な運行が阻害され又は阻害される虞がある場合に改めたこと、これが第一点であります。

す。第二点、調整組合と同連合会の事業範囲を拡張いたしました。製品の品質や意匠や品種に関する制限、並びに原材料の購入数量に関する制限ができるようにした点であります。第三点、行政庁が調整規程や総合調整計画の認可、不認可を定める期限につきまして、所管大臣は認可申請を受理いたしました後一カ月以内に、その処分をしなければならぬこととし、この期間を経過いたしましたときには認可があつたものとみなす、こゝういふふうにした点であります。第四点、第二十九条による調整命令につきましては、発動の要件をゆるやかにして命令の期間に関する制限を削除したことであり、第五点、公正取引委員会との関係につきまして、現行法では所管大臣が調整規程や総合調整計画を認可しよるとするときは、公正取引委員会との同意を必要としたておりましたのを、今度協議に改めた点であります。第六点、所管大臣につきまして、現行法では通商産業大臣の専管事項となつておりましたが、通商産業大臣以外の主務大臣が、指定業種に属する事業を所管しておる場合は、通商産業大臣と当該主務大臣との共管とすることに改めた点でございます。

この法案の委員会における審議の経過におきまして、「本改正を必要とするに至つた具体的な事例はどうか。」こゝういふ質問に対して、提案者等から、「慢性的な不況状態にある繊維業並びに過度な競争によつて輸出価格の低落を見ておる、ミシン製造業」などの事例について説明がございました。「輸出取引法の改正案が、メーカーの協定を、別に業種指定なくして行い得ることになつておるが、本改正案では、なお業種指定を残しておくのはどういふわけか。」こゝういふ質問に対して、提案者から、「調整組合は協定と違つて恒久的な組織であり、行政庁の処理能力や組合結成の必要性の緩急といふことなどから見て、まだ業種指定をはずす段階には至つていない。」こゝういふ答弁がございました。また通商産業大臣と主務大臣との共管に改めることは、行政体系の混乱と当業者の手続の煩瑣をもたらすのではないかと、この質問に対しては、「通商産業省には中小企業庁というものがあつて、また中小企業安定審議会が設けてあつて、本法の適用について重要な調整を行つておるもので、主務大臣との共管といふことがありまして、別に困難な事態は生じない、こゝういふ心配はない」といふ答弁がございました。その他詳細は、速記録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終つて、討論に入りましたところ、河野委員から、「共管事項とするといふことは、いたゞらに行政機構に混乱を生じ、また事業者にとつても手続が不便になる」からという理由で、本改正案に反対であるという意見が述べられました。次に三輪委員から、「本改正案の目的には賛成であるが、中小企業自体は調整組合のみでは救われぬものがあるから、政府はすみやかに対策を樹立すること、及び本法の適用に関しては特に中小企業者や零細企業者が振り落されないよう措置することを希望条件として賛成する」といふ意見が述べられました。次いで採決に入りましたところ、本法律案は、多数をもつて衆議院提出案通り可決すべきものと決定いたしました。

繊維製品品質表示法案について申し上げます。繊維製品は衣料品として国民生活に欠くべからざる必要品であります。近年、化学繊維が非常に進歩いたしました。各種の繊維の混紡、交織がますます盛んになつて参つたので、繊維製品の種類は複雑となつて、一般消費者にとつてはその識別が困難な場合が多くなつて参りました。こゝういふような実情から繊維製品の内容を適当な方法によつて表示を行わせることによつて、一般消費者が品質を正しく認識してこれを購入して、有効適切に消費を保護をはかるために、この法律案が提案されたのであります。そのおもなる点を申し上げます。第一点は、重要な繊維製品につきまして、その品質を示す名称を指定し、その名称の示す繊維製品の備えていないものはならない内容を明らかにしたること。第二点は、繊維製品の製造業者、販売業者等が定められた名称を使用し、繊維製品を表示する場合には、必ず定められた内容のものでなければならぬこととし、不正な表示を禁止しておること。第三点は、繊維製品の表示については、業界の自発的措置、いわゆる任意表示によつて適正な表示が励行されることを建前としておりますけれども、業界の自主的措置のみによつては、表示が励行されない、あるいは不正な表示が行われるような場合には、表示を強制して、あるいは表示者を限定するなどの措置を講ずることができるようにしたこと。第四点は、本法は製造業者、販売業者、

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 中小企業安定法の一部を改正する法律案外四件

消費者に影響するところが甚大でありますので、繊維製品品質表示審議会を設けまして、重要な事項を審議することにしたこと。さらに本法案の別表といひましたし、本法案で、いろいろ繊維製品の種類が列挙してあります。大体において絹、麻類を除きまして、主として綿、毛、化繊の三者と、それらの混紡、交織のものに適用する意図が現われております。

衆議院におきまして、本法案につきまして、罰則に関する規定について若干の修正が施されております。

本委員会において、栗山委員その他の各委員から、いろいろの質疑がなされたのであります。そのおもなものを申し上げますと、「化学繊維の育成策と本法との関係がどうか。」「いろいろ質問に対しては、化学繊維を育成することは必要であり、化学繊維の普及及び化繊混用施策の推進をはからなければならぬが、このためには消費者に化繊製品及び化繊混用品について正しい認識を持ってもらい、その需要を喚起する必要がある」といふ答弁がありました。本法の施行による中小企業者への影響はどうか。この質問に対しては、「本法の施行によって、中小企業者の品質表示についても法の裏づけがあるため、購買者に安心感を与えることになるから、かえって中小企業者にとっても有利になると考へる」といふ答弁がございました。本法の施行によって品質を表示したものについては、どの製品でも、またどの店でも買つても、同じ信頼度においていいものであるという点を消費者に認識させて、消費者が表示のないものは買わないよ

うにするというふうに、消費者の啓蒙宣伝の必要があると思ふが、その用意はあるのか」といふ質問に対しては、「表示制度の理解が必要であるから、消費者に対する啓蒙宣伝のためには若干の予算を設けて、説明会を開くとか、あるいは解説書を頒布するとかいふふうに、本法の趣旨の普及徹底をさせる考へである」といふ答弁がございました。その他いろいろ質疑応答が行われましたが、詳細は、速記録について御了解を願ひたいと思ひます。

かくて質疑を終了して、討論に入りましたところ、古池委員から、

一、本法の実施に当つては、任意表示に重点を置き、業界の自主的表示の励行によつて品質表示の目的を達成し得るよう、指導、援助を行ふ等運営に留意し、必要止むを得ざる場合のほか、強制表示、強制検査を極力避けること。

一、強制表示、強制検査をなさんとする時は、中小商工業者特に小売業者に対し、無用の混乱と過重な負担を生ぜしめないよう適切な処置を講ずること。

一、検査機関の認可に当つては、受検者特に中小企業者の立場を考慮し、受検のために物的にも精神的にも過重な負担とならないよう留意すること。

一、繊維製品品質表示審議会の運営については、広く繊維業界各部門の代表者を参加せしめ、中小企業者の立場をも十分に反映し得るよう慎重な考慮を払ふこと。

一、消費者の利益を保護するため、将来着績、縮反毛及び毛反毛を使用

する繊維製品の品質表示について直ちに検討を加へること。

という趣旨の付帯決議を付して賛成するといふ意見が述べられました。次いで、三輪委員から、「特に強制表示、強制検査は、真にやむを得ない場合のほかは避けるべきであり、また法文も非常にわかりにくい点が多いから、実施に当つては十分注意すべきである」といふことと要望がございました。本案並びに付帯決議案に賛成する旨の意見の開陳がございました。

かくて討論を終り、採決をいたしましたところ、本法律案は、全会一致をもって衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、古池委員から提案されました付帯決議案も、これまた全会一致をもって原案の通り、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

最後に、通商産業大臣からは、「この付帯決議の趣旨はこれを尊重して善処する」旨の発言がございました。

次に、株式会社科学研究所法案。わが国のような狭い土地で人口の多

い、この資源の乏しい所では、科学技術振興の必要であるといふことは申すまでもないのであります。現在わが国におきましては、総合研究機関としては株式会社科学研究所がただ一つあるだけあります。これは大正六年財団法人理化学研究所として発足して以来、三十数年にわたつてわが国科学技術の発展に多大の貢献をしてきたのであります。昭和二十三年財団法人から株式会社へ改組されました。民間法人たる株式会社科学研究所として再発足したのであります。ところが、発足後まだ日も浅いのであります。産

界からの数度にわたる資金援助にもかかわらず、資金的基礎が非常に弱いため、極度に財政的不振に陥りまして、このまま推移いたしますと、いふところ、この総合研究所としての基礎はますます弱体化して、ついには閉鎖の悲運に陥る懸念もなしとしない状況になつてきたのであります。大體基礎研究を含む総合研究機関におきましては、当初からこの採算の基礎において経営するといふことはきわめて困難でありまして、どうしても国の援助が必要なのであります。そこでこの法律案は、半官半民の特殊会社として株式会社科学研究所とすることを設立し、民間資本とあわせて総合研究所の飛躍的發展をはかる意図のもとに提案されたのであります。

その内容は、目的としてわが国産業の発展及び振興に寄与するため、科学技術の向上に必要な事業を営む株式会社としたこと、国が同研究所に対し所要の援助をする規定を設け、一方通商産業大臣の監督規定を設けたこと、株式会社科学研究所の設立に伴う諸般の規定を設けたこと、これが法案の内容でございます。

委員会の審議におきまして特に問題となりました点は、「株式会社組織のもとに同研究所に対して国が所要の援助をするといふことは不適当ではないか、将来はやはり財団法人のようなものとして研究に専念できるようにやつて、国が強力な援助をして、わが国科学技術の振興をはかるべきである」といふ意見が、各委員から強く唱えられたのであります。通商産業大臣もこの趣旨を了とされ、「将来その方

向に向つて努力する」との答弁がございました。その他の質疑応答につきましては、詳細は速記録に譲りたいと思ひます。

かくて討論に入りましたところ、海野委員、上林委員から、それぞれ賛成の意見が述べられました。

討論を終つて採決いたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、石油資源開発株式会社法案。これについて申し上げます。

本法案は、いわゆる石油資源開発五カ年計画に基いて、わが国の石油生産を年間百万キロリットル程度にまで増加させるために、政府が半額出資をして特殊会社を設立いたしました。所要の助成措置を講ずるとともに、当該会社に對して国の監督を行ふとするものであります。

本案の内容の概要を申し上げますと、第一は、会社の目的についてであります。石油資源の急速かつ計画的なる開発を実施することを明かにして、会社の事業を石油資源の探査、石油及び可燃性天然ガスの採取及びその販売、その他この会社の目的を達成するため必要なる事業に限定してあるものであります。第二点は、政府が常時この会社の株式の二分の一以上を保有することとしたこと、特殊会社としての性格を明確にするとともに、その設立に際して政府の現在所有してある帝國石油株式会社の株式を現物出資することと規定し、さらに石油の探査がきわめてリスクの多い特殊な事情から考へまして、繰り延べ経理を認めると同時に、配当制限によつて探査資金の

社外流失を防止する措置を講じた点であります。第三点は、探鉱に必要な費用の一部について、補助金を本年度に限り交付し、ほかに社債発行限度等の特例を規定することによって、資金確保に遺憾なきを期してある点であります。第四点は、重要財産及び鉱業権の譲り受けその他重要な各事項については、通商産業大臣の認可及び監査を行うこととして、そのうち所要事項については大蔵大臣と協議すべきことを規定しております。その他、登録税の免除、役員を選任等について、いろいろ規定があるのであります。

委員会におきましては、本法案に対する質疑の詳細は速記録に譲りたいと思っておりますが、中心の問題は、この資源開発会社の性格と、それから同会社の資金計画、それから同会社と帝國石油株式会社の関係でございます。特にこの資源開発会社と帝國石油株式会社との関係につきましては、帝國石油株式会社の譲り渡しを受くべき鉱業権のその評価方法、今後帝國石油株式会社はどうか、資本金になるのか、帝國石油株式会社が資源開発会社に転換すべき従業員の問題などについて、政府との間にいろいろ質疑応答があったのであります。

質疑を終りまして討論に入りましたところ、高橋委員から一つの修正案が提出いたしました。その内容は、一、第十條鉱業権の譲渡の第一項の但書を削り、石油資源探鉱促進臨時措置法第十二條第一項により、通商産業局長の決定事項となつて石油の試掘権の譲受等も通商産業大臣の認可及び大蔵大臣との協議事項とすること。

二、更にこの条項の運用、即ち通商産業大臣が認可する際には、通商産業省に臨時に新設する石油鉱業権評価審査会に鉱業権の対価の額、対価支払の時期及び方法についてその意見を聴取しなければならぬ。これが大体その修正案の趣旨であります。

さらに同高橋委員から、本法案に対する付帯決議が提出されました。すなわち

一、政府は石油資源開発株式会社を帝國石油株式会社より譲り受ける鉱業権の対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について第十條第一項の認可をするに当つては、帝國石油株式会社が特殊法人として設立されるに当り、民間より強制的に鉱業権の現物出資をせしめたること、自後探鉱試験に關し、多額の国庫補助金を受けたる事実を十分考慮の上、適正を期すべきである。

一、政府は石油資源開発株式会社を資金の確保につき万全の措置を講じ、五カ年計画の完全なる遂行に努めんとすること。

一、政府は石油資源開発株式会社の設立に伴う帝國石油株式会社の従業員の職場転換に際してはその処遇につき不当なきよう監督すること。

以上であります。次いで三輪委員、小松委員から、高橋委員提出の修正案、修正部分を除く政府原案、さらに高橋委員提出の付帯決議案について、それぞれ賛成の旨の意見の開陳がございました。

かくて討論を終り、採決に入りましたところ、まず高橋委員提出の修正案、修正部分を除く政府原案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。高橋委員提出の付帯決議案も全会一致をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

最後に、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、石油資源開発株式会社の設立に伴い、従来から行われていた石油及び可燃性天然ガスに対する国庫補助等の助成措置は、今後資源開発会社に対して、これを行うこととするので、石油及び可燃性天然ガスに対する補助金に關する規定を全面的に削除したものであります。

委員会における審議の詳細は、速記録に譲りたいと思はれますが、特にメタン系の天然ガスの探鉱に關して問題のあったことを申し添えておきます。

質疑を終りましたして討論に入りましたところ、高橋委員から、いわゆるメタン系天然ガス開発の現状から、天然ガス探鉱に対する国の補助金制度は残存すべしという趣旨の修正案が提案されました。これに対して三輪委員、小松委員から、それぞれ修正案、それから修正部分を除く原案に賛成の旨の意見の開陳がございました。採決の結果、高橋委員提出の修正案、修正部分を除く原案につきまして、それぞれ全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより五案の採決をいたします。

まず、中小企業安定法の一部を改正する法律案、全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、繊維製品品質表示法案  
株式会社科学研究所法案  
以上、両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、石油資源開発株式会社法案  
石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案  
以上、両案全部を問題に供します。

委員長の報告は、いずれも修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもって委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第十、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)  
日程第十一、国家公務員に対する寒冷手当及び石炭手当の支給に關する法律案の一部を改正する法律案(千葉恒君外五十二名発議)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と仰ふ者あり  
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長新谷貞三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕  
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。  
昭和三十年七月八日  
衆議院議長 益谷 秀次  
參議院議長 河井彌八郎

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の、一部を次のように改正する。  
附則第二十四條の次に次の二條を加える。  
第二十四條之二 旧軍人、旧軍人又は旧軍人の恩給の基礎在職年を計算する場合においては、前條第一項の規定にかかわらず、同条同項第一号に掲げる實在職年以外の旧軍人、旧軍人又は旧軍人としての引き続く一年以上七年未満の實在職年、恩給の基礎在職年に算入するものとする。ただし、同条同項同号に掲げる實在職年以外の旧軍人、旧軍人又は旧軍人の普通恩給を受ける権利を取得する者については、この限りでない。

七一七

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案外一件

2 前項本文の規定の適用がある場合に於いて、恩給の基礎に職年数が旧軍人、旧軍人又は旧軍人の普通恩給に於いての所要最長在職年数をこえることとなるときは、当該所要最長在職年数をこえる年数は、恩給の基礎に算入しないものとする。

(旧勅令第六十八号第八條第一項の規定に該當して拘禁された者の在職年の計算に於いての特例)

第二十四條の三 旧恩給法の特例に關する件の特例に關する法律による改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項(以下「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項」といふ。)の規定に該當して拘禁された者(在職中の職務に關して拘禁された者を含む。)の拘禁前の公務員(公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ。)として在職年の計算に於いては、拘禁前の公務員としての在職年が普通恩給に於いての最長恩給年限に達している者の場合を除き、当該公務員としての在職年数を、拘禁された日の属する月(その日の属する月において公務員として在職していた場合)に算入するものとする。

合に於いては、その月の翌月)から当該拘禁が解かれた日の属する月(その日の属する月において公務員として在職していた場合)において、その月の前月)までの年月数を加えたものによる。ただし、普通恩給に於いての最長恩給年限をこえることとなる場合においては、当該最長恩給年限をこえる年月数については、この限りでない。

附則第二十六條中「又は第二十九條」を、「第二十九條又は第二十九條の二」に改める。

附則第二十九條第一項中「旧恩給法の特例に關する件の特例に關する法律による改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項(以下本条において「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項」といふ。))を「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項」に改める。

附則第二十九條の次に次の一條を加える。

第二十九條の二 改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項の規定に該當して拘禁された者(在職中の職務に關して拘禁された者をい

ふ。)がその拘禁中に自己の責に歸することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつた場合において、裁定庁がこれを在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかかつた場合と同視することを相当と認めるときは、その者を在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかかつたものとみなし、その者又はその遺族に対し相當の恩給を給するものとする。ただし、拘禁されている者に給する恩給は、当該拘禁が解かれた日の属する月(一時金たる恩給にあつては、当該拘禁が解かれた時において)給するものとする。

附則第三十五條の二第一項中「附則第十條第一項第二号イに掲げる者」の下に「(同法第四條第二項の規定による援護審査会の議決により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされ、当該負傷又は疾病により死亡した者の遺族を除く。))」を加える。

附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。

附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。

附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。

附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。

附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。

(戦傷病者遺族等援護法による弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給付の特例)

Table with columns: 階級 (Rank), 假定俸給年額 (Estimated Pension Amount). Rows include ranks from 大將 (General) to 兵 (Soldier) with corresponding pension amounts.

Table with columns: 附則別表第二中 (Table 2), 附則別表第三(イ)中 (Table 3A). Lists monetary values in Yen and Mon.

Table with columns: 附則別表第三(イ)中 (Table 3A), 附則別表第一 (Table 1). Lists monetary values in Yen and Mon.

Table with columns: 附則別表第一 (Table 1), 附則別表第一 (Table 1). Lists monetary values in Yen and Mon.

同表(ロ)中

八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
七三、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円ノモノ

を

一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ
九七、八〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ノモノ

に

同表(ハ)中

二九二、八〇〇円以上ノモノ
二五四、四〇〇円ヲ超エ二九二、八〇〇円未満ノモノ
二九二、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円
一七四、〇〇〇円ヲ超エ二五四、四〇〇円以下ノモノ
一六八、〇〇〇円ヲ超エ一七四、〇〇〇円以下ノモノ
一八〇、〇〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額六、〇〇〇円
八七、六〇〇円ヲ超エ一六八、〇〇〇円以下ノモノ
八五、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ
七三、二〇〇円ヲ超エ八五、二〇〇円以下ノモノ
八七、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額二、四〇〇円
七〇、八〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ
六八、四〇〇円ヲ超エ七〇、八〇〇円以下ノモノ
六六、〇〇〇円ヲ超エ六八、四〇〇円以下ノモノ

を

四三〇、八〇〇円以上ノモノ
三六七、二〇〇円ヲ超エ四三〇、八〇〇円未満ノモノ
四三〇、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一五、六〇〇円
二五九、二〇〇円ヲ超エ三六七、二〇〇円以下ノモノ
二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ
二六八、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円
一一八、二〇〇円ヲ超エ二六八、八〇〇円以下ノモノ
一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ
一一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、附則第十三項及び第十四項の規定は、公布の日から施行し、附則第十一項及び第十二項の規定は、昭和二十九年七月一日から適用する。

(改正後の附則第三十五条の二第一項の規定の適用)

2 改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第三十五条の二第一項の規定のうちこの法律により改

正された部分は、昭和十六年十二月八日以後負傷し、又は疾病にかかり、死亡した者の遺族について、適用する。

3 改正後の法律第五十五号附則第二十四条の二、第二十四条の三

又は第二十九条の二の規定により年金たる恩給を受ける権利を取得した者の当該恩給及び改正後の同法附則第十条第一項第二号イに掲げる者で改正後の同法附則第三十五条の二第一項の規定により改正後の同法附則第十条第一項第二号イに掲げる者に該当するものとみ

なされるものに給する扶助料の給与は、昭和三十年十月から始めるものとする。

なされるものに給する扶助料の給与は、昭和三十年十月から始めるものとする。

4 改正前の法律第五十五号附則の規定により一時恩給又は一時扶

附則別表第四

附則別表第四を次のように改める。

六〇、六〇〇円ヲ超エ六六、〇〇〇円以下ノモノ
六八、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一、八〇〇円
六〇、六〇〇円ノモノ

七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円
七九、八〇〇円ノモノ

附則別表第五

附則別表第五を次のように改める。

傷病の程度	退職当時の俸給年額	第七項 症
第一 款 症	一五、四〇〇円	一、四〇〇円
第二 款 症	一三、二〇〇円	一、三〇〇円
第三 款 症	一一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
第四 款 症	九、九〇〇円	九、九〇〇円

傷病の程度	退職当時の俸給年額	第七項 症
第一 款 症	一一八、二〇〇円をこえるもの	一、四〇〇円
第二 款 症	一五、四〇〇円をこえるもの	一、三〇〇円
第三 款 症	一三、二〇〇円をこえるもの	一、〇〇〇円
第四 款 症	九、九〇〇円をこえるもの	九、九〇〇円

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案外一件

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十二号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案外一件

助料を受けた者が改正後の同法附則第二十四条の二又は第二十四条の三の規定により普通恩給又は扶助料を給せられることとなる場合及び改正後の同法附則第二十九条の二又は第三十五条の三の規定により普通恩給又は扶助料を給せられることとなる場合においては、当該普通恩給又は扶助料の年額は、当該一時恩給又は一時扶助料の金額の十五分の二に相当する金額を控除した金額とする。ただし、当該一時恩給又は一時扶助料を国庫又は都道府県に返還した場合は、この限りでない。

(一時恩給又は一時扶助料を受けた者が一時恩給又は一時扶助料を受ける場合の控除)

5 改正前の法律第百五十五号附則の規定により一時恩給又は一時扶助料を受けた者が改正後の同法附則第二十四条の三の規定により一時恩給又は一時扶助料を給せられることとなる場合においては、同条の規定により給すべき一時恩給又は一時扶助料の金額は、その金額からすでに受けた当該一時恩給又は一時扶助料の金額を控除したものとす。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受ける者がある場合の扶助料の年額)

6 改正後の法律第百五十五号附則第三十五条の三の規定により扶助料の年額を改定し、又は扶助料を給する場合において、旧軍人又は旧軍人の遺族に給する当該扶助料の年額は、昭和二十八年四月分から昭和三十年九月分までは、改

正前の法律第百五十五号附則表第一の仮定俸給年額を基礎として計算して得た年額とする。

(旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族の恩給の金額の特例)

7 旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料の昭和三十一年六月分までの年額及び同年六月三十日まで給する事由の生じた一時恩給又は一時扶助料の金額を計算する場合においては、改正前の法律第百五十五号附則表第一の仮定俸給年額と改正後の同表の仮定俸給年額との差額の十分の五に相当する金額を加えた金額をもつて旧軍人又は旧軍人の仮定俸給年額とする。ただし、改正後の法律第百五十五号附則第二十七条の規定に基き改正後の同法附則表第三により退職当時の俸給年額を讀み替える場合には、この限りでない。

(この法律の施行前に給する事由の生じた旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族の恩給の金額の特例)

8 この法律の施行前に給する事由の生じた旧軍人又はその遺族の一時恩給又は一時扶助料の金額については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前に給する事由の生じた旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族の普通恩給又は扶助料については、その年額を、昭和三十年十月分から昭和三十一年六月分までは附則第七項の規定により計算して得た年額に、

昭和三十一年七月分からは改正後の法律第百五十五号附則表第一の仮定俸給年額を基礎として計算して得た年額に、それぞれ改定する。

10 前項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(警察職員に関する恩給の特例)

11 次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に掲げる場合に該当したときは、これらの者が警察法(昭和二十九年法律第百六十二号。以下「新法」という。)の施行の日から起算して政令で定める期間内に退職した場合に限り、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十二条第一項の規定の適用については、これらの者は、同法第十九条に規定する公務員(以下「公務員」という。)として退職し、その退職の当日他の公務員に就職したものとみなす。

一 新法の施行の際改正前の警察法(昭和二十二年法律第九十九号。以下「旧法」という。)附則第七条(旧法第五十三条において特別区の存する区域における自治体警察の職員に準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用を受けていた者 引き続き公務員たる警察職員又は新法第七十七条第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合

二 新法の施行の際旧法附則第七条の規定の適用を受けていた者 引き続き新法附則第二十八項に規定する市警察の新法第七十七条第一項各号に掲げる職員

となり、更に当該市警察が廃止される際引き続き公務員たる警察職員又は当該市を包括する府県の府県警察の新法第七十七条第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合

三 新法第七十七条第一項各号に掲げる地方警察職員 引き続き公務員たる警察職員となつた場合

12 旧法の施行の際警視庁又は道府県警察部に勤務する吏員で都道府県の退職料に関する条例の規定の適用を受けるものが、引き続き自治体警察の新法附則第二十四項各号に掲げる職員となり、その際の条例の規定による退職給付を受けず、更に引き続き公務員たる警察職員又は新法第七十七条第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、新法附則第二十四項の規定の適用については、同項中「その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間」とあるのは、「その者が警視庁又は道府県警察部に勤務する吏員として引き続き在職した期間及び自治体警察の職員として引き続き在職した期間」と読み替へるものとす。

(定員法の改正)

13 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の総理府の項中「一、七四七人」を「一、七六七人」に、「一九、二二一人」を「一九、三三一人」に、同表の合計の項中「六三六、三三三人」を「六三

六、三五二人」に改める。

14 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「千七百五十一人」を「千七百七十一人」に改める。

審査報告書

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日

内閣委員長 新谷寅三郎

参議院議長 河井新八郎

多数意見者署名

松原 一彦 菊川 孝夫  
田畑 金光 中山 壽彦  
宮田 重文 木島 虎藏  
井上 知治 松浦 清一  
堀 翼琴 加瀬 完  
木下 源吾 中川 以良  
長島 銀藏

附則第一項中「昭和三十年七月一日」を「公布の日」に改める。

附則中第八項から第十項までを削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

寒冷地に在勤する国家公務員等の生活の現状にかんがみ、石炭手当の支給を受けない寒冷地在勤の国家公務員に対して新たに新炭手当を支給することは、妥当な措置

と認め、石炭手当、薪炭手当等の所得を非課税とすることは、妥当を欠くので別冊の通り修正を加えた。

二、費用

本法施行に要する経費は、その所要額約八千四百円である。

三、国会法第五十七條の三に基く内閣の意見

内閣を代表して、大久保國務大臣より、國務公務員に対する各種の手当が多きに過ぎ、その種類を減じたいと考へている際、新たに薪炭手当を支給することは、手当の支給されない地域との権衡、現行の地域給との調和等種々検討を要する問題もあり、またこの法律の施行によつて、國家公務員に一億円、地方公務員に六億円の経費を必要とし予算上にも問題があるので、本法律案に賛成することは困難であるとの意見が述べられた。

國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を發議する。  
昭和三十年六月九日  
發議者

- 千葉 信 松浦 清一
- 田畑 金光 松本治一郎
- 木下 源吾 加瀬 完
- 平林 太一 堀 眞琴
- 千田 正 羽生 三七
- 小笠原三三男 海野 三朗
- 白井 勇 木内 四郎
- 池田半右衛門 石原幹市郎
- 青山 正一 田村 文吉

- 片柳 眞吉 森下 政一
- 成瀬 晴治 田中 一
- 松澤 兼人 永井純一郎
- 湯山 勇 永岡 光治
- 木村福八郎 吉田 法晴
- 宮城タマヨ 高田なほ子
- 佐多 忠隆 棚橋 小虎
- 内村 清次 鈴木 一
- 長谷山行毅 小幡 治和
- 高橋進太郎 雨森 常夫
- 小林 孝平 岡田 宗司
- 菊川 孝夫 山川 良一
- 村尾 重雄 前田 穰
- 館 哲二 加賀山之雄
- 木村 守江 植竹 春彦
- 宮田 重文 小瀧 彬
- 吉野 信次 長島 銀藏
- 滝井治三郎

- 贊成者
- 清澤 俊英 川村 松助
- 秋山俊一郎 堀 末治
- 岩沢 忠恭 岡田 信次
- 石川 榮一 古池 信三
- 前田 久吉 早川 慎一
- 佐藤 尙武 安井 謙
- 常岡 一郎 須藤 五郎
- 長谷部ひろ 若木 勝藏
- 東 隆 木村徳太郎
- 野本 品吉 小酒井義男
- 参議院議長河井彌八郎

國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案  
國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。  
題名中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

第一条に次の一項を加える。  
3 北海道以外の地域で内閣總理大臣の定めるものに在勤する第一項の範囲内で寒冷地手当とあわせて薪炭手当を支給する。

第二条第二項中「公定小売価格」を「時価」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「又は石炭手当」を「石炭手当又は薪炭手当」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 薪炭手当は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に対しては、まき一たな及び木炭百キログラム、その他の職員に対しては、まき十分の四たな及び木炭四十キログラムを、それぞれ時価によつて換算した額に相当する額をこえて支給してはならない。

第三条第一項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改め、同条第二項を削る。  
第四条中「石炭手当」の下に「及び薪炭手当」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 内閣總理大臣は、第一条第三項及び前条に規定する定をするについては、人事院の勧告に基いてこれをしなければならぬ。

附則  
1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。  
2 國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。  
3 裁判所職員臨時補償法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。  
第四号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に、「第三条第二項」を「第四条」に改める。  
4 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十七條第二項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。  
5 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「石炭手当」の下に「薪炭手当」を加える。  
6 國の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。  
第七條第一項第二号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。  
7 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。  
第四条第五項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。  
8 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第六条に次の一号を加える。

十五 石炭手当及び薪炭手当(國家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第一条に規定する石炭手当及び薪炭手当をいう)並びにこれらの手当に類する給与(その給与の金額が命令で定める金額をこえる場合においては、その命令で定める金額に係る部分に限る。)

9 前項の規定による改正後の所得税法第六條第十五号の規定は、この法律の施行の日以後の石炭手当及び薪炭手当並びにこれらの手当に類する給与の所得について適用し、同日前の石炭手当及び石炭手当又は薪炭手当に類する給与の所得については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる所得税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔新谷實三郎君 拍手〕  
○新谷實三郎君 たいだいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
まず恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

昭和三十年七月二十七日 参議院會議第四十一号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案外一件



度で解決する方が妥当であると考へる」旨、答弁がありました。なお、恩給制度と社会保障制度との関係について、川崎厚生大臣の見解をただしまし

たところ、「今日国家財政の中で、社会保障費が一十億圓を計上されているの比、文官及び旧軍人等の恩給を合せると右と同額の十億圓の巨額に漸次近づきつつあることは、国家財政等の上から見て、まことに憂慮にたえぬことであり、このことは恩給制度がもはや限界に達したことを示すものと思ふ。将来は福祉国家建設のためには、恩給よりは無拠出制の年金制度を設け、社会保障的立場より現在の恩給制度を再検討することとし、むしろ年金制度の中に恩給をも包含するよう国民の世論に沿いつつ対処していきたいと思ふ。しかしながら、さしあたっての国家公務員の戦争犠牲者に対する補償は、これでもって一応果されるものと考へる」旨の答弁がありました。

その第三は、恩給制度に関する社会保障制度審議会の意見書及び人事院の勧告に対する政府の態度に関する点であります。すなわち、恩給制度については昭和二十七年十二月に社会保障制度審議会より政府に対し意見書が提出され、また昭和二十八年十一月には人事院の勧告が国会及び内閣に対してなされたのでありますが、「将来恩給をどのような形のものに改めるかについては、目下公務員制度調査会において検討せしめておつて、近くその調査の結果が示されることと思ふが、政府はこの社会保障制度審議会の意見書及び人事院の勧告を十分尊重し、施策の上でできる限り反映せしめたい方針である」旨、大久保國務大臣及び川崎厚生

大臣より所見が述べられたのであります。その第四は、恩給の不均衡を正に対する衆議院の付帯決議に対する政府の態度についてであります。すなわち、過般衆議院において本案が議決せられた際、昭和二十三年六月三十日以前の一一般公務員の退職者とその後の退職者との間に、恩給の不均衡があり、衆議院におきましては、各派共同提案によりまして、この不均衡を急速に検討して、具体的措置を講ずべしとの付帯決議が可決せられたのであります。この点につき提案者及び大久保國務大臣より、「昭和二十三年六月三十日以前の一一般公務員の退職者の恩給の不均衡は、昭和二十七年の法律によつて多少緩和されたが、なお現在において不均衡があり得るといふ趣旨で前示のようない付帯決議がなされたのであるが、これは尊重すべきものと考へ、今後この是正については調査を進め、でき得る限りすみやかに実現したい考へである」旨の答弁がありました。

その第五は、旧軍人恩給の加算に関する点であります。すなわち、「今回の改正に当つて加算制度を実施しなかつた理由は、この加算については、現在の段階においては、まだその調査が十分であるためであつて、今後この加算制度に関する種々の問題を調査するため、本年度予算において七千万圓の調査費が計上せられ、これによつて加算に関する調査を経た上で結論を出したい」旨、提案者より答弁があつたのであります。

なお以上のほか、この法律案が議員提案となつた理由、旧軍人等の恩給と

一般国家公務員の恩給との本質的な差異、仮定算の定め方、軍職たる司官の在職年の通算の問題、旧特高関係の警察官の恩給の所遇の問題、恩給の国家財政に及ぼす影響等の問題につきましても質疑応答が行われたのであります。その詳細は、委員会会議録に譲ることを御了承願ひたいと存じます。

昨日の委員会におきましては、質疑も終結いたしましたので、討論に入りましたところ、加藤委員、堀委員及び田畑委員より、それぞれ理由を付して反対、また長島委員より、次の付帯決議を付して賛成する旨の発言がありました。長島委員提案の付帯決議案は次の通りであります。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に關し、衆議院は、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた公務員の恩給はそれ以後のものと比較して低きに失するに依り政府は急速にこれを檢討すると共にその具体的措置を講ずべきことを要する。との付帯決議を可決しておるが、本院においても、この決議は極めて適切なるものと認め、政府に対し、これが具体的措置の急速実施を強く要する。

右決議する。 といふのであります。 次に、野本委員、松原委員より、それぞれ希望意見を付して賛成する旨の発言がありました。 かくて討論も終結いたしましたので、まず本法律案について採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと議決せられ、次いで長島委員提案にかかる付帯決議案につ

きまして採決いたしましたところ、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定せられた次第であります。 次に、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、本院議員千葉信君外五十二名の発議によるものであります。その提案の理由及び改正の要旨を申し上げます。

第一に、東北地方、その他寒冷度の著しい各地方におきましては、冬季暖房用の経費が生計費に与える影響は著しいものがあり、また現に各公社並びに郵政、林野等の現業職員に對しましては、先年來、事實上これらの措置がとられておらず、これらの地方に勤務する公務員につきましても、北海道における石炭手当に準じて、新たに薪炭手当を設けることとし、その支給額については、世帯主たる職員に對しては、まき一たな及び木炭百キログラム、その他の職員に對しては、まき〇・四たな及び木炭四十キログラムを、それぞれ時価に換算した額の相当額をこえない範囲内で支給することとし、その支給範囲等必要な事項は、人事院勧告に基いて内閣總理大臣が定めることとしたしております。

第二に、石炭手当あるいは今回新たに設けようとする薪炭手当は、いずれも一般の給与とは異なり、実質弁償的な性格を有するものであります。これに所得税を課することは適当でなく、実際の支給状況を見ても著しい手取り額の減少、または不均衡を生じている実情であるから、所得税法第六条の改正を行い、この法律に基く石炭手

当及び薪炭手当並びにこれらの手当に類する給与については、命令で定める金額の範囲内において、いずれも所得税を課さないこととしたしております。

内閣委員会におきましては、前後二回にわたり本法律案を審議し、その間数回、懇談の形式をもつて意見の調整をはかりましたが、昨日の委員会におきまして、提案者の千葉委員より、「諸般の状況を考慮した結果、本法律案中附則第八項より第十項まで、すなわち石炭手当、薪炭手当等の免税措置に関する規定はこれを削除する旨の修正案を提出することとしたし、」旨の発言があり、次に本法律案は予算を伴う法律案でありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を求めましたところ、大久保國務大臣より、「公務員の諸手当についてはむしろ簡素化をはかる必要があること、支給地と非支給地との間に不公平が生ずること、また予算的にも国家公務員については新たに約一億圓を要すること等の理由によつて、相当考慮を要する問題である」旨の意見が述べられました。

次いで質疑に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに討論に入り、またところ、千葉委員より、原案に對し附則第一項のうち、「昭和三十年七月一日」とあるのを「公布の日」に改め、附則第八項から第十項までを削除する旨の修正案が提出せられ、この点について千葉委員は、「提案以来各会派との折衝の結果、この修正案を提出するに至つたものであるが、石炭手当並びに薪炭手当については、本来その性格が実質弁償的なものであるのに、これ

昭和三十年七月二十七日 衆議院會議録第四十一号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案外一件

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 恩給法の一部を改正する法律案外一件

七二四

に所得税が課せられるため、実情に沿わない結果となつてゐるので、ぜひとも近い将来において是正を要するものと考へる」旨の発言があり、かくて討論を終了して、採決に入りましたところ、千葉委員提出の修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決すべきものと議決せられた次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(河井彌八郎) 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。加瀬完君。

〔加瀬完君登壇、拍手〕  
○加瀬完君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に對して反対をいたします。

提案者の意図する遺家族等戦争犠牲者は申すまでもなく、旧軍人軍属の救済につきましても、より大きい社会保障を施すべき原則に對しては、もちろんわが党におきましても賛意を表するにやぶさかではございません。しかし、提案者の申すごとく、戦争犠牲者の国家補償という趣旨を徹底させるためには、次の諸点におきまして本法案に反対せざるを得ないのであります。

恩給の引き上げという方法は、この念慮に逆行する最大のものと思つております。

反対の第二点は、提案説明によりますと、「戦争犠牲者の救済」として、一般国民との不当な差別待遇を取り去るためである。こう申されるのであります。それならば、国民との不当な差別とは何であるかと伺いますと、文官恩給との差別があると、これだけしか例示をされないのであります。すなわち、戦争犠牲者の救済というのであるならば、戦争犠牲者の救済というものが十分になされて、支給基準が戦争犠牲者に對して決定されるという方法がとられなければならないはずであります。さういふ研究といふものは何もないのでございます。提案者は、戦争犠牲者の名のもとに、旧軍人軍属の軍事行動だけを国家犠牲の最たるものと見做るのであります。このような見方、このような考え方は、再びこの日本に軍事優先の軍閥台頭の起因を作る以外の何ものでもありません。このような方法が推進されますれば、軍人が優先され、国民が冷遇されるという、逆の差別を生ずるのであります。近來台頭しつつありますこの種の思想に對し、私は大きい危険を感じるのであります。

反対の第三点は、法律案の内容であります。その一は、戦時行動の犠牲者といふことであれば、同様な任務において倒れました徴用工、学徒動員、義勇軍、報道班員その他他死者等々、国家犠牲はむしろ後者に大きいのであります。しかし、これらの人々の処遇に對しては、十分な考慮はこの法案には何ら盛られておりません。その二

は、文官との差別をなくすことを念頭をしながらも、文官恩給中にまだ解決をされない部分に對しては無考慮であります。その三は、上層下層の方法をとつた、こう申しながら、最も恵まれざるものは下級下士官、兵でありますけれども、法案の内容をいかなる点から検討をいたしましたか、下士官、兵に厚く、上に薄いという点はおらないのであります。

結論をいたしまして、この法案はあくまでも社会保障としてではなく、旧軍人恩給のそのまゝの復活が目的であること、また明瞭であります。提案者はこの点、社会保障制度審議会の軍人恩給に對する意見書には一顧も与えないのであります。この法案は、社会保障の名の下に、旧軍人を救済することではなくて、旧軍人を救済することと、旧軍人の犠牲に對して再軍備への国民世論の緩和をはからんとする、最も悪らつたる戦争主義者の野望に利用されるおそれのあると思はれる法案の内容になつておるのであります。

〔拍手〕  
反対の第四点は、恩給増額は国家財政の行き詰まりを来たし、特に恩給費の計上が社会保障費の増額をはばむ結果を来たすことは明らかであります。三十二年度予算におきましては、一説によりますと、恩給額は概算一千百億、社会保障費は本年度と同様に一千六億、社会保障費をはるかに上回るといふ数字を出されておるのであります。このままでは国家財政のバランスを失ふことは当然であります。従つて恩給亡國の論議も生ずるのであります。しよし、政府自身が恩給制度に對して抜本的な対策を立てざるを得ない

くなる時期も、当然早晩参ることになるのであります。軍人軍属はもちろぬ、困窮者、戦争犠牲者の救済を提案者が真剣に考へるとするならば、この意味からも、今こそ社会保障制度といふものに真剣に取り組まなければならぬときであり、すなわち政府の担当の方々の説明の限りにおきましても、社会保障制度といふものに對しての取り組み方は、はなはだ不まじめであります。これらの点、政府もともに、社会保障の意図を指摘せざるを得ません。

以上、四点を理由といたしまして反対をいたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 長島銀藏君。

〔長島銀藏君登壇、拍手〕  
○長島銀藏君 ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に對し、自由党を代表いたしまして賛成の意を表するとともに、旧軍人関係恩給措置につき、若干の討論をいたしまして、賛成の理由を明らかにいたしたいと存する次第でございます。

私は、まずもつて、未曾有の混乱裡に敗戦となり、さらに昭和二十一年二月一日のいわゆるポツダム勅令第六十八号によりまして、一部の傷病軍人を除く全軍人、すなわち戦争最大の犠牲者たる戦没英霊を初めとするその遺家族、傷病軍人、普通軍人等、一切の旧軍人関係恩給を停止せられたが、さなきだに國家並びに社會の不当なる処遇により、物心両面にわたる悲惨な境遇に追い込まれたるこれらの人々に對しまして、右の勅令は全く死

者に鞭うつがごとき冷酷悲惨の結果を招いたのであります。すでに講和が成立いたしました平和の時代において、福徳中正なる国民感情に照らせば、まことに今昔の感に堪へぬ次第であります。一人の生命は地球より重いと申しまするが、ひたすら國家の命するところに従つて絶対無二の生命を捧げた戦没者を初め、その遺族や傷病軍人並びに老齡軍人等の数年間わたる暗黒にして絶望の忍苦時代を思えば、誰か一擲の涙なきを得ましようか。幸いにも國民の道義未だ地に落ちずして、あるいは本院における超党派的な決議案の可決となり、あるいは講和會議による主權回復に伴う戦病者戦没者遺族等援護法の制定となり、忍苦八年にしてようやく昭和二十八年八月法律百五十五号の軍人恩給の復活となつたのであります。私はここに軍人恩給の沿革を繰り返すのでありませんが、かくのごときイバラの道をたどつて、ようやく今回の法案にまで成長いたしましたことは、ひとえに關係者諸団体の熱意ある諸願陳情が盛り上つて、窮乏財政の中を辛うじて中央突破の道が開けたのであつて、見えざる英霊の感応冥福はもとより、御遺族や旧軍人も一応満足し、感激すべきであり、また現段階においては深く感謝しておられるものと信じて疑いません。

さて、本法案立法に關しましては、過般の衆議院の総選挙の当時より今日までに、自由党案、民主案、兩派社会党案など、にぎやかに発表せられたし、關係者団体からも具体案をひっさげて盛んに陳情しておりますが、現下の國家財政の諸制約を離れて理論的に勸案いたしますならば、民主、自由

者に鞭うつがごとき冷酷悲惨の結果を招いたのであります。すでに講和が成立いたしました平和の時代において、福徳中正なる国民感情に照らせば、まことに今昔の感に堪へぬ次第であります。一人の生命は地球より重いと申しまするが、ひたすら國家の命するところに従つて絶対無二の生命を捧げた戦没者を初め、その遺族や傷病軍人並びに老齡軍人等の数年間わたる暗黒にして絶望の忍苦時代を思えば、誰か一擲の涙なきを得ましようか。幸いにも國民の道義未だ地に落ちずして、あるいは本院における超党派的な決議案の可決となり、あるいは講和會議による主權回復に伴う戦病者戦没者遺族等援護法の制定となり、忍苦八年にしてようやく昭和二十八年八月法律百五十五号の軍人恩給の復活となつたのであります。私はここに軍人恩給の沿革を繰り返すのでありませんが、かくのごときイバラの道をたどつて、ようやく今回の法案にまで成長いたしましたことは、ひとえに關係者諸団体の熱意ある諸願陳情が盛り上つて、窮乏財政の中を辛うじて中央突破の道が開けたのであつて、見えざる英霊の感応冥福はもとより、御遺族や旧軍人も一応満足し、感激すべきであり、また現段階においては深く感謝しておられるものと信じて疑いません。

両党の共同案たる本案にもいささか隔靴搔痒の感があります。また関係者団体の理論的要求からみれば、なおはなはだ理想に遠いものがあることは申すまでもありません。一例をあげますならば、日本遺族会においてはかように申しております。

その一、公務扶助料において給与ベースを一万二千円として文官並みにすることはけつこうだが、文官のベース・アップの場合に同様のベースとすることを予定のもとに立案せられたものであるかどうか。その二は、下士官、兵の号俸の引き上げはけつこうであるが、二十六割五分は引き上げることとしていただきたい。現行情事は改めなければならぬといふこととあります。その三は、公務死の範囲について、軍人、軍人たるのみを対象とせず、軍医をも対象とすべきである。また勤務地を戦地に限定する理由はない。戦地外の公務死をも包含せらるべきである。またその期間も大東亜戦争以降とせず、日支事変以降とすべきである。その四は、責任自殺者の範囲も、終戦時だけでは不当であるから、少くとも日支事変までに遡及しなくてはならない。その五、遺族の範囲も養子縁組等の欠補を防止しなければならぬ。援護法のみでなく、公務扶助料支給の対象となればならない。またその期間も終戦時より現在までとしなければならぬがどうか、といふこととでございます。

これらの要求は、まことに条理正しきものであります。また傷痍軍人、普通軍人及び老齢軍人の団体においても、それぞれ無理からぬ要求を持つて

いることは各位のすでに御承知の通りであります。

私は西ドイツにおける戦争犠牲者の援護に要する費用が国家の総予算の三分の一、すなわち三三%であることを承知しておるのであります。昨年西独に参りまして、戦争犠牲者に対する国費の支出状況、物心両面における援護の状況等を親しく観察いたしました。その整然たる処遇に對しましては感服のほかなく、一驚を喫した次第であります。各位の御調査におかれましては、世界各國とも巨額の支出をして御認識のことと存する次第であります。従いまして、民間一部に流布するところの敗戦責任を軍人のみに負担せしめんとする偏見や、あるいは現在程度で早くもすでに恩給亡國論を唱えるがごときは、世界の大勢を知らざるもはなはだしいと断言せざるを得ないのであります。私は國會においても、政府においても、向後十分關係団体並びに最大多数の國民感情に耳を傾け、国力の伸展に比例して還滿なく立法の上に反映せしめなければならぬと信じ、特に政府が今後とも不撓の努力を傾注せられんことを要望いたしますのであります。

以上申し上げましたごとく、法案で命はかえられず、金で涙はぬぐわれませんが、乏しい一兆円予算のワケ内で、国家としてあと何限りの補償をさげんとするこの飛躍的措置に對し、私は衷心より賛意を表するものであります。この法案の成立が國民の道義を高揚し、同胞相愛のあたたかい情誼を一そりわき上らせることを念願いたす次第であります。

最後に、本法案提案者たる高橋等君外百十一名の提案議員諸公の御努力に對し、さらにはまた本院同僚關係議員諸公の熱心なる御努力に對しまして、満腔の敬意をささげまして、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は結局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。まず恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、国家公務員に対する寒冷手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案、全部を問題に供します。委員長報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第十二、関稅定率法の一部を改正する法律案

日程第十三、関稅定率法の一部を改正する法律案

日程第十四、日本開發銀行の電源開発株式会社に對する出資の處理に関する法律案

日程第十五、資金運用部資金法の一部を改正する法律案

日程第十六、厚生保險特別會計法等の一部を改正する法律案

日程第十七、余剩農産物資金融通特別會計法(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上、六案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長青木一男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

関稅定率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十年七月十四日  
衆議院議長 益谷 秀次  
參議院議長 河井彌八君

〔よま及び一は衆議院修正〕  
関稅定率法等の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律案

〔関稅定率法の一部改正〕  
第一条 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

える期間で政令で定めるもの)を加える。

(関稅定率法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 関稅定率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第八項中「昭和三十年六月三十日」を「昭和三十年三月三十一日」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、当該免除を受ける物品が原油、重油又は粗油であるときは、政令で定める手続をしなければならぬ。

附則第十一項中「昭和三十年六月三十日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第十四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十三項中「関稅を免除した場合」の下に、及び附則第十項又は第十一項の規定により原油、重油又は粗油の關稅を免除し、又は軽減した場合)を加え、同項を附則第十四項とする。

附則第十二項中「附則第六項又は第九項を、附則第六項若しくは第九項又は前項」に改め、同項を附則第十三項とする。

第十四条第十号中「二年」の下に「機械設備その他の貨物で政令で定めるものについては、二年をこ

える期間で政令で定めるもの)を加える。

七二五

昭和三十年七月二十七日 参議院會議第四十一号 關稅定率法等の一部を改正する法律案外五件

附則第十二項の次に次の一項を加える。  
12 附則第十項の規定による免除を受けた原油、重油又は粗油を製油原料として使用したときは、その使用した原油、重油又は粗油について、別表乙号の炭化水素油の部のうち一の甲の税率による関税をその輸入者から徴収し、前項の規定の適用を受けた原油、重油又は粗油で当該

税率の適用を受けたもの(別表甲号の炭化水素油の部の一に規定する比重その他の規格に該当するものを除く)を製油原料としての用途以外の用途に使用したときは、その使用した原油、重油又は粗油について、当該税率と別表乙号の炭化水素油の部のうち一の乙の税率との差に相当する税率による関税をその輸入者から徴収する。

別表甲号中	二〇五 小麦	一のうち大豆
	二二一 豆類	
	五一九 炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)	
	一 原油、重油及び粗油	

一 原油、重油及び粗油のうち摂氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、〇・八九をこえないもの(摂氏十五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九二五をこえないもので、摂氏五十度における粘度が七十レッドウッド秒をこえないものを含む)で、かつ、引火点が摂氏百十五度をこえないもの(製油原料として使用するものを除く。)

改め、同表の備考を削る。

別表乙号中	五一九 炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)	を
	一 原油、重油及び粗油のうち	
	甲 製油原料として使用するもの	二分
	乙 その他(別表甲号に掲げるものを除く。)	六分五厘

改め、同表の税率の欄中「備考の税率」を「備考の税率」に改め、同表の備考中「炭化水素油の項乙その他」を「炭化水素油の部のうち乙」に改め、同表の備考を同表の備考とし、同表に備考として次のように加える。

1 この表において「重油」とは、炭化水素油のうち摂氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、かつ、引火点が摂氏百十五度をこえないもので一般に燃料として使用するもの及び原油を蒸りゆわしてできたかま残油をいう。

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。  
2 改正後の關稅定率法第四條第六項の規定は、この法律の施行後に輸入申告が行われた關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第五條第二号に掲げる貨物について適用し、この法律の施行前に輸入申告が行われた当該貨物については、なお従前の例による。

「審査報告書」は都合により追録に掲載。  
關稅定率法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和三十年七月十五日  
参議院議長 益谷 秀次  
衆議院議長 河井彌八郎

關稅定率法の一部を改正する法律案  
關稅定率法の一部を改正する法律案  
關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「課税価格」を「課税標準」に改める。  
第三条を次のように改める。  
第三条(課税標準及び税率)  
第三条 関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。  
第四条第一項中「輸入貨物の課税価格」を「価格を課税標準として関税を課する輸入貨物(以下「従価税品」という)の課税標準となる価格(以下「課税価格」という)」に改める。  
第六条中「価格」を「課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物(以下「従量税品」という)にあつては、第四条の規定に準じて算出した価格。以下次条において同じ。)」に改める。  
第七条中「価格」を「課税価格」に改める。  
第九条第一項中「当該貨物の正当価格による関税を課する外、その正当価格と当該貨物の「従価税品」にあつてはその正当価格による関税、従

量税品にあつては通常の関税を課するほか、当該貨物の正当価格と」に改める。  
第十一条中「その輸出の許可の際の性質及び形状により当該貨物が輸入される場合における課税価格を当該貨物の課税価格として算出した関税の額」を「次の各号に掲げる額」に改め、同条に第一号及び第二号として次のように加える。  
一 従価税品については、その輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合における課税価格(輸出の許可の際の性質及び形状により輸入される場合には従量税品となるものにあつては、第四条の規定に準じて算出した価格)をその課税価格として算出した関税の額  
二 従量税品については、その輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合における関税の額  
別表中「税率は、すべて従価税率とする。」を削り、

「一七三六 写真用フィルム(現像したものを含む)」	一 割
一 レントゲン線用のもの	三 割
二 その他	一 割
一 レントゲン線用のもの	三 割
二 その他	一 割
甲 映画用のもの	三 割
甲の一 生のもの	一 割
甲の二 その他	三 割
イ ニュース用のもの	一 割

一メートル又はその端数ごとに十円

その他

ロの一 フィルムの幅が三十ミリメートルをこえるもの

ロの二 フィルムの幅が十ミリメートルをこえ、三十ミリメートルをこえないもの

ロの三 その他

一メートル又はその端数ごとの五十分	一メートル又はその端数ごとの二十	一メートル又はその端数ごとの十五	一メートル又はその端数ごとの十
円	円	円	円

三 割

改める。

別表の次に同表の備考として次のように加える。

備考 別表中割合をもつて税率を掲げている品目は、価格を課税標準としてこれを適用するものとし、数量を基準とした税率を掲げている品目は、数量を課税標準としてこれを適用するものとする。

附則

- この法律は、公布の日から九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
  - 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
- 第六十八条第二項中「課税価格」を「課税標準」に改める。
- 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 関税法等の一部を改正する法律案外五件

日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月二十二日  
参議院議長 益谷 秀次  
参議院議員 河井彌八郎

日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月二十二日  
参議院議長 益谷 秀次  
参議院議員 河井彌八郎

電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)附則第十三項の規定に基いて日本開発銀行が引き受けた電源開発株式会社の株式は、政令で定める時期において、政府の産業投資特別会計に帰属するものとする。

日本開発銀行の資本金の額及び政府の産業投資特別会計からの日本開発銀行に対する出資金の額は、それぞれ、前項に定める時期において、同項の規定により産業投資特別会計に帰属した株式の金額の合計額に相当する額を減少するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項及び第三項の規定は、昭和三十一年三月三十一日までにおいて政令で定める日から施行する。

電源開発促進法の一部を次のように改正する。

附則第十三項及び第十四項を削り、附則第十五項を附則第十三項とし、附則第十六項を削り、附則第十七項以下を三項ずつ繰り上げる。

日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「千五百五十二億二千四百」と第四十九条の二第四項の規定により同特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額を「二千三百三十九億七千七百四十四」と改め、同条第二項中「千五百五十二億二千四百」を削り、「並びに第四十八条第一項を」、「並びに第四十八条第一項を」、「第四十八条第一項並びに第四十九条の二第四項」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月二十二日  
参議院議長 益谷 秀次  
参議院議員 河井彌八郎

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三月」を「一月」に改める。

第四条第三項第四号中「五年以上」の下に「七年未満」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。

一 約定期間一年以上三月未満のもの  
年二分

第四条第三項に第六号として次のように加える。

六 約定期間七年以上のもの  
年六分

第四条第四項各号列記以外の部分中「三月」を「一月」に改め、同項第三号中「三年以上」の下に「五年未満」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号及び第二号を一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。

一 預託されていた期間が一月以上三月未満のとき  
年一分五厘

第四号第四項に第五号として次のように加える。

五 預託されていた期間が五年以上十未満のとき  
年五分

第七条第三項の次に次の一項を加える。

前項前段の場合において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の金融債に運用する額があるときは、その額を資金運用部資金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項前段の規定を適用するものとする。

第十条第一項中「十人」を「十二人」に、同条第二項第八号中「三人」を「五人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行の際現に預託されている資金運用部預託金の利子でこの法律の施行の日の前の預託期間に對するものについては、なお従前の例による。

資金運用部預託金利率の特例に關する法律(昭和二十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一項中「契約上の預託期間」の下に「(以下「約定期間」という。)」を加え、「同項第四号を」、「同項第五号又は第六号」に改め、「利子を附する外、」の下に「約定期間五年以上七年未満のもの」に對しては、「を」、「範囲で、」の下に「約定期間七年以上のもの」に對しては、昭和三十年年度以降当分の間、年二厘以下の範囲で、」を加え、第三

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 關稅定率法等の一部を改正する法律案外五件

項中「契約上の預託期間」を「約定期間」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

(厚生保険特別会計法の一部改正)  
第一条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「其ノ他ノ積費」の下に「並ニ同事業ノ保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金」を加える。

第六条中「健康勘定ヨリノ受入金」の下に「日雇労働者健康保険事業ノ保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為ノ日雇健康勘定ヨリノ受入金」を加える。

第九条中「健康勘定及年金勘定」を「健康勘定、日雇健康勘定及年金勘定」に改める。

第十一条第二項中「保険給付費」の下に「及保健施設費又ハ福祉施設費」を加える。

設置ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金」を加える。  
第十八条ノ五の次に次の一条を加える。

第十八条ノ六 政府ハ本会計ノ健康勘定ノ繰入不足ヲ補填スルタメ必要アルトキハ昭和三十年年度以降七箇年度間毎年度一般会計ヨリ十億四角限リ同勘定ニ繰入ルルコトヲ得

(船員保険特別会計法の一部改正)  
第二条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十六条 政府は、この会計の保険給付費のうち療養の給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、分給費、出産手当金、育児手当金、配偶者分給費、葬祭料及び家族葬祭料に要する費用(船員法の規定による災害補償に相当するものに要する費用を除く)の財源の一部に充てるため必要があるときは、昭和三十年年度以降六箇年度間、毎年度、一般会計から二千五百万円を限りこの会計に繰り入れることができる。

前項の規定により一般会計からこの会計に繰入が行われた場合においては、第十五条の二中「一般会計から受け入れた金額」とあるのは、「一般会計から受け入れた金額(第二十六条の規定による受入金を除く)」と読み替へるものとす。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年度の予算から適用する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

余剰農産物資金融通特別会計法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

余剰農産物資金融通特別会計法案

法

(設置)  
第一条 政府が農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて借り入れる外貨資金(以下「借入金」といふ)を財源として電線の開発、農地の開発その他本邦の経済の発展を促進するために行う資金の貸付に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)  
第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従ひ、管理する。

(繰入及び繰出)  
第三条 この会計においては、借入資金の借入による収入金、貸付金の償還金及び利子並びに附属雑収

入をもつてその繰入とし、貸付金、借入資金の償還金及び利子、事務取扱費、借入資金の償還に関する諸費並びに附属諸費をもつてその繰出とする。

2 前項に規定する貸付金の利率その他の条件は、借入資金の借入の条件その他の事情を勘案して、大蔵大臣が定める。

(繰入繰出予定計算書の作成)  
第四条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の繰入繰出予定計算書を作成しなければならない。

(繰入繰出予算の区分)  
第五条 この会計の繰入繰出予算は、繰入にあつては、その性質に従つて款及び項に、繰出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)  
第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。  
一 繰入繰出予定計算書  
二 前前年度の貸借対照表及び損益計算書  
三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書  
四 前年度及び当該年度の貸付計画表  
五 前前年度末現在における借入資金の償還額表

(損益の処理)  
第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて

整理し、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(剰余金の繰入)  
第八条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の繰入に繰り入れるものとする。

(繰入繰出決算書の作成)  
第九条 大蔵大臣は、毎会計年度、繰入繰出予定計算書と同一の区分により、この会計の繰入繰出決算書を作成しなければならない。

(繰入繰出決算の作成及び提出)  
第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の繰入繰出決算書を作成し、一般会計の繰入繰出決算書とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の繰入繰出決算には、繰入繰出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余剰金の預託)  
第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(借入資金の負担及び償還金等の繰入)  
第十二条 借入資金の借入による債務は、この会計の負担とする。

2 借入資金の償還金及び利子並びに償還に關する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十三条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合において、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和三十年度に限り、この会計において支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金を行うことができる。

3 前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定による一時借入金は、昭和三十年度内に償還しなければならない。

5 この会計において、第二項の規定により一時借入金をしたときは、その利子の支出に必要な金額は、昭和三十年度において、国債整理

基金特別会計に繰り入れなければならない。

6 第二項の規定による一時借入金の利子は、昭和三十年度におけるこの会計の歳出とする。

7 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第十四号中「産業投資特別会計」の下に「及び余剰農産物資金融通特別会計を加える。

〔青木一男君登壇、拍手〕

○青木一男君 たいま臈座となりました六法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず関税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本案のおもな改正点を申し上げますと、第一点は現行関税法によりまして、輸出された貨物で輸出許可の日から二年以内に入力され、性質、形状が変つていないものについては無条件免税の取扱をする事となつておりますが、海外の建設工事等に使用す目的で輸出された機械設備等で政令で定めるものにつきましては、その性質にかんがみて二年をこえてから輸入される場合にも免税を免除しようとするものであります。第二点は、原油、重油及び粗油については従来暫定的に免税を免除する措置を講じておりましたが、最近の経済状況にかんがみ、石炭との関連において燃料の合理的な使用をはかる等の必要性から、製油原料として使用される原油、重油及び粗油には二分、B・C重油には六分五厘の関税を課することとし、これに伴う所要の徴収規定

を設けようとするものであります。第三点は、重要機械類及び児童給食用乾燥脱脂ミルク並びに関税法の一部を改正する法律別表甲号に掲げる大豆、石油、コークス等に対する関税の免除、同法別表乙号に掲げる建築染料のうちのスレン系染料等に対する関税の軽減について、その期限が本年七月三十一日で切れることとなりますが、諸般の事情を考慮してこれらの期限を昭和三十一年三月三十一日まで延期することとし、別表甲号の暫定免税品目に新しく小麦を加えようとするものであります。

以上のほか、保税倉庫に置かれた外国貨物の外貨表示価格の換算については、輸入申告の日を為替相場によることに改める等、所要の改正をしようとするものであります。

なお関税の暫定の免除軽減の措置は、政府原案では、本年六月三十日で期限切れとなるものを昭和三十一年三月三十一日まで延長することとなつていたのでありますが、先に成立を見ました衆議院大蔵委員長松原喜之次君の提出にかかる関税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律によりまして、とりあえず本年七月三十一日まで延長する措置がすでに講ぜられたのであります。これに伴つて政府原案の昭和三十年六月三十日は当然昭和三十年七月三十一日にならなければならぬこととなつたのであります。この点衆議院において修正をすることとなり、施行期日についても、昭和三十年七月一日を昭和三十年八月一日に修正いたしましたのであります。本案の審議に当りましては、すでに成立いたしました所得税法の改正法等

とともに公聴会を開催する等慎重に審議したのであります。おもな質疑について申し上げますと、「いわゆる石油関税復活の理由は何か」との質疑に対して、「経過的にいうと、炭化水素油については、昭和二十六年の改正によって従来税から従価税に切りかえられ、別表税率は、国産原油保護等の見地から一割と定められたものであるが、当時タンカー運賃の高騰等のため、その影響を考慮して暫定の免税措置が講ぜられてきた。その後タンカー運賃も下り、一昨年あたりから一部に関税復活の意見が起つた。今回関税を復活することについては、国産原油開港五カ年計画との関連もあり、かつまた石炭対策の一環として考えられたのであるが、水産用等への影響を考慮して、主として石炭と競合するものについて低率関税を復活することとした」との答弁があり、「重油に対する課税が復活し、価格が多少上昇してもその効率からして重油消費は減らないか」との質疑に対して、「昨年四月から重油ポイラーの転換は行政指導をしていり、今回の関税復活と提案中の重油ポイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案に基く同措置によつて、重油消費を石炭消費に転換せしめることとしていり、ポイラー用重油の消費量は、年間約百八十万キロリッターあるが、五年計画として約百万キロリッターを石炭に転換せしめるつもりである。もちろん技術的に困難なものについては、強要は避ける。百万キロリッターは、石炭換算約百八十万トンに相当し、このことは現下の石炭事情からするとその効果は重大である」との答

弁があり、また、「衆議院大蔵委員会における付帯決議によれば、陸上用B・C重油中、特に輸出に重要な関係を有する中小企業その他の産業において使用するものに対しては、極力関税復活による悪影響を及ぼさないよう行政措置を講ぜられたらぬことであつて、政府においては了承したと聞くが、結局課税による負担のしわはいかに転嫁されるのか」との質疑に対しては、「水産用等の海上用B・C重油については、石炭の競合もほとんどないし、中小経営が多いので、できるだけ影響をなくしたい。すでに昨年四月から行政指導をしていり、今後はその影響を極力石油業者等に吸収せしめたい。また陸上用のものうち、ポイラー用のものは課税による影響はいたし方ない。鉄鋼部門のうち平炉用のものは一応問題であるが、石油業者等に相当部分吸収せしめることとした。輸出産業のうちそのコストに著しく影響あるものについては石油業者等に吸収せしめたい」と考へていり」との答弁があり、さらに、「重油の販売機構は比較的確立されているようであるが、行政指導によつて用途別に価格差を設けることは、はたして維持できるか」との質疑に対しては、「特約店、元売業者との関係は判然としており、できると思ひ。現在、末端において協定価格が順守されない場合は、元売業者への外貨割当で手かげんされることとなつておるので、御懸念の点は外貨割当で調整することによつて実行されるものと思ひ。また提案中の重油ポイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案が成立施行されれば、同法第六條、重油の生産業者等に対す

昭和三十年七月二十七日 衆議院會議第四十一号 関税法等の一部を改正する法律案外五件

る指示の規定と相俟つて実効を期した  
いと考へてゐる」との答弁がありまし  
た。なお、「結局石油関稅の復活は、  
石炭対策か、国産原油の保護か、不明  
確である。国産原油の保護となると、  
本案のごとき低率関稅では意味がな  
い。また石炭対策として、水産用等に  
は影響を与へないようにし、また衆議  
院大蔵委員会の決議に沿つて行政措置  
を講ずるとなると、結局石炭と融合す  
る重油の範圍は狭まつてゐる。また石  
油関稅復活を政府の基本政策である低  
物價政策をくすさない範圍内で考へる  
とすると、石炭対策という意味がなく  
なるのではないか。政府は將來基本稅  
率まで引き上げる考へがあるか」との  
質疑に対しては、「現在総合燃料対策  
を検討しているが、將來石炭は燃料と  
してではなく高度化して使用したいが、  
それには時日を要することであり、ま  
た石炭業界の現状からして將來は五千  
万トン確保したいと考へてゐる。この  
点から無制限に重油を輸入することは  
避くべきであるとともに、重油ポイ  
ラーの石炭への転換も進めていかなけ  
ればならない。と同時に、適當な関稅を  
も復活せしめよとのことであつて、国  
産原油についても將來備給度を高めて  
いかなければならないと思つてゐる。  
ある程度高率関稅を復活する必要  
があるといふことはわかるが、今後基  
本稅率である一割まで引き上げるかど  
うかは十分研究していく」との答弁が  
なされたのであります。その他詳細  
は、速記録によつて御承知願います。

次に、関稅定率法の一部を改正する  
法律案について申し上げます。  
別途、関稅及び貿易に関する一般協  
定への日本国の加入条件に関する議定

書への署名について承認を求めるとの件  
が、外務委員会において審議中であり  
ますが、本案はこのいわゆるガット加  
入のための関稅交渉の結果を考慮し  
て、所要の改正をしようとするもので  
あります。

以下改正点を申し上げますと、現行  
の関稅定率法は、昭和二十六年の改正  
の際、従價稅率一本建に整理されたの  
であります。今回の関稅交渉の結果、  
フィルムの一部について従價稅率  
による協定がなされたことに伴ひ、露  
出済みの映服用フィルムの稅率を従價  
稅率に改めるとし、生フィルム以外  
の映用フィルムのうち、ニュース映  
用のものについてはその公共性にかん  
がみて、一メートルまたはその端數ご  
とに十円、ニュース映服用以外のもの  
については、一メートルまたはその端  
數ごとに、フィルムの幅が三十三ミ  
リメートルをこえるもの五十円、十ミ  
リメートルをこえ三十三ミリメートルを  
こえないもの二十五円、その他のもの十  
五円の稅率を設けようとするもので  
あります。

なお、この改正によつて、稅率は従  
價稅率と従量稅率の二本建となりま  
すので、関稅は輸入貨物の價格または數  
量を課稅標準として課するものである  
ことを明らかにし、複関稅、報復関稅  
及び不当廉売関稅を課する場合の規定  
を整備するほか、加工または修繕のた  
め輸出された貨物で輸出の許可の日か  
ら一年以内に輸入される貨物について  
は、従價稅品及び従量稅品のいずれの  
場合にも関稅を軽減することができ  
ることとする等の改正をしようとする  
のであります。なお、この改正はガッ

トの讓許稅率の適用と同時に施行する  
こととされております。  
本案につきましては、ガットの関稅  
交渉の経過について説明を聴取する等  
審議したのであります。質疑のお  
もなるものを申し上げます。「映  
用フィルムに従量稅率を適用すること  
としたのはいかなる理由か」との質疑  
に対し、「映服用フィルムには本来か  
らいといふと、従量稅を適用することが  
も適當に思はれる。現在は輸入される  
のの約八割が興行成績いかによる歩  
合制となつてゐるので、課稅價格の決定  
はきわめてむづかしい。現在は生フ  
ィルム代、現像代、焼付代等を加算して  
CIF價格を算出しているが、これで  
は不合理であるので、かねがね研究中  
であつた。ガットの関稅交渉において  
は、一メートルまたはその端數ごとに  
三十円という讓許稅率を取りきめられ  
たが、これは現行従價稅率三割よりも  
四割一分ほど高くなるので、現在の天  
然色映用フィルムについての先切買切  
契約の本国送金額に現行稅率を課した  
場合を従量稅率に換算したものを基準  
として、三十五ミリメートルのものにつ  
いて、一メートルまたはその端數ごと  
に五十円等とすることとし、従量稅率  
を採用することとした」との答弁があ  
りました。その他ガット協定、いわゆ  
る新ガットの問題等について質疑がな  
されましたが、詳細は速記録に譲るこ  
とを御了承願います。

以上二法案について質疑を終了し、  
一括して討論に入りましたところ、平  
林剛委員より、「関稅定率法等の一部  
を改正する法律案について、国産原  
油は国内需要量の五割に過ぎず、今後  
とも輸入重油への依存度が高まると思  
うが、このことは、強大な國際石油カ  
ルテルの支配力を強めることとなり、  
わが國の經濟自立を阻害する危険があ  
る今日、石油関稅復活は妥當な措置で  
ある、また基本資材ではあるが、石油  
業者が高利益を得ている現状において  
は、関稅を課すべきである。その影響  
は石油業者に吸収せしめるとの答弁が  
あつたが、この点政府の積極的な研究  
を要する。今後タンカー運賃の下落  
という事情は続くと思ふので、基本稅  
率まで復活すべきであり、政府も諸般  
の事情を考へて処置することである  
ので、本案に賛成する」との意見が  
述べられました。

討論を終り、関稅定率法等の一部を  
改正する法律案について採決の結果、  
全会一致をもつて衆議院送付案通り可  
決すべきものと決定し、ついで関稅定  
率法の一部を改正する法律案について  
採決の結果、全会一致をもつて原案通  
り可決すべきものと決定いたしましたし  
ました。

次に日本開發銀行の電源開發株式會  
社に対する出資の処理に関する法律案  
について申し上げます。  
現在、日本開發銀行が電源開發促進  
法の規定に基いて電源開發株式會社の  
株式五十億円を保有いたしてゐるので  
あります。これは電源開發株式會社  
創立の當時における予算編成上の都合  
により、便宜日本開發銀行をして、政  
府にかわつて同社の株式を保有せしめ  
たのであります。日本開發銀行の本  
來の業務から申しまして變則的なもの  
であります。他方、一昨年来、日本開  
發銀行と農林漁業金融公庫及び中小企  
業金融公庫との間に、業務分野の正常  
化をはかるため、債權の承継を行なつ

たのであります。今般その最終處理  
として、日本開發銀行が同公庫に対し  
て持つてゐる貸付金を、政府の産業投  
資特別會計に引き継いで、同特別會計  
からの同公庫に対する出資金とするこ  
ととし、本国会に中小企業金融公庫法  
の一部を改正する法律案及び農林漁業  
金融公庫法の一部を改正する法律案が  
提案され、すでに可決されておるので  
あります。本案はこの機会に、日本開  
發銀行が保有する電源開發株式會社の  
株式をも産業投資特別會計に引き継ぐ  
ことによりまして、日本開發銀行が本  
來の融資活動に専念できるようにしよ  
うとするのであります。すなわち日  
本開發銀行の保有する電源開發株式會  
社の株式を、政府の産業投資特別會計  
に歸属させ、同時に日本開發銀行は、  
引き継いだ株式の額面金額の合計額と  
同額だけ減資することとし、また電源  
開發促進法のうち、日本開發銀行が電  
源開發株式會社の株式を保有すること  
ができる旨の規定を削除しようとする  
のであります。

次に日本開發銀行法中の同行の資本  
金の額を、さきに申しました同公庫に  
対する貸付金を産業投資特別會計に引  
き継ぐ分等を含めまして、現在の資本  
金二千四百六十二億二千万円を二千三  
百三十九億七千万円に改めようとする  
ものであります。本案審議の詳細につ  
きましては速記録により御承知願いた  
しと思ひます。  
質疑を終了し、討論、採決の結果、  
全会一致をもつて原案通り可決すべき  
ものと決定いたしました次第でありま  
す。

次に、資金運用部資金法の一部を改  
正する法律案につきまして申し上げます。

次に、資金運用部資金法の一部を改  
正する法律案につきまして申し上げます。

次に、資金運用部資金法の一部を改  
正する法律案につきまして申し上げます。

本改正案の第一は、現在の資金運用部資金法によれば、五年以上の預託金はすべて年五分五厘の利子を付することになつておりましたが、より長期の預託金に對しても、それに相応した適正な利子を保障するために、五年以上七年未満のものは従来通り年五分五厘とし、新たに約定期間七年以上の段階を設け、年六分の利子を付することとしたとするとするものであります。第二は、現行の資金運用部資金法によれば、資金運用部預託金の契約上の預託期間は三カ月を下らないものと規定されており、各特別会計等におきまして三カ月未満の短期の余裕金があつても、資金運用部に預託することができない事情にありまして、これらの特別会計等に対し、短期資金の運用の道を開くため、最低約定期間を一カ月に引き下げ、一カ月以上三カ月未満のものについても預託を認めることとし、それに対し年二分の利子を付することとしたとするとするものであります。なお、期限前、払い戻しの場合は利率は、現在預託されていた期間が三年以上のときは年四分五厘、三カ月未満のときは利子を付さないことになつております。

以上、以上の改正に伴い、預託期間が五年以上のものについては年五分とするのと同時に、一カ月以上三カ月未満のときは年一分五厘としたとするとするものであります。第三は、資金運用部審議会の委員が十名で、この委員のうち学識経験者は三名以内となつておりましたが、学識経験者の数を二名増加し、五名以内とし、委員の総数を十二名以内としたとするとするものであります。本案審議の詳細につきましては速記録により御承知願います。

買戻を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。次に厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、厚生保険特別会計法並びに船員保険特別会計法についてその一部を改正しようとするものであります。まず厚生保険特別会計法の一部改正について申し上げますと、第一点は、政府の行なつてゐる健康保険の給付費が異常に増加し、支払財源に不足を生ずるに至つたことは御承知の通りであります。この補てんのために、昭和三十年年度以降七カ年度間、毎年度十億円を限り、一般会計からこの会計の健康勘定に繰入金をするのであります。第二点は、日雇労働者健康保険事業の保健施設及び福祉施設に充てるための経費に、日雇健康勘定から業務勘定へ繰入金ができることとし、これに伴つて業務勘定の決算上の剰余金については、日雇健康勘定の積立金へも組み入れていくことにしようとするものであります。

次に船員保険特別会計法の一部改正であります。船員保険で行う給付のうち、健康保険の給付に對する給付の費用が異常に増加を来たしたのであります。昭和三十年年度以降六カ年度間、毎年度二千五百万円を限り、一般会計からこの会計に繰り入れることができるとしようとするものであります。本案につきましても、厚生保険特別会計の昭和二十九年及び三十年年度の

支払い財源の不足の発生事情等について買戻がなされたのであります。速記録によつて御承知願います。

買戻を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、余剰農産物資金融通特別会計法案について申し上げます。今国会において、去る六月二十四日、農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定が承認されました。本案は、右の協定に基きまして、米國余剰農産物の購入に伴い、アメリカ合衆国から借り入れることとなる外貨資金を財源として、電源開発、農地開発等、わが國の經濟發展を促進するために、資金の貸付の経理を明確にするために、一般会計と区分して、新たに余剰農産物資金融通特別会計を設けようとするものであります。

本案の概要を申し上げますと、この会計は大蔵大臣が管理することとし、借入資金の借入れによる収入金、貸付金の償還金及び利子等をもって歳入とし、貸付金、借入資金の償還金及び利子、事務取扱費、借入資金の償還に關する諸費をもつて歳出とすることとし、その他予算決算の作成及び提出、損益の処理等について、特別会計に必要事項を規定しようとするものであります。

本案審議に當りましてのおもなる質疑を申し上げますと、「政府が農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて借り入れる外貨資金を財源として、電源の開発、農地の開発、その他本邦の經濟の發展を促進するために資金の貸付を行ふが、その資金計画

はどのようになつてゐるか」との質疑に對し、「電源開発に百八十二億五千万円、農地開発に三十億四千万円、その内訳は愛知用水関係二十四億五千万円、篠津地域四億五千万円、根釧地域五千万円、上北地区五千万円であり、生産性向上本部一億五千万円となつてゐる」旨の答弁がありました。その他いづゆる余剰農産物協定に關し、種々質問がなされたのであります。その詳細は速記録によつて御承知願います。

かくて買戻を終了し、討論に入り、平林剛委員より、「いづゆる余剰農産物協定に社会党は反対である。その理由としてアメリカが過剰農産物の処理に困つて、諸國として日本に押しつけられたような協定であると指摘されておられ、アメリカが得をする協定である。この措置によつて、わが國の農業及び学童給食に對する児童の心理的影響、さらには東南ア諸國に及ぼす影響等を考慮して反対する」旨の意見が述べられ、松澤委員より、「第一に余剰農産物協定に反対である。第二に、本特別会計の資金の運用に自主性が無い」旨の反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより六案の採決をいたします。

まず、関稅定率法等の一部を改正する法律案

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

以上、五案全部を問題に供します。五案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 議員起立を認めます。よつて五案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、余剰農産物資金融通特別会計法案、全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第十八、けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社

昭和三十年七月二十七日 參議院會議録第四十一号 けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法案

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案

(土及び一は兼修修正)

けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案

けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 けい肺健康診断、症状等の決定及び作業の転換

(第三章・第九条)

第三章 けい肺に関する給付等

(第十条・第十三条)

第四章 費用の負担(第十四条・第三十条)

第五章 不服の申立等(第三十一条・第三十七条)

第六章 国の援助等(第三十八条・第四十二条)

第七章 雑則(第四十三条・第五十一条)

第八章 罰則(第五十二条・第五十四条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、けい肺にかか

つた労働者の病勢の悪化の防止を

図るとともに、けい肺及び外傷性

せき腫障害にかかつた労働者に対

して療養給付、休業給付等を行

い、もつて労働者の生活の安定と

福祉の増進に寄与することを目的

とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各

号に掲げる用語の意義は、それぞ

れ当該各号に定めるところによ

る。

一 けい肺 遊離けい酸じん又は

遊離けい酸を含む粉じんを吸入

することによつて肺に生じた纖

維増殖性変化の疾病及びこれ

と肺結核の合併した疾病をい

ふ。

二 粉じん作業 別表第一に掲げ

る作業をいう。ただし、けい肺

を生ずるおそれがないと認め

られる政令で定める作業を除

く。

三 けい肺健康診断 直接撮影に  
よる胸部全域のエックス線写真  
(以下単に「エックス線写真」と  
いう。)による検査、胸部に関す  
る臨床検査及び粉じん作業につ  
いての職歴の調査によつて行  
う。けい肺についての健康診断をい  
ふ。

四 外傷性せき腫障害 落盤、落  
石、墜落等によつて生ずる外部  
からの圧力によりせき腫が完全  
に、又はこれに近い程度に損傷  
し、これによつて運動麻痺、  
知覚麻痺、反射異常、腸管障  
害、尿路障害、生殖器障害又は  
呼吸障害を生ずる疾病をい  
ふ。

五 労働者 他人に使用される者  
で、労働の対価として賃金、給  
料その他の報酬を支払われるも  
のをいう。

六 この法律においては、けい肺の  
症状を次の表の下欄に掲げると  
ころにより区分し、その名称は、そ  
れ上欄に掲げるところによる。

症 度	症 状
けい肺第一症度	エックス線写真の像が第一型と認められるもの
けい肺第二症度	エックス線写真の像が第二型又は第三型と認められ、かつ、けい肺による心肺機能の障害その他の症状が認められないもの
けい肺第三症度	エックス線写真の像が第四型と認められ、かつ、けい肺による心肺機能の障害その他の症状が認められないか、又は軽度的心肺機能の障害その他の症状が認められるもの(活動性の肺結核があると認められるものを除く。)
けい肺第四症度	エックス線写真の像が第二型、第三型又は第四型と認められ、かつ、けい肺による高度の心肺機能の障害その他の症状が認められるもの 二 エックス線写真の像が第四型と認められ、かつ、活動性の肺結核があると認められるもの

第二章 けい肺健康診断、症状等の決定及び作業の転換

第三条 使用者は、別表第二に掲げる作業(けい肺を生ずるおそれがないと認められる政令で定める作業を除く。以下同じ。)に常時従事させる労働者に対して、その就業の際、けい肺健康診断を行わなければならない。ただし、次の各号の一に該当する者に対しては、この限りでない。

一 その作業に従事する前一年以内にけい肺健康診断を受けて第五号第一項、第六号第三項(第七号第二項において準用する場合を含む。)(又は第三十一条第二項の規定によりけい肺第二症度又はけい肺第三症度のけい肺にかかっていると決定された者

二 前号以外の者で、その作業に従事する前三年以内にけい肺健

康診断を受けて第五号第一項、第六号第三項(第七号第二項において準用する場合を含む。)(又は第三十一条第二項の規定によりけい肺にかかっていると決定された者)又は第三十一条第二項の規定によりけい肺第二症度又はけい肺第三症度のけい肺にかかっていると決定された者に対して、一年以

三 前二号以外の者で、その作業に従事する前粉じん作業に従事した期間が三年以内のもの

四 使用者は、別表第二に掲げる作業に常時従事させる労働者に対して、三年以内ごとに一回、けい肺健康診断を行わなければならない。

五 使用者は、前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる作業に常時従事させる労働者のうち、第五号第一項、第六号第三項(第七号第二項において準用する場合を含む。)(又は第三十一条第二項の規定によりけい肺第二症度又はけい肺第三症度のけい肺にかかっていると決定された者)に対して、一年以

型	エックス線写真の像
第一型	両肺野に、明りよりな結節像でその大きさが粟粒大以上のものが部分的にあるもの
第二型	両肺野に、明りよりな結節像でその大きさが粟粒大以上のものが全面的にあり、かつ、その分布が粗であるもの
第三型	両肺野に、明りよりな結節像でその大きさが粟粒大以上のものが全面的にあり、かつ、その分布が密であるもの
第四型	第一型、第二型又は第三型のもので融合像又は塊状陰影があるもの

内ごとに一回、けい肺健康診断を行わなければならない。

4 使用者は、前二項に規定する場合のほか、別表第二に掲げる作業に常時従事する労働者のうち、労働基準法(昭和十二年法律第四十九号)第五十二条第一項の規定による健康診断において医師により肺結核にかかっていると診断された者に対して、遅滞なく、けい肺健康診断を行わなければならない。ただし、同項の規定による健康診断を行う前に、第五項第二項、第六項第三項(第七項第二項)に準じて検査を受ける場合を含む。又は第三十一條第二項の規定によりけい肺第一度、けい肺第二度又はけい肺第三度のけい肺にかかっていると決定された労働者については、この限りでない。

5 使用者は、第八條第一項の労働に係る労働者が当該事業において粉じん作業以外の作業に従事しているときは、その者に対して、三年以内ごとに一回、けい肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該けい肺健康診断の結果、けい肺の症状がその直前のけい肺健康診断の結果と比較して進行していないときは、その後は、けい肺健康診断を行わなくてもよい。

14<sup>6</sup> 使用者は、けい肺健康診断において医師によりけい肺にかかっていると診断された労働者のうち、エックス線写真に融合像又は塊状陰影が認められない者に対しては労働省令で定める心肺機能検査(以下「機能検査」という。)を、エックス線写真に融合像又は塊状陰影が認められる者に対しては労働省令で定める結核精密検査(以下「結核検査」という。)を、結核検査により活動性の肺結核にかかっているか、及び労働者が同条第五項ただし書の規定により提出すべきエックス線写真又は書面を使用者に提出したときは、使用者は、

7 使用者は、第四項本文に規定する労働者で同項ただし書の規定により同項のけい肺健康診断を行わないもの及び第八條第一項の労働者

に係る労働者で当該事業において粉じん作業以外の作業に従事しているものうち、労働基準法第五十二条第一項の規定による健康診断において、医師により、肺結核にかかっていると診断された者に対して、遅滞なく、機能検査を行わなければならない。

15<sup>8</sup> 前四項の規定によるけい肺健康診断、機能検査又は結核検査の對象労働者は、正当な理由がある場合を除き、それぞれ使用者が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受けなければならない。ただし、使用者が指定した医師のけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受けることを希望しない場合において、他の医師のけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受け、それぞれエックス線写真及びけい肺健康診断の結果を証明する書面又は結核検査の結果を証明する書面を使用者に提出したときは、この限りでない。

16<sup>9</sup> 使用者は、けい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行った場合においては、その限度において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十二条第一項の規定による健康診断を行わなくてもよい。

17<sup>10</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

18<sup>11</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

19<sup>12</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

20<sup>13</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

21<sup>14</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

22<sup>15</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

23<sup>16</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

24<sup>17</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

25<sup>18</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

26<sup>19</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

27<sup>20</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

28<sup>21</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

29<sup>22</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

30<sup>23</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

31<sup>24</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

32<sup>25</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

33<sup>26</sup> 使用者は、前条第七項の規定により機能検査を行ったときは、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十二号 けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案

七三四

条第二項において準用する場合を含む。又は第三十一条第二項の規定による症状の決定を受けた労働者で次の各号の一に該当するものが現に粉じん作業に従事しているときは、使用者に対して、その者を粉じん作業以外の作業につかせることを勧告することができる。

一 けい肺第三症度のけい肺にかかつていると決定された者  
二 けい肺第二症度のけい肺にかかつていると決定された者で、粉じん作業に従事した期間が五年以内であり、かつ、エックス線写真の像が第二型に該当するもの

三 けい肺第二症度のけい肺にかかつていると決定された者で、粉じん作業に従事した期間が十年以内であり、かつ、エックス線写真の像が第三型に該当するもの

2 使用者は、前項の勧告を受けたときは、当該労働者を粉じん作業以外の作業につかせるように努めなければならない。

3 使用者は、第一項の勧告を受けて、当該労働者を粉じん作業に従事させなくなつたときは、遅滞なく、その旨を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

(職業紹介等)  
第九条 公共職業安定所その他の職業安定機関は、前条第一項の勧告に係る労働者が作業の転換に関する使用者の努力にもかかわらず、当該事業場において粉じん作業以外の作業につかせることができないときは、当該労働者に対して職業紹介、職業補導等について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 けい肺に関する給付等

(転換給付)  
第十条 政府は、第八条第一項の勧告に係る労働者が粉じん作業に従事しなくなつたときは、その者に対して、転換給付として労働基準法第十二条に規定する平均賃金の三十日分に相当する額を支給する。

2 前項の転換給付の支給の回数、当該労働者につき一回に限る。

(療養給付)  
第十一条 政府は、けい肺にかかつて労働者又は労働者であつた者が労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受け、又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条第一項第六号に規定する打切補償の支給を受けたときは、その者に対して、その後二年間、療養給付として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用に相当する額を支給する。

2 前項の療養の範囲は、労働基準法第七十五条第二項の規定による療養の範囲による。

(休業給付)  
第十二条 労働者又は労働者であつた者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けられない場合においては、政府は、その者に対して、その療養の期間につき休業給付を行う。

2 前項の休業給付の額は、労働者又は労働者であつた者が労働基準法第八十一条の規定による打切補償又は労働者災害補償保険法第十

二条第一項第六号に規定する打切補償の支給を受けた直前において受けるべき休業補償の額に相当する額とする。

3 労働者災害補償保険法第二項及び第三項の規定は、前項の休業給付の額について準用する。

(外傷性せき腫障害に関する準用)  
第十三条 前二条の規定は、業務上、外傷性せき腫障害にかかつて労働者又は労働者であつた者に関する準用する。

第四章 費用の負担  
第十四条 国庫は、第十条から前条までの規定により政府が行う給付に必要となる費用の三分の一を負担する。

(負担金の徴収)  
第十五条 政府は、第十条から第十三条までの規定により政府が行う給付に必要となる費用に充てるため、粉じん作業に従事させる事業等の事業主から負担金を徴収する。

(徴収の請負によつて行われる事業の事業主)  
第十六条 事業が徴収の請負によつて行われる場合においては、この章の規定の適用については、元請負人を事業主とする。

2 元請負人が下請負人との間の書面による契約で下請負人に前条の負担金の納付を引き受けさせることとした場合において、元請負人の申請により、政府がこれを承認したときは、前項の規定にかかわらず、その下請負人をその請負に係る事業の事業主とする。

(けい肺についての給付に係る負担金の額)  
第十七条 けい肺についての給付に關して第十五条の規定により事業主から徴収する負担金の額は、その事業の賃金総額に次条の規定により定めるけい肺負担率を乗じて得た額とする。

2 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立していない事業であつて次条の規定によるけい肺負担率が政令で定める率以下のもの事業主からけい肺についての給付に關して徴収する負担金の額は、前項の規定にかかわらず、政府が、その事業によりけい肺にかかつて労働者又は労働者であつた者に対して第十條から第十二条までの規定により行つた給付に關する費用の三分の一に相当する額とする。

(けい肺負担率)  
第十八条 けい肺負担率は、粉じん作業に従事させる事業について、その種類の事業の過去五年間のけい肺の発生率を基礎として、その事業に關し政府が第十條から第十二条までの規定により行つた給付に關して必要な費用の三分の一に相當する額をまかなうようにより、事業の種類に応じ等級に区分して、労働者令で定める。

(外傷性せき腫障害についての給付に係る負担金の額)  
第十九条 外傷性せき腫障害についての給付に關して第十五条の規定により事業主から徴収する負担金の額は、次の各号に定めるところによる。

一 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立して

いる事業については、その事業の賃金総額に外傷性せき腫障害負担率を乗じて得た額

二 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立して

いない事業については、政府が、その事業により外傷性せき腫障害にかかつて労働者又は労働者であつた者に対して第十三條の規定により行つた給付に關する費用の三分の二に相当する額

前項第一号の外傷性せき腫障害負担率は、過去五年間の外傷性せき腫障害の発生率を基礎として、その種類の事業に關し政府が第十三條の規定により行つた給付に關して必要な費用の三分の二に相當する額をまかなうようにより、事業の種類に応じ等級に区分して、労働者令で定める。

(賃金総額)  
第二十条 この章に規定する賃金総額は、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称によるかを問はず、労働の対償として事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払うすべてのものの総額とする。

(概算負担金の報告及び納付)  
第二十一条 第十七条第一項に規定する額につき負担金を徴収される事業又は第十九条第一項第一号に規定する額につき負担金を徴収される事業(以下「負担金率適用事業」と総称する)の事業主(次項の

3 有期事業の事業主を除くは、毎年四月一日から翌年三月三十一日まで(以下「徴収年度」といふ)の貸金総額(その事業が新たに負担金率適用事業に該当するに至つたものについては、該当するに至つた日からその徴収年度の末日までの貸金総額)の見込額にけい肺負担金率又は外傷性せき髄障害負担金率を乗じて得た概算負担金の額その他労働省令で定める事項を、その徴収年度の初日から十五日以内(その事業が新たに負担金率適用事業に該当するに至つた日については、該当するに至つた日から五日以内)に都道府県労働基準局長に報告するとともに、概算負担金をその徴収年度の初日から四十五日以内(その事業が新たに負担金率適用事業に該当するに至つたものについては、該当するに至つた日から三十五日以内)に、政府に納付しなければならない。

2 負担金率適用事業であつて事業の期間が予定されるもの(以下「有期事業」といふ)の事業主は、その事業の全期間の貸金総額の見込額にけい肺負担金率又は外傷性せき髄障害負担金率を乗じて得た概算負担金の額その他労働省令で定める事項を、その事業を開始する日前十日まで(都道府県労働基準局長に報告するとともに、概算負担金をその事業を開始した日から二十日以内に、政府に納付しなければならない)。

3 都道府県労働基準局長は、負担金率適用事業の事業主が前二項の規定による報告をしないとき、又は

4 前項の通知を受けた事業主は、都道府県労働基準局長の算定した額の額と納付した概算負担金の額との差額を、通知を受けた日から十五日以内に、政府に納付しなければならない。

第二十二條 負担金率適用事業の事業主(有期事業の事業主を除く)は、徴収年度の初日から末日までの貸金総額(その事業が負担金率適用事業に該当しなくなつたものについては、その徴収年度の初日からその事業が負担金率適用事業に該当しなくなつた日の前日までの貸金総額)にけい肺負担金率又は外傷性せき髄障害負担金率を乗じて得た確定負担金の額その他労働省令で定める事項を、次の徴収年度の初日(その事業が負担金率適用事業に該当しなくなつたものについては、該当しなくなつた日)から十五日以内に、都道府県労働基準局長に報告しなければならない。

2 有期事業の事業主は、その事業の全期間の貸金総額にけい肺負担金率又は外傷性せき髄障害負担金率を乗じて得た確定負担金の額その他労働省令で定める事項を、その事業が終了し、又は廃止された日から十五日以内に、都道府県労働基準局長に報告しなければならない。

3 都道府県労働基準局長は、負担金率適用事業の事業主が前二項の規定による報告をしないとき、又は

3 都道府県労働基準局長は、負担金率適用事業の事業主が前二項の規定による報告をしないとき、又はその報告に誤があると認めるときは、その調査により確定負担金の額を算定し、これを事業主に通知する。

4 前項の通知を受けた事業主は、都道府県労働基準局長の算定した額の額と納付した概算負担金の額との差額を、通知を受けた日から十五日以内に、政府に納付しなければならない。

第二十三條 負担金率適用事業の事業主が第二十一條の規定により納付した概算負担金の額が、前条第一項又は第二項の規定による確定負担金の額(同条第三項の規定により都道府県労働基準局長が確定負担金の額を算定した場合)は、その算定した額をこえる場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、そのこえる額を次の徴収年度の概算負担金若しくは未納の負担金に充当し、又は還付する。

2 負担金率適用事業の事業主は、前条第一項又は第二項の規定により報告をした場合においては、納付した概算負担金の額がこれらの規定による確定負担金の額に足りないとときはその不足額を、納付した概算負担金がないときはこれらの規定による確定負担金を、次の徴収年度の初日から三十日以内(その事業が負担金率適用事業に該当しなくなつたものについては、その日から三十日以内)に、政府に納付しなければならない。

3 負担金率適用事業の事業主は、前条第三項の規定による通知を受けた場合においては、納付した負担金の額が都道府県労働基準局長が算定した確定負担金の額に足り

ないときはその不足額を、納付した負担金がないときは都道府県労働基準局長が算定した確定負担金を、その通知を受けた日から十五日以内に、政府に納付しなければならない。

第二十四條 政府は、労働省令で定めるところにより、負担金率適用事業の事業主が第二十一條第一項、第二項又は第四項の規定により納付すべき概算負担金を、その申請に基き、延納させることができる。

第二十五條 政府は、事業主が第二十三條第三項の規定により確定負担金又はその不足額を納付しななければならない場合においては、その納付すべき額に百分の十を乗じて得た額を追徴金として徴収する。ただし、事業主が、天災その他やむを得ない事由により、同項の規定による確定負担金又はその不足額の納付をしなければならなくなつた場合は、この限りでない。

2 政府は、前項の追徴金を徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない。

(負担金率適用事業以外の事業について) 第二十六條 第十七條第二項又は第十九條第一項第二号に規定する事業の事業主から徴収する負担金は、政府が、その事業によりけい

肺又は外傷性せき髄障害にかかつた労働者又は労働者であつた者に対して第十條から第十三條までの規定による給付を行つた場合に、そのつど、徴収する。

2 政府は、前項の負担金を徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき負担金の額を通知しなければならない。

3 前項の期限は、同項の通知を発する日から起算して三十日以上経過した日でなければならない。

4 第一項の事業主は、労働省令で定めるところにより、同項の負担金を分割して納付することができる。

(滞納処分) 第二十七條 事業主が負担金その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、期限を指定して督促をしなければならない。

2 前項の規定による督促をするときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、これを発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第五十九号)第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに、負担金その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府

肺又は外傷性せき髄障害にかかつた労働者又は労働者であつた者に対して第十條から第十三條までの規定による給付を行つた場合に、そのつど、徴収する。

2 政府は、前項の負担金を徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない。

(負担金率適用事業以外の事業について) 第二十六條 第十七條第二項又は第十九條第一項第二号に規定する事業の事業主から徴収する負担金は、政府が、その事業によりけい

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案

は、国税滞納処分の場合によつて、これを処分する。

(延滞金)

第二十八條 政府は、事業主が負担金の納付を怠つた場合において、前条第一項の規定による督促をしたときは、その金額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日から負担金の完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、負担金の額が千円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

2 前項の場合において、負担金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる負担金の額は、その納付のあつた負担金の額を控除した金額による。

3 延滞金の計算において、前二項の負担金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合に、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

- 一 督促状の指定期限までに徴収金を完納したとき。
- 二 納付義務者の住所又は居所が不明なため、公示送達の方法によつて督促したとき。
- 三 延滞金の額が十円未満であるとき。

四 負担金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

(先取特権の順位)

第二十九條 負担金その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつたものとする。

(書類の送達)

第三十條 負担金その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ九及び第四條ノ十の規定を準用する。

第五章 不服の申立等

(症状等の決定についての不服の申立)

第三十一條 第五條第一項又は第六條第三項(第七條第二項において準用する場合を含む)の規定による都道府県労働基準局長の決定に不服のある者は、エックス線写真及び労働省令で定める書面を添え、書面をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由し、労働大臣に不服の申立をすることができ

2 労働大臣は、前項の規定による不服の申立があつたときは、申立の日から六十日以内に、中央けい肺診療医の診断又は審査により、裁決をしなければならない。

3 労働大臣は、第一項の不服の申立が理由があると認めるときは、前項の裁決において、不服の申立に係る都道府県労働基準局長の処分を取り消し、不服の申立に係る労働者又は労働者であつた者がけい肺にかかつているかどうか、及びけい肺にかかつている者については第二條第二項の症状の区分に従つてけい肺の症状を決定しなればならない。

4 労働大臣は、第二項の裁決をしたときは、書面をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由し、不服の申立をした者に通知しなければならない。

(給付に関する審査の請求)

第三十二條 給付に関する決定に不服がある者は、労働者災害補償保険法第三十五條の保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、同条の労働者災害補償保険審査会に審査を請求し、その決定に不服がある者は、裁判所に訴を提起することができる。

(保険審査官の権限)

第三十三條 保険審査官は、前条の審査のため必要があると認めるときは、使用者、労働者若しくは労働者であつた者に対して報告をさせ、若しくは出頭を命じて質問し、又は労働者若しくは労働者であつた者に対してその指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができ

第三十四條 事業主は、第二十一條第三項又は第二十二條第三項の規定により都道府県労働基準局長が算定した負担金の額について不服があるときは、都道府県労働基準局長に審査の請求をすることができ

(新罰)

第三十五條 前条の規定による審査の決定又は負担金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する処分について不服がある者は、労働大臣に訴願をすることができ

(申立の期間)

第三十六條 第三十一條第一項の不服の申立、第三十二條の審査の請求若しくは訴の提起、第三十四條の審査の請求又は前条の訴願は、処分通知を受けた日から六十日以内になければならない。この場合において、不服の申立及び審査の請求については、訴願法(明治二十三年法律第五十号)第八條第三項の規定を準用する。

(政令への委任)

第三十七條 この章に定めるもののほか、第三十一條第一項の不服の申立若しくは第三十二條若しくは第三十四條の審査の請求又はこれらに係る処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 国の援助等

(国の援助)

第三十八條 政府は、この法律の目的を達成するため必要な場合には、使用者の行方けい肺健康診断等について援助を行方けい肺にかつた労働者のために適當な就労のための施設を設けること等によつて労働者の生活の安定を図るよう努めなければならない。

(公課の禁止)

(差押の禁止等)

第四十條 第十條から第十三條までの規定により給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(印紙税の非課税)

第四十一條 第十條から第十三條までの規定による給付に関する書類には、印紙税を課さない。

(時効)

第四十二條 第十條から第十三條までの規定による給付を受ける権利及び負担金その他の徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

第七章 雑則

(けい肺審議会)

第四十三條 労働省に、けい肺審議会(以下「審議会」といふ)を置く。審議会は、労働大臣の諮問に応じて、けい肺に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関して必要な事項を関係行政機関に建議する。

第四十四條 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

5 審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

6 会長は、審議会の会務を総理する。

第四十五条 この法律に規定するもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(けい肺診査医)

第四十六条 この法律の規定によるけい肺の診断又は審査及びこれらに關する事務を行わせるために、労働省に中央けい肺診査医を、都道府県労働基準局に地方けい肺診査医を置く。

2 中央けい肺診査医及び地方けい肺診査医は、けい肺の診断に關し知識又は経験を有する医師のうちから、労働大臣が任命する。

3 けい肺診査医は、非常勤とすることが出来る。

(けい肺診査医の権限)

第四十七条 中央けい肺診査医又は地方けい肺診査医は、この法律の規定により、けい肺にかかつた労働者又はけい肺にかかつてゐる疑のある労働者に対して行う診断又は審査のため必要があるときは、当該労働者がいる事業場に立ち入り、労働者その他の関係者に質問し、資料の提出を求め、又は診療録その他の書類を検査することが出来る。

2 前項の場合において、けい肺診査医は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

(労働基準監督官の権限)

第四十八条 労働基準監督官は、第二章の規定の施行のため必要な限度において、使用者に対し報告若しくは帳簿書類の提出を求め、又は事業場及びその附属建築物に立ち入り、関係者に質問し、若しくは遊離けい酸を含み、若しくは含ひ疑のある粉じんの測定若しくは検査を行うことが出来る。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十九条 労働基準監督官は、第三条第一項から第七項まで、第四条及び第五条第三項の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察員としての職務を行う。

(労働大臣又は都道府県労働基準局長の権限)

第五十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の規定による給付及び負担金その他の徴収金に關する処分並びにこれらに關する審査に關し、必要があるとき認めるときは、これらに係る事業の事業主に報告をさせ、又は当該職員に、その事業の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、及び帳簿書類を検査させることが出来る。

2 第四十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定によつて質問及び検査を行う職員について準用する。

第五十一条 国家公務員については(国家公務員についての適用除外)は、この法律の規定は、適用しない。

第八章 罰則

第五十二条 第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項から第七項まで、第四条又は第五条第三項の規定に違反した者

二 第四十七条第一項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、質問に対して虚偽の陳述をし、又は測定若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から起算して二箇月を超えない範囲内において、この法律の公布の日以後の法律の施行前に於いて労働基準法第八十一條の規定による打切補償を受け、又は労働者災害補償法第十二條第一項第六号に規定する打切補償の支給を受けたときは、その者について、その者が当該打切補償又は打切補償の支給を受けた日から、第十一條から第十三條までの規定を適用する。

2 けい肺にかかつた労働者若しくは労働者であつた者又は業務上、外傷性若しくは職業性にかかつた労働者若しくは労働者であつた者が、この法律の公布の日以後の法律の施行前に於いて労働基準法第八十一條の規定による打切補償を受け、又は労働者災害補償法第十二條第一項第六号に規定する打切補償の支給を受けたときは、その者について、その者が当該打切補償又は打切補償の支給を受けた日から、第十一條から第十三條までの規定を適用する。

3 この法律の施行後、使用者が第三条第二項又は第四項の規定により行うべき最初のけい肺健康診断、機能検査又は結核検査は、これらの規定にかかわらず、都道府県労働基準局長が行うものとする。

123 都道府県労働基準局長は、前項の規定により行つたけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に基き、当該労働者がけい肺にかかつてゐるかどうか、及びけい肺にかかつてゐる者については第二條第二項の症状の区分に従つてその症状を決定し、その旨を当該使用者に通知するものとする。

14 前項の規定による症状の決定は、第五條第五項の規定による検査の結果を、使用者が前項の通知を受けた場合に準用する。

5 第三十一条、第三十六条及び第三十七条の規定は、附則第三項の決定についての不服の申立に關して準用する。

6 第三條第六項の規定は、附則第三項の規定により都道府県労働基準局長がけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行つた場合に準用する。

7 国庫は、附則第二項の規定により都道府県労働基準局長が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に關して必要な費用の三分の一を負担する。

8 政府は、附則第二項の規定により都道府県労働基準局長が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に關して必要な費用に充てるため、けい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行つた場合に、その事業の事業主から、そのつど、負担金を徴収する。

9 前項の負担金の額は、労働省令で労働者一人当りにつき定める額にその事業においてけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行つた労働者の数を乗じて得た額とする。

10 前項の労働省令で定める額は、都道府県労働基準局長が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に關する費用の三分の二に相当する額をまかなうように定めなければならない。

11 政府は、附則第八項の負担金を徴収する場合においては、その負担金の額を定めて、三十日以内にこれを納付すべきことを当該事業主に通知しなければならない。

か、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

123 都道府県労働基準局長は、前項の規定により行つたけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に基き、当該労働者がけい肺にかかつてゐるかどうか、及びけい肺にかかつてゐる者については第二條第二項の症状の区分に従つてその症状を決定し、その旨を当該使用者に通知するものとする。

14 前項の規定による症状の決定は、第五條第五項の規定による検査の結果を、使用者が前項の通知を受けた場合に準用する。

5 第三十一条、第三十六条及び第三十七条の規定は、附則第三項の決定についての不服の申立に關して準用する。

6 第三條第六項の規定は、附則第三項の規定により都道府県労働基準局長がけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行つた場合に準用する。

7 国庫は、附則第二項の規定により都道府県労働基準局長が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に關して必要な費用の三分の一を負担する。

8 政府は、附則第二項の規定により都道府県労働基準局長が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に關して必要な費用に充てるため、けい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行つた場合に、その事業の事業主から、そのつど、負担金を徴収する。

9 前項の負担金の額は、労働省令で労働者一人当りにつき定める額にその事業においてけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行つた労働者の数を乗じて得た額とする。

10 前項の労働省令で定める額は、都道府県労働基準局長が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に關する費用の三分の二に相当する額をまかなうように定めなければならない。

11 政府は、附則第八項の負担金を徴収する場合においては、その負担金の額を定めて、三十日以内にこれを納付すべきことを当該事業主に通知しなければならない。

か、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

123 都道府県労働基準局長は、前項の規定により行つたけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に基き、当該労働者がけい肺にかかつてゐるかどうか、及びけい肺にかかつてゐる者については第二條第二項の症状の区分に従つてその症状を決定し、その旨を当該使用者に通知するものとする。

14 前項の規定による症状の決定は、第五條第五項の規定による検査の結果を、使用者が前項の通知を受けた場合に準用する。

昭和三十年七月二十七日 參議院會議録第四十一号 けい肺及び外傷性せき髄障害に關する特別保護法案

12 (けい肺健康診断の暫定措置)  
 使用者は、政令で定める日まで  
 は、第三条第一項から第四項まで  
 の規定によりけい肺健康診断、機  
 能検査若しくは結核検査を行つた  
 とき、又は同条第五項ただし書の  
 規定によりエックス線写真及び書  
 面の提出を受けたときは、遅滞な  
 く、医師によりけい肺にかかつて  
 いないと診断された労働者につい  
 ての第四条第一項に掲げるエッ  
 クス線写真及び書面を、当該事業  
 場の所在地を管轄する都道府県労  
 働基準局長に提出しなければなら  
 ない。

16 (負担金率の暫定措置)  
 この法律の施行後五年間は、け  
 い肺負担金率は、第十八条の規定  
 にかかわらず、けい肺審議会には  
 かつて、事業の種類に応じ教等級  
 に区分して、労働大臣が定める。  
 (負担金納付の経過措置)

21 (他の法律の一部改正)  
 労働基準法等の施行に伴う政府  
 職員に係る給与の応急措置に関す  
 る法律(昭和二十二年法律第六十  
 七号)の一部を次のように改正  
 する。  
 第一項中「又は給員法」を、「けい  
 肺及び外傷性せき腫障害に関す  
 る特別保護法(昭和三十年法律  
 第六号)第十一号から第十三号  
 までの規定(国家公務員災害補償  
 法第一条に規定する職員に係るも  
 のを除く。）」又は給員法」に改める。

六の二 けい肺に関する症状等  
 の決定に関すること。  
 六の三 けい肺及び外傷性せき  
 腫障害に関する給付に関する  
 こと。  
 第八条第十一号中「及び労働者  
 災害補償保険法(昭和二十二年法  
 律第五十号)」を、「労働者災害補償  
 保険法(昭和二十二年法律第五十  
 号)及びけい肺及び外傷性せき腫  
 障害に関する特別保護法」に改め  
 る。

第七号第二号中「及び失業保  
 險法(昭和二十二年法律第四十六  
 号)第三十六条の規定」を、「失業保  
 險法(昭和二十二年法律第四十六  
 号)第三十六条及びけい肺及び  
 外傷性せき腫障害に関する特別保  
 護法第二十八条第一項本文」に改  
 める。

13 都道府県労働基準局長は、前項  
 の規定によりエックス線写真及び  
 書面が提出されたときは、これを  
 基礎として、地方けい肺診療医の  
 診断又は審査により、当該労働者  
 がけい肺にかかつていないかどう  
 か、及びけい肺にかかつている者  
 については第二条第二項の症状の  
 区分に従つてその症状を決定し、  
 その旨を当該使用者に通知するも  
 のとする。

17 この法律の施行の際、この法律  
 の規定により負担金率適用事業と  
 なる事業であつて事業の期間が予  
 定されないものうち政令で定め  
 る率以下のけい肺負担金率又は外  
 傷性せき腫障害負担金率によつて  
 負担金が徴収される事業を営む事  
 業主については、昭和三十一年三  
 月三十一日まで、第二十一条第一  
 項の規定は、適用しない。

22 労働者設置法(昭和二十四年法  
 律第六十二号)の一部を次のよ  
 うに改正する。  
 第四号第三十二号の次に次の三  
 号を加える。  
 三十二の二 けい肺及び外傷性  
 せき腫障害に関する特別保護  
 法(昭和三十年法律第六号)  
 に基いて、けい肺に関する症  
 状等の決定及び作業の転換の  
 勧告をすること。  
 三十二の三 けい肺及び外傷性  
 せき腫障害に関する特別保護  
 法に基いて、けい肺及び外傷  
 性せき腫障害に関する給付を  
 すること。  
 三十二の四 けい肺及び外傷性  
 せき腫障害に関する特別保護  
 法に基いて、前号の給付に関  
 し負担金を徴収すること。  
 第八条第六号の次に次の二号を  
 加える。

第十三条第一項の表中「けい肺  
 対策審議会」を「けい肺対策を調査審  
 議すること。」を「けい肺対策を調査審  
 議すること。」に改める。  
 第十五条第一項中「及び労働者  
 災害補償保険法(これに基く命令  
 を含む。)」を、「労働者災害補償保  
 險法(これに基く命令を含む。)」及  
 びけい肺及び外傷性せき腫障害に  
 関する特別保護法(これに基く命  
 令を含む。)」に改める。  
 第十六条第一項の表の目的の欄  
 中「労働者災害補償保険の保険給  
 付の下に」及びけい肺及び外傷性  
 せき腫障害に関する特別保護法の  
 規定による給付」を加える。  
 第十七条第一項中「及び労働者  
 災害補償保険法(これに基く命令  
 を含む。)」を、「労働者災害補償保  
 險法(これに基く命令を含む。)」及  
 びけい肺及び外傷性せき腫障害に  
 関する特別保護法(これに基く命  
 令を含む。)」に改める。

第二十六号第二号中第八号を第九  
 号とし、第七号の次に次の一号を  
 加える。  
 八 けい肺及び外傷性せき腫障  
 害に関する特別保護法(昭和三十  
 年法律第六号)の規定  
 により給付として支給を受け  
 る金品  
 第六百七十二号中第八号を第九  
 号とし、第七号の次に次の一号を  
 加える。  
 八 けい肺及び外傷性せき腫障  
 害に関する特別保護法の規定  
 により給付として支給を受け  
 る金品

14 前項の規定による審査等の決定は、第五  
 条第一項の規定による審査等の決定とみなす。  
 都道府県労働基準局長が前項の通知をし  
 た場合に、同条第三項の規定は、  
 使用者が前項の通知を受けた場合  
 に準用する。

19 この法律の施行の際、この法律  
 の規定により負担金率適用事業と  
 なる事業であつて事業の期間が予  
 定されるものうち昭和三十一年  
 三月三十一日までに事業の終了が  
 予定される事業を営む事業主につ  
 いては、その日までは、第二十一  
 条第二項の規定は、適用しない。

23 国庫出納金等端数計算法(昭和  
 二十五年法律第六十一号)の一部  
 を次のように改正する。

第二十三号の次に次の一項を加える。  
 2 この法律に定める療養補償及  
 び休業補償の実施については、  
 けい肺及び外傷性せき腫障害に  
 関する特別保護法(昭和三十年  
 法律第六号)による療養給  
 付及び休業給付の実施との関係  
 におけるつり合を失わないう  
 らに十分考慮しなければならな  
 い。

第二十三号の次に次の一項を加える。  
 2 この法律に定める療養補償及  
 び休業補償の実施については、  
 けい肺及び外傷性せき腫障害に  
 関する特別保護法(昭和三十年  
 法律第六号)による療養給  
 付及び休業給付の実施との関係  
 におけるつり合を失わないう  
 らに十分考慮しなければならな  
 い。

15 都道府県労働基準局長は、附則第十三  
 条第三十一号、第三十六号及び第  
 三十七号の規定の通知をしたとき  
 は、遅滞なく、附則第十二条第二  
 項の規定についての不服の申立に関  
 したエックス線写真及び書面を使用者に  
 返還するものとする。

20 この法律の施行の際、この法律  
 の規定により負担金率適用事業と  
 なる事業であつて事業の期間が予  
 定されるもの(前項に規定する事  
 業を除く)を営む事業主について  
 の第二十一条第二項の規定の適用  
 については、同項中「開始する日

前十日までに」とあるのは、「この法  
 律の施行の日から十五日以内」に  
 と、「その事業を開始した日から  
 二十日以内」とあるのは、「この法  
 律の施行の日から四十五日以内  
 」に」とする。

第六の二 けい肺に関する症状等  
 の決定に関すること。  
 第六の三 けい肺及び外傷性せき  
 腫障害に関する給付に関する  
 こと。  
 第八条第十一号中「及び労働者  
 災害補償保険法(昭和二十二年法  
 律第五十号)」を、「労働者災害補償  
 保険法(昭和二十二年法律第五十  
 号)及びけい肺及び外傷性せき腫  
 障害に関する特別保護法」に改め  
 る。

第七号第二号中「及び失業保  
 險法(昭和二十二年法律第四十六  
 号)第三十六条の規定」を、「失業保  
 險法(昭和二十二年法律第四十六  
 号)第三十六条及びけい肺及び  
 外傷性せき腫障害に関する特別保  
 護法第二十八条第一項本文」に改  
 める。

別表第一

- 一 坑内における作業
- 二 土石又は鉱物を掘きくする場所における作業
- 三 土石又は鉱物を破砕し、さい断し、選別し、又はふるいわけける場所における作業
- 四 岩石をのみ仕上げし、たまた仕上げし、動力により研まし、その他岩石を加工する場所における作業
- 五 粉状の土石若しくは鉱物又はこれらを含む物を混合し、投げ入れ、袋詰し、積み込み、積みおろしする等の行為をする場所における作業
- 六 鉱物をはい焼し、又は焼結する場所における作業
- 七 陶磁器、耐火れんが(クローム質、苦土質、炭素質等の特殊質のれんがを除く。以下同じ)、けいそり土製品、タイル、製錬用レドルト等を製造する工程において、成形し、乾燥し、かま詰し、かま出しし、又は仕上げする場所における作業
- 八 砂型を用いて鑄物を製造し、又は動力により鑄物を研ます場所における作業
- 九 石若しくは砂を用いて動力により研まし、又はけい砂のふきつけにより研ます場所における作業
- 十 金属又は非金属を製錬する工程において、溶鉱炉、転炉その他の溶解炉によつて溶解する場所における作業
- 十一 耐火れんがを用いる炉の中に入つて、耐火れんがを取り換え、その他炉を修理する作業
- 十二 金属又は非金属を製錬する場所において、炉又は煙突に附着した鉱さいをかきおとす作業
- 十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める作業

別表第二

- 一 坑内の、土石又は鉱物を掘きくし、破砕し、又はふるいわけける場所における作業
- 二 坑内において土石又は鉱物を積み込み、又は運搬する作業
- 三 坑外の、岩石を掘きくし、又は動力により破砕する場所における作業
- 四 岩石をさい断し、のみ仕上げし、たまた仕上げし、又は動力により研ます場所における作業
- 五 ガラスを製造する工程において、原料をふるいわけ、若しくは混合する場所における作業又は原料を溶解炉に投げ入れる作業
- 六 陶磁器、耐火れんが、けいそり土製品、タイル、製錬用レドルト又はクレイ製品を製造する工程において、原料を混合し、ふるいわけ、乾燥し、かま詰し、又はかま出しする場所における作業
- 七 粉状のけいそり土製品又はクレイ製品を袋詰し、積み込み、又は積みおろしする場所における作業
- 八 砂型を用いて鑄物を製造する工程において、砂をふるいわけ、砂型をこわし、砂落しし、又ははつりをする場所における作業
- 九 石若しくは砂を用いて動力により研まし、又はけい砂のふきつけにより研ます場所における作業
- 十 耐火れんがを用いる炉の中に入つて、耐火れんがを取り換え、その他炉を修理する作業
- 十一 金属又は非金属を製錬する場所において、炉又は煙突に附着した鉱さいをかきおとす作業
- 十二 前各号に掲げるもののほか、政令で定める作業

「小林英三君登壇、拍手」  
 ○小林英三君 たいま議題となりまして、たい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案につきましまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
 まず、本法案の提案理由及び概要を申し上げます。  
 金属鉱山、窯業等粉塵作業に従事する労働者が罹患するけい肺は、不治の病氣でありまして、結局は、死に至る最も悲惨なる職業病であります。また鉱山における落盤、高所よりの墜落等によるせき腫損傷は、これまた、けい肺と同様不治でありまして、その症状ははなはだ悲惨なものであります。本法案は、これら特殊な業務上の疾病に対するのは、一般の業務上の疾病に対する対策のほかに、さらに人道的見地に立つて特別の保護を与えんとするものでありまして、けい肺に対しては、けい肺健康診断を行なつて、労働者の健康

管理を嚴重に行ひ、診断の結果、作業転換を必要とする者には、療養給付を支給して、作業転換を行ひ、療養の必要な者には、従来の労働基準法、労働者災害補償保険法による二年間の療養給付及び休業給付を支給して、けい肺にかかった労働者に対して、特別の保護を与え、その生活の安定をはからんとするものであります。また外傷性せき腫障害についても、けい肺と同様に療養給付、休業給付を支給せんとするものであります。しこりして転換給付、療養給付及び休業給付に要する費用につきましましては、その三分の一は国庫が、残りの三分の二は使用者が負担することになつておりました。使用者の負担金の徴収につきましましては、原則として労災保険の保険料の徴収に準じて政府が徴収することになつております。

以上が政府の提案の概要であります。衆議院におきましては、次の修正が加えられたのであります。  
 第一に、常時粉塵作業に従事する労働者で、労働基準法に定める定期の健康診断の際に、肺結核にかかつていると診断された者に対しては、そのつどけい肺健康診断を行ふこと。第二に、作業転換を行なつた労働者に対しては、原則として三年に一回けい肺健康診断を行ふこと。第三に、本法に基く給付に要する費用の負担割合を、国庫二分の一、使用者二分の一に改めること。第四に、本法の公布の日以後施行の前日までの間に打ち切り補償が行われた者についても、療養給付及び休業給付を二年間支給すること、であります。

社会労働委員会におきましては、慎重に審議を重ね、熱心な質疑応答が繰り返されました。特に給付金の負担区分の点、厚生年金保険法に基く傷害年金をあわせ支給する点及び適用事業の範囲等が問題となりましたが、詳しくは速記録により御承知願ひたいと存じます。  
 かくして七月二十六日質疑を終了いたしました。討論に入りまして、自由党を代表して榊原委員より、「本法案は法律の体系、けい肺の診断あるいは厚生年金保険法に基く障害年金の併給等について、いろいろ不備ではあるが、けい肺患者等の早急なる保護が必要であるので賛成する」旨、緑風会を代表して田村委員より、「厚生年金保険法に基く障害年金の併給は問題であるが賛成する」旨、社会党第二控室を代表して相馬委員より、「給員に対してすみやかに本法と均衡のとれた措置を講ずることを要望して賛成する」旨、社会党第四控室を代表して吉田委員より、「転換給付の増額、作業転換後の就労施設等の設備、平均賃金のスライド制、給員にも本法の保護措置を講ずること等

を要望して賛成する」旨、民主党を代表して有馬委員、無所属クラブを代表して長谷部委員より、それぞれ本法案に賛成する旨の討論がありました。  
 かくて討論終了後、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。  
 以上、御報告申し上げます。(拍手)  
 ○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
 「賛成者起立」  
 ○議長(河井彌八君) 給員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 自動車損害賠償保障法案

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 自動車損害賠償保障法案

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

自動車損害賠償保障法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月二十一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井浦八郎

(小字及び一は衆議院修正)

自動車損害賠償保障法案

自動車損害賠償保障法案

目次

- 第一章 総則(第一条、第二条)
- 第二章 自動車損害賠償責任(第三条、第四条)
- 第三章 自動車損害賠償責任保険(第一节 自動車損害賠償責任保険契約の締結強制(第五至第十條) 第二节 自動車損害賠償責任保険契約(第十一至第二十三條)
- 第三節 自動車損害賠償責任保険事業(第二十四至第三十條)
- 第四節 自動車損害賠償責任保険審議会(第三十一至第三十九條)
- 第五節 政府の自動車損害賠償責任再保険事業(第四十至第五十四條)
- 第四章 自動車損害賠償自家保障(第五十五至第七十條)
- 第五章 政府の自動車損害賠償保障事業(第七十一至第八十二條)
- 第六章 雑則(第八十三至第八十六條)
- 第七章 罰則(第八十七至第九十一條)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいふ。

2 この法律で「運行」とは、人又は物を運送するのではないにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいふ。

3 この法律で「保有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいふ。

4 この法律で「運転者」とは、他人のために自動車の運転又は運転の補助に從事する者をいふ。

第二章 自動車損害賠償責任(自動車損害賠償責任)

第三条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に關し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(民法の適用)

第四条 自己のために自動車を運行の用に供する者の損害賠償の責任

については、前条の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

第三章 自動車損害賠償責任保険

第一节 自動車損害賠償責任保険契約の締結強制

第五条 自動車は、これについての法律で定める自動車損害賠償責任保険(以下責任保険といふ)の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。

(保険者)

第六条 責任保険の保険者(以下保険会社といふ)は、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)又は外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)に基き責任保険の事業を営むことができる者とする。

(自動車損害賠償責任保険証明書)

第七条 保険会社は、保険料の支払があつたときは、保険契約者に対して、当該自動車につき自動車損害賠償責任保険証明書を交付しなければならない。

2 保険契約者は、当該自動車損害賠償責任保険証明書の記載事項について変更があつたときは、自動車損害賠償責任保険証明書をその変更についての記入を受けなければならない。

3 保険会社は、前項の規定による記入の申出があつたときは、遅滞なく、その記入を行わなければならない。ただし、第二十二條第三項又は第四項の規定による請求をした場合において、その金額の支払がなかつたときは、この限りでない。

4 保険契約者は、自動車損害賠償責任保険証明書が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつたときは、保険会社に対して、その再交付を求めることができる。

5 自動車損害賠償責任保険証明書の記載事項その他自動車損害賠償責任保険証明書に関する細目は、運輸省令で定める。

(自動車損害賠償責任保険証明書の補付)

第八条 自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書(前条第二項の規定により変更についての記入を受けなければならないもの)にあつては、その記入を受けた自動車損害賠償責任保険証明書。次条において同じ)を備え付けなければならない。運行の用に供してはならない。

(自動車損害賠償責任保険証明書の提示)

第九条 道路運送車両法(昭和二十二年法律第四号)第四條、第十二條から第十四條まで、第十七條、第三十四條、第五十八條、第六十二條から第六十四條まで、第六十七條、第六十八條、第七十條、第七十一條又は第九十七條の三に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。

2 当該行政庁は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示がないときは、前項の処分をしないものとする。

(適用除外)

第十条 第五條及び第七條から前条までの規定は、国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、都道府県、その他政令で定める者が運行の用に供する自動車及び道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいふ。以下同じ)以外の場所のみに於いて運行の用に供する自動車については、適用しない。

第二节 自動車損害賠償責任保険契約

(責任保険の契約)

第十一条 責任保険の契約は、第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生した場合において、これによる保有者の損害及び運転者その他の被害者に対する損害賠償の責任を負うべきときのこれによる運転者の損害を保険会社が補することを約し、保険契約者が保険会社に保険料を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。

第十二條 責任保険の契約は、自動車一両ごとに締結しなければならない。

(保険金額)

第十三條 責任保険の保険金額は、政令で定める。

(免責)

第十四條 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて生じた損害についてのみ、てん補の責を免かれる。

(保険金の請求)

第十五條 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる。

(保険会社に対する損害賠償額の請求)

第十六条 第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

2 被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免れる。

3 第一項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合を除き、保険会社が、責任保険の契約に基き被保険者に対して損害をてん補したものとみなす。

4 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合において、第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払つた金額について、政府に対して補償を求めることができる。

(被害者に対する仮渡金) 第十七条 保有者が、責任保険の契約に係る自動車等の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、政令で定める金額を前条第一項の規定による損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができる。

金額を支払わなければならない。 保険会社は、第一項の仮渡金の金額を支払うべき損害賠償額をこえた場合には、そのこえた金額の返還を請求することができる。

4 保険会社は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、第一項の仮渡金を支払つたときは、その支払つた金額について、政府に対して補償を求めることができる。

(差押の禁止) 第十八条 第十六条第一項及び前条第一項の規定による請求権は、差し押さえることができない。

第十九条 第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(告知すべき重要な事実等) 第二十条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四条に規定する重要な事実又は事項は、責任保険の契約にあつては、次のとおりとする。

一 道路運送車両法の規定による自動車登録番号又は車両番号(これらが存しない場合にあつては、車台番号) 二 政令で定める自動車の種別(告知義務違反による契約解除の効力) 第二十一条 商法第六百四十四条の規定により、保険会社が責任保険の契約を解除したときは、その解除は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して七日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

かわらず、保険会社は、損害をてん補する責に任ずる。この場合において、保険会社が損害をてん補したときは、保険契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。

(危険の増加又は減少による契約の変更) 第二十二条 保険期間中に危険が増加し、又は減少したときは、責任保険の契約は、新たな危険に対応する責任保険の契約に変更されたものとみなす。

2 保険契約者又は被保険者は、保険期間中に危険が増加したことを知つたときは、遅滞なく、これを保険会社に通知しなければならない。

3 保険期間中に危険が増加した後、に危険が発生し、保険会社が損害をてん補した場合には、保険契約者又は被保険者が前項の通知を怠つていたときは、保険会社は、保険契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。

4 保険会社は、第一項の場合において、危険が増加したときは、保険契約者に対し、政令で定めるところにより増加する額の保険料の支払を請求することができる。

5 保険契約者は、第一項の場合において、危険が減少したときは、保険会社に対し、政令で定めるところにより減少する額の保険料の返還を請求することができる。

(責任保険の契約の締結義務) 第二十四条 保険会社は、政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任保険の契約の締結を拒絶してはならない。

(保険料率) 第二十五条 大蔵大臣は、責任保険に關し、次の各号に掲げる処分について、申請があつた場合において、当該申請に係る保険料率が能率的な経営の下に於ける適正な原価を償ふものでなく、又は保険料率の算定につき營利の目的の介入があるときは、これらの処分をしてはならない。

一 保険業法第一条第一項の規定による免許又は同法第十条第一項の規定による認可 二 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)第十条第一項の規定による認可

三 外国保険事業者に関する法律 第三条第一項の規定による免許、同法第五条の規定による認可又は同法第十九条において準用する保険業法第十条第一項の規定による認可 第二十六条 責任保険については、損害保険料率算出団体に関する法律第十条の二、第十条の三、第十条の五第二項及び第十条の八から第十条の十二までの規定は、適用しない。

第二十七条 大蔵大臣は、責任保険の保険料が能率的な経営の下に於ける適正な原価をこえたと認めるときは、保険会社又は損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項の規定による損害保険料率算出団体に対して、責任保険の保険料率の変更を命ずることができる。

(同意) 第二十八条 大蔵大臣は、責任保険の保険約款及び保険料率に關し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

一 第二十五条各号に掲げる処分 二 前条の規定による変更命令 三 保険業法第十条第二項(外国保険事業者に関する法律第十九条)において準用する場合を含む。又は損害保険料率算出団体に関する法律第十条の六の規定による命令

2 大蔵大臣は、保険会社がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分又は責任保険の保険約款若しくは保険料率について保険業法若しくは外国保険事業者に関する法律若しくはこれらに基く命令若しくはこれらに基く処分に違反した場合には、保険業法第十二条第一項又は外国保険事業者に関する法律第二十二条第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

(共同行為に關する通知) 第二十九条 大蔵大臣は、保険業法第十二条ノ三の規定による責任保険の事業に關する共同行為に關して、保険業法第十二条ノ六第一項(外国保険事業者に関する法律第十九条)において準用する場合を含む。の規定による届出があつたときは、その旨を運輸大臣に通知するものとする。

(代理店契約) 第三十条 保険会社は、自動車運送又は通運事業の振興を図ることを目的として組織する団体その他の

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 自動車損害賠償保障法案

者であつて、責任保険の事業の円滑な遂行上適當と認められるものと責任保険に關する代理店契約を締結するものとする。

第四節 自動車損害賠償責任保険審議会

(設置) 第三十一条 大蔵省に、自動車損害賠償責任保険審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

(権限) 第三十二条 審議会は、大蔵大臣の諮問に應じて、責任保険に關する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を關係大臣に建議する。

(諮問) 第三十三条 大蔵大臣は、第二十八条第一項各号に規定する処分をしようとするときは、審議会にはからなければならぬ。

(組織) 第三十四条 審議会は、委員十一人をもつて組織する。

(委員) 第三十五条 委員のうち四人は、關係行政機關の職員のうちから、大蔵大臣が任命する。

2 前項の委員以外の委員は、次に掲げる者を得て、任命する。  
一 学識経験のある者 三人  
二 自動車運送に關し深い知識及び経験を有する者 二人

三 保険事業に關し深い知識及び経験を有する者 二人  
3 前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。  
(会長) 第三十六条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を總理する。  
(議決方法) 第三十七条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(審議会の庶務) 第三十八条 審議会の庶務は、大蔵省銀行局において処理する。  
(省令への委任) 第三十九条 この法律に規定するものは、大蔵省令で定める。

第五節 政府の自動車損害賠償責任再保険事業  
(再保険) 第四十条 政府は、保険会社が責任再保険するものとする。  
(再保険関係の成立) 第四十一条 政府と保険会社との間の再保険関係は、保険会社と保険契約者との間の責任保険関係の成立により、その成立の時において成立する。

(再保険金額) 第四十二条 再保険金額は、責任保険の保険金額の百分の六十とする。  
(再保険料率) 第四十三条 再保険料率は、責任保険の保険料率に政令で定める割合を乗じたものとす。  
(政府の支払うべき再保険金の金額) 第四十四条 政府が支払うべき再保険金の金額は、保険会社が支払うべき保険金の金額の百分の六十とする。

(再保険料の払いもと) 第四十五条 政府は、保険会社が、保険約款で定めるところにより、保険料の払いもとをしたときは、政府で定めるところにより、保険会社に対して再保険料の一部を払いもとすることが出来る。  
(保険代位等の場合の納付) 第四十六条 保険会社は、責任保険に關して代位により取得した権利を行使したときは、その行使によつて得た金額の百分の六十を政府に納付しなければならない。

2 保険会社は、第二十一条第二項後段又は第二十三条第三項の規定を受けた金額の百分の六十を政府に納付しなければならない。  
(通知) 第四十七条 保険会社は、保険契約者との間に責任保険関係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、当該責任保険関係に關する事項を運輸大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 保険会社は、責任保険に關し損害をてん補すべき原因が発生したと認めるときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に通知しなければならない。  
(免責) 第四十八条 次の場合には、政府は、再保険金の全部又は一部につき、支払の責を免れる。  
一 保険会社が、法令又は保険約款に違反して損害をてん補したとき。  
二 保険会社が、てん補額を不当に認定して損害をてん補したとき。

三 保険会社が、故意若しくは重大な過失により前条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。  
(時効) 第四十九条 再保険金の支払の義務及び再保険料の払いもとの義務は二年、再保険料の支払の義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(再保険事業に關する経費の繰入) 第五十条 政府は、この節に規定する再保険事業(以下「自動車損害賠償責任再保険事業」といふ)の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。  
(審査の請求) 第五十一条 保険会社は、自動車損害賠償責任再保険事業に關する政府の処分につき不服があるときは、運輸大臣に対し、審査の請求をすることが出来る。

2 前項の規定による審査の請求があつたときは、運輸大臣は、自動車損害賠償責任再保険審査会の審査を経て裁決する。  
3 第一項の審査の請求は、時効の中斷に關しては、裁判上の請求とみなす。  
(自動車損害賠償責任再保険審査会) 第五十二条 運輸省に、自動車損害賠償責任再保険審査会を置く。

2 自動車損害賠償責任再保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に關する事項を処理する。  
第五十三条 自動車損害賠償責任再保険審査会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、運輸大臣が任命する。  
3 委員は、非常勤とする。  
4 前三項に規定するもののほか、自動車損害賠償責任再保険審査会の委員及び運送に關し必要な事項は、運輸省令で定める。  
(政令への委任) 第五十四条 この法律に規定するものは、政令で定める。

第四章 自動車損害賠償自家保障  
(自動車損害賠償自家保障の許可) 第五十五条 運輸大臣の行つた自動車損害賠償自家保障の許可を受けた者(以下「自家保障者」といふ)は、第五条の規定にかかわらず、許可に係る自動車を行つて供することが出来る。  
(許可基準) 第五十六条 運輸大臣は、前条の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。  
一 許可を受けようとする者が政令で定める両数以上の両数の自動車をもつて申請すること。  
二 許可を受けようとする者が前三条の規定による損害賠償を適確に行うに足る経理的基礎及び組織を有する者であること。  
三 許可を受けようとする者の使用する自動車について、自動車事故をひん免するおそれがないこと。  
四 許可を受けようとする者が第六十六条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過していない者でないこと。

七四二

(自動車損害賠償支払準備金の積立)

第五十七條 自家保障者は、毎事業年度、運輸省令で定める金額を、自動車損害賠償支払準備金として積み立てなければならない。

(損害賠償に充てるための資産の管理)

第五十八條 自家保障者は、運輸省令で定める方法により、その使用する自動車に係る第三条の規定による損害賠償に充てるための資産の管理をしなければならない。

(自動車損害賠償支払準備金の使用)

第五十九條 自動車損害賠償支払準備金は、自家保障者が、その使用する自動車に係る第三条の規定による損害賠償に充てる場合を除き、これを使用してはならない。

(先取特権)

第六十條 自家保障者に対し第三条の規定による損害賠償の請求権を有する者は、自家保障者の総財産の上に先取特権を有する。

第六十一條 自家保障者が、第五十五条の許可に係る自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、自家保障者に対し、政令で定める金額を損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができる。

2 第十七条第二項の規定は、自家保障者について、同条第三項及び第四項の規定は、自家保障者が前項の規定により仮渡金を支払つた場合に準用する。

(差押の禁止)

第六十二條 前条第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

2 自家保障者は、当該自動車損害賠償自家保障証明書について変更があつたときは、自動車損害賠償自家保障証明書にその変更についての記入を受けなければならない。

3 自家保障者が、自動車損害賠償自家保障証明書が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつたときは、運輸大臣に対して、その再交付を求めることができる。

4 自動車損害賠償自家保障証明書の記載事項その他自動車損害賠償自家保障証明書に関する細目は、運輸省令で定める。

第六十四條 自動車損害賠償自家保障証明書は、自家保障者から第七十八條第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金の納付を受けた後でなければ、交付しないものとする。

第六十五條 自家保障者が運行の用に供する自動車に係る第八條及び第九條の規定の適用については、自動車損害賠償自家保障証明書を自動車損害賠償責任保証証明書とみなす。

号までに掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律若しくはこの法律に基き命令に違反したとき、又は引き続き自家保障者であることが被害者の保護に欠けるおそれがあると認めるときは、第五十五条の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る自動車損害賠償自家保障証明書を七日内に運輸大臣に返納しなければならない。

(許可の失効)

第六十七條 自家保障者が、当該自動車について責任保険の契約を締結したときは、第五十五条の許可は、その効力を失う。

2 自家保障者は、前項の規定による第五十五条の許可がその効力を失つたときは、七日以内に、当該自動車損害賠償自家保障証明書を添えて、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第六十八條 自家保障者が、死亡し、又は解散したときは、第五十五条の許可は、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。

一 自家保障者が死亡したときは、その相続人  
二 自家保障者たる法人が合併及び破産以外の事由により解散したときは、その清算人  
三 自家保障者たる法人が合併により解散したときは、その役員であつた者  
四 自家保障者たる法人が破産により解散したときは、その破産管財人  
(報告徴収及び立入検査)  
第六十九條 運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要な限度に

において、自家保障者に対して、その自動車の使用、自動車事故の概要若しくは財産の状況に關し、報告をさせ、又はその職員に自家保障者の事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(省令への委任)

第七十條 この法律に規定するもののほか、第五十五条の許可の申請手続及び自家保障者の遵守すべき事項については、運輸省令で定める。

第五章 政府の自動車損害賠償保障事業

(自動車損害賠償保障事業)

第七十一條 政府は、この法律の規定により、自動車損害賠償保障事業を行う。

第七十二條 政府は、自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときは、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。責任保険の被保険者でない者(国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、都道府県、○地方自治法第五十五條第二項の市、の政令で定める者及び自家保障者を除く。)が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合も、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。

2 政府は、第六十六條第四項又は第七十七條第四項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求により、これらの規定による補償を行う。

3 前二項の請求の手続は、運輸省令で定める。

(他の法令による給付との調整等)

第七十三條 被害者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他政令で定める法令に基いて前条第一項の規定による損害のてん補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項の規定による損害のてん補をしない。

2 前条第一項後段の場合において、被害者が第三条の規定による損害賠償の責に任ずる者から損害の賠償を受けたときは、政府は、その金額の限度において、前条第一項後段の規定による損害のてん補をしない。

(差押の禁止)

第七十四條 第七十二條第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 自動車損害賠償保障法案

(代位等)  
 第七十六条 政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

2 政府は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合において、保険会社が第十六条第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が保険契約者又は被保険者に対して有する権利を取得する。

3 政府は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、保険会社又は自家保障者が第十七条第一項又は第六十一条第一項の規定により被害者に対して仮渡金の支払をしたときは、被害者に対してその返還を請求することができる。

(業務の委託)  
 第七十七条 政府は、政令で定めるところにより、第七十二条第一項の規定による業務の一部を保険会社に委託することができる。

2 保険会社は、保険業法第五条(外国保険事業者に関する法律第十九条)において準用する場合を含む。の規定にかかわらず、前項の規定により委託された業務を行うことができる。

3 運輸大臣は、第一項の規定による委託をしたときは、委託を受けた保険会社の名称その他運輸省令で定める事項を告示しなければならない。

(自動車損害賠償保障事業賦課金)  
 第七十八条 保険会社及び自家保障者は、運輸省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車損害賠償保障事業賦課金として政府に納付しなければならない。

2 前項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社及び都道府県の自動車損害賠償保障事業賦課金の納付について準用する。

(過剰金)  
 第七十九条 政府は、第七十二条第一項後段の規定による損害のてん補をしたときは、損害賠償の責任する者に対して、政令で定める金額を過剰金として徴収することができる。

(徴収金の滞納処分)  
 第八十条 第七十八条第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金又は前条の過剰金を納付しない者があるときは、運輸大臣は、期限を定めて督促をする。

2 運輸大臣は、前項の規定による督促をするときは、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により定めるべき期限は、これを発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 運輸大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに自動車損害賠償保障事業賦課金又は過剰金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(先取特権の順位)  
 第八十一条 第七十八条第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金及び第七十九条の過剰金の先取特権の

順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ。

(自動車損害賠償保障事業に関する費用の繰入)  
 第八十二条 政府は、国及び第十條の政令で定める者が運行の用に供する自動車について、第七十八条第二項の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

2 政府は、この法律に規定する自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費の一部を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第六章 雑則  
 (業務の管掌)  
 第八十三条 第三章第五節及び前章に規定する政府の業務は、運輸大臣が管掌する。

(権限の委任)  
 第八十四条 第四章、前章及び次条の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、陸運局長に行わせることができる。

(証明書の提出)  
 第八十五条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、道路その他自動車の所在する場所において、自動車運搬する者に対して、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償自家保障証明書の提示を求めさせることができる。

2 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(運輸大臣の任務)  
 第八十六条 運輸大臣は、この法律に規定する職権の行使にあつては、被害者の保護に欠けることがないよう努めなければならない。

第七章 罰則  
 第八十七条 第五条の規定に違反した者は、三箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。  
 第八十八条 第八条の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。  
 第八十九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六十六条第二項又は第六十七条第二項(第六十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者  
 二 第六十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
 三 第六十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは隠避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者  
 四 第八十五条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げた者  
 第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第九十一条 保険会社が第二十四条の規定に違反したときは、保険会社の取締役(外国保険事業者に關する法律に規定する外国保険事業者にあつては、その日本における代表者。次項において同じ。)は、三十万円以下の過料に処する。

2 保険会社又は損害保険料率算出団体が第二十七条の命令に違反し損害保険料率算出団体の理事は、三十万円以下の過料に処する。

附則  
 (施行期日)  
 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定めるところとする。  
 (他の法律の改正)  
 2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。  
 第十七条第一項の表中公認会計士審査会の項の次に次の一項を加える。

大蔵大臣の諮問に依りて、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第 号)の規定による自動車損害賠償責任保険に関する重要事項を調査審議すること。

四十二の三 自動車損害賠償責任保険の保険約款及び保険料率に關する処分について同意すること。  
 四十二の四 自動車損害賠償責任再保険事業を行うこと。

第四十二条第一項第四十二号の二の次に次の四号を加える。

自動車損害賠償責任保険審議会  
 大蔵大臣の諮問に依りて、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第 号)の規定による自動車損害賠償責任保険に関する重要事項を調査審議すること。

四十二の五 自動車損害賠償自家保障の許可をすること。  
 四十二の六 自動車損害賠償保障事業を行うこと。  
 第二十八條第一項第十五号の次に次の五号を加える。  
 十六 自動車損害賠償責任保険に関する事。  
 十七 自動車損害賠償責任再保険事業に関する事。

自動車損害賠償責任再保険審査会 (昭和三十年法律第 号) 第五十一条第二項に規定する審査を行うこと。

第五十一条第一項第二十号の次に次の三号を加える。  
 二十の二 自動車損害賠償責任保険に関する事。  
 二十の三 自動車損害賠償自家保障に関する事。  
 二十の四 自動車損害賠償保障事業に関する事。

第十二条ノ三第一号中「又ハ航空保険事業(航空機、航空機ニ依リ運送セラルル貨物又ハ航空機ノ管理ニ際シ他人ニ与ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保險ノ目的トスル損害賠償事業ヲ云ヒ旅行者ノ航空機搭乗中ノ傷害ニ因ル損害ヲ填補スル損害賠償事業ヲ含ム以下同ジ)」を、「航空保険事業(航空機、航空機ニ依リ運送セラルル貨物又ハ航空機ノ管理ニ際シ他人ニ与ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保險ノ目的トスル損害賠償事業ヲ云ヒ旅行者ノ航空機搭乗中ノ傷害ニ因ル損害ヲ填補スル損害賠償事業ヲ含ム以下同ジ)又ハ自動車損害賠償保障法ノ規定ニ基ク自動車損害賠償責任保険事業」に、同条第二号中「海

十八 自動車損害賠償保障事業に関する事。  
 十九 自動車損害賠償責任再保険特別会計の経理を行うこと。  
 二十 自動車損害賠償自家保障に関する事。  
 第三十八條第一項の表中鉄道建設審議会の項の次に次の一項を加える。

上保険事業及航空保険事業を海上保険事業、航空保険事業及自動車損害賠償責任保険事業に改め

5 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
 第五條第九号の八の次に次の一号を加える。  
 九ノ九 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第 号)ニ規定スル保険会社ノ自動車損害賠償責任保険ニ關シ発スル保険料受取書及保険契約証券(経過規定)

6 自動車損害賠償の契約(被保険者が自動車の運行によつて他人に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をてん補することを目的とする保険契約をいう)であつて第五條の規定の施行の日前に締結されたもの(以下「旧契約」という)の保険契約者は、当該自動車につき責任保険の契約が締結されたときは、旧契約を解除することができる。  
 7 前項の規定により旧契約が解除されたときは、旧契約の保険者

(以下単に「保険者」という)は、保険契約者に対して、政令で定める金額の解約返戻金を支払わなければならない。  
 8 旧契約の保険金額は、当該自動車につき責任保険の契約が締結されたときは、政令で定める金額まで増加したものとす。  
 9 旧契約の保険契約者は、当該自動車につき責任保険の契約が締結されたときは、保険者に対して、政令で定める金額の支払を請求することができる。ただし、附則第六項の規定により旧契約を解除したときは、この限りでない。

10 旧契約の保険契約者が、前項本文の規定による請求をしたときは、その時以後、旧契約の保険金額は、附則第八項の規定により増加した時以前の金額に復するものとする。

11 旧契約に係る自動車につき責任保険の契約が締結された場合において、旧契約及び責任保険の契約によりてん補すべき損害が生じたときは、まず責任保険の契約による損害のてん補を行い、そのてん補金額が損害の全部をてん補するに足りないときは、その足りない金額を旧契約によりてん補するものとする。

「加藤シヅエ君登壇、拍手」  
 ○加藤シヅエ君 ただいま上程になりました自動車損害賠償法案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。わが国の自動車は戦後急激に増加し、現在約百三十万両に達してあります。これによる事故もまた車両数の増加とともにふえ、二十九年度の事故統計によりますと、全国の自動車による死傷事故は年間に七万二千五百件に達

し、一日平均百九十二件、一時間に入件という驚くべき犠牲者を出しているのであります。しかしながら、今日もはや自動車の利用は、生産面はもとより、私どもの消費生活にまで深く浸透しておりまして、それによるある程度の自動車事故の発生は不可避な現象を呈していることもまた否定できないのであります。よつて自動車事故による被害者の救済は、機械文化の発達してまいります諸国にとりましては必要なる社会的措置でありまして、諸外国におきましては、つとに自動車損害賠償保障制度が確立されておる次第であります。今回わが国におきまして、諸外国の立法例にならぬままに、自動車の運行により人の生命または身体が害されました場合における損害賠償保障制度を確立し、不可避的な自動車事故による被害者の保護に万全を期するため、この法律案が提案された次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を申し上げます。まずこの制度は、自動車による人身事故のみを対象としておることであり、次は、現行民法による加害者側にあることを立証して損害賠償を請求するものであります。この法律案におきましては、その举证責任を転換いたし、無過失責任主義に近づけ、民法の特例を設けておる点であります。次は、自動車事故による損害賠償能力を確保するため、人身事故に関する賠償責任保険制度を設け、原則として、自動車一車ごとにその契約の締結を強制しておることであり、この場合、保険者は損害賠償会社であり、保険会社には契約の引き受けを義務づけておられます。また、被保険者は自動車の保有者及びその運転者であります。また、この責任保険契約の強制

確保の方法といはしましては、この責任保険の契約が締結されているものでなければ、その自動車は運行の用に供してはならぬこととしております。次に、保険金額でございますが、これは政令で定めることとなっております。政府委員の説明するその案によれば、死者一名三十万両、重傷一名十萬両、軽傷一名三万両ということであり、算定には、營利の目的の介入を禁止し、料率の決定、変更は、大蔵大臣が運輸大臣の同意を得て処分することとなっております。なお、責任保険に關し、この法律では被害者が保険会社に對し直接損害賠償の支払いを請求できるようにし、また保険会社は、被害者の請求により、保険金額の限度内において一定金額を仮渡しすること等を規定するなど、被害者の保護に欠くるところのないよう努めております。なお、国または専売公社等三公社、都道府県、五大市、その他政令で定めるものは、この保険関係の適用除外としております。ほか、この強制賠償制度の例外として、一定の車両を所有し、その他の法定基準に適合する者に対しては自家保障を許すこととしたしております。

次に、この責任保険制度の特殊性にかんがみまして、政府は保険金額の百分の六十を再保険する措置を講じております。すなわち、みずから保障事業をなす道を開き、ひき逃げ事故のごとく、加害者が不明な場合等において、被害者が損害賠償を受けられない場合は、被害者を保護するため、加害者にかわつて政府がその損害を補てんすることとなっております。ただし、この政府の保障業務の一部は、保険会社で代行する定めになっております。

以上がこの法律案の概要であります。

次に委員会における審議の経過を申し上げます。委員会におきましては、まず法案の内容が一般国民の関心を有するものでありますので、六月十三日に公聴会を開催し、学識経験者、関係業者及び一般利用者から、それぞれ意見を聴取しました。詳細につきましては、委員会速記録により御存じのことと思ひますので、省略いたしますが、八名中七名よりは趣旨に賛成の旨の意見の開陳がありました。

次に、質疑中に現われましたおもな点につきまして簡単に申し上げます。第一は、この責任保険の社会保険的性格にかんがみまして、政府の負担についてたゞだしましたところ、「政府は、再保険の事務費と国の保障事業につき、国の所有車両に應じた分を負担しているが、将来はさらに増加するよう努力したい」とのことであります。次に、保険者を相互組合組織のものを認めず、保険会社にしたことについて若干質疑が行われました。これにつきましては、「保険事業は相当技術的な要素が要求される事業であり、かつ事務処理件数も多いので、相当熟練した経験者にやらせるのが、業務の円滑なる運営を期する上にも便宜である」と考え、従来の保険会社にやらせることとした」とのことであります。その他、保険収支に余剰を生じた場合の措置、自家保障の場合の許可基準、国の保障事業の賦課金、商品たる自動車について保険契約上の特例を設けること、ほか、条文の解釈を明確にするための質問はたくさんありましたが、それらは委員会の速記録により御承知願いたいと存じます。右のうち、商品たる自動車の保険契約については、「短期契約等、適切な措置を講じたい」との政府委員の答弁がありました。

以上で質疑を終り、直ちに討論に入りましたところ、大倉精一委員から、本案の実施に当り、一方事故防止についても、労務管理を適正にする等万全の措置を講じ、事故防止に努めるとともに、強制保険料が労務者の負担に転嫁されないようにしてほしい」との要望を付して、本案に賛成の意見の開陳がありました。岡田信次委員よりも賛成の意見の開陳があり、あわせて当局に対し、「事故の増加する現状にかんがみ、本案の施行については特段の配慮をなすとともに、保険者も料率の低減化をはかり、事故の処理に当っては、サービスに遺憾なきを期せられたい」との希望がありました。早川愼一委員よりも賛成の意見述べられ、本案には政府で定める事項が多いので、その制定に当っては被保険者の意見を十分尊重して制定するよう」要望がありました。

以上で討論を終り、採決に入りましたところ、全会一致をもちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第二十、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長長笹森順造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月二十二日 衆議院議長 益谷 秀次 参議院議長 河井彌八郎

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案

第一条 この法律は、公立の小学校における校舎の不足による不正常授業の現状にかんがみ、当該不正常授業の解消を促進するため、公立の小学校の校舎の建築に要する経費について、臨時に国が補助を行うこととし、もつて公立の小学校における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「不正常授業」とは、公立の小学校における校舎の不足による二級授業その他のものをいふ。

第三条 国は、不正常授業を解消するため公立の小学校の校舎の建築(買取その他これに準ずる方法に

よる校舎の取得を含む。以下同じ)を行おうとする地方公共団体に對し、その経費の一部を補助することができる。

(補助率)

第四条 前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、不正常授業を解消するための校舎の建築に要する経費の三分の一以内とする。

(国が補助を行うことができる建築の坪数)

第五条 第三条の規定により国が補助を行うことができる建築の坪数は、政令で定める児童一人当りの基準坪数に当該建築を行う年度の五月一日における当該学校の児童の数を乗じて得た坪数からその日における当該学校の校舎の保有坪数を控除して得た坪数とする。

前項の児童一人当りの基準坪数は、〇・九坪とする。ただし、当該学校の校舎の保有坪数のうち普通教室に使用することができる部分のみを算入し、児童一人当りの基準坪数の事由があるため、児童一人当りの基準坪数を〇・九坪として同項の規定により算出した坪数が児童の教育を行うのに著しく不適当であると認められる場合には、一・〇八坪とする。

前項の児童一人当りの基準坪数については、当該学校の所在地の標準坪数、当該学校の児童の数、当該学校における一学級の平均児童数又は当該学校の校舎の構造に依り、文部大臣が大臣官報で定めるところにより、補正を行うものとする。

(補助金の交付の取消、停止等)

第六条 文部大臣は、地方公共団体が次の各号の一に該当するときは、当該地方公共団体に對して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 正当な理由がなく、補助に係る建築の全部又は一部を行わないこととなつたとき。

二 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

三 前各号のほか、文部大臣の指示に違反したと認められるとき。

前項の規定により文部大臣が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に對し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のため有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(監督)

文部大臣は、不正常授業を解消するための校舎の建築に關し、この法律により国の補助金の交付を受ける地方公共団体に對して、当該建築を適正に実施させるため必要な限度において、実地検査を行い、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市〇町村〇に對し、前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔笹森順造君登壇、拍手〕

○笹森順造君 ただいま議題となりました公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案は、

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

時措置法案につき、文教委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本案は、戦後の異常な人口増加に基く小学校の児童数の激増による不平常授業の解消を促進せんとする趣旨をもつて、これに対する国庫補助を法制化しようとするものであります。政府の提出案において政令にゆだねられてあります不平常授業の定義、国庫補助の可能建築坪数等に關する条文その他が、衆議院において修正せられまして、それぞれ具体的に法文中に明示されたのであります。

委員会における審議の過程におきましての質疑応答のおもなるものについて申し上げますと、国の補助率を、公立学校施設費国庫負担法の義務教育の年限延長に伴う施設建築と同様に、二分の一に高める意向はないかとの質問に対しては、「人口の自然増に基くも

のであるから、国の責任のみによつて起るものとはおのずから異なるべきである」との政府の答弁がありました。「補助対象の工事完了後に補助金を交付し、会計検査の批准事項とならぬよう監督を厳しくする意思はないか」との質問に対しては、「町村財政の微力にかんがみ、工事完了後の補助金交付は実行困難と思われるが、工事に対する監督は厳重にして、公正を期したい」との答弁でありました。「不平常授業の解消の年次計画いかに」との質問には、「衆議院における修正の結果、不平常授業教室の総坪数が増加したことにより、当初の三カ年完了の計画がさらに一カ年の延長を見るであろう」との答弁がありまして、「解消のための建築における鉄筋建築の比率を高めることは不可能か」との質問に対しては、「現在一五％である鉄筋建築の比率を漸次増高していく考えである」との答弁があ

りました。「北海道における風倒木を不平常授業解消のための建築あるいは危険校舍改築のために利用してはいかぬ」との質問に対しては、「研究の上、善処したい」との答弁がありました。かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、まず堀委員より、本案に対する付帯決議案を提出して賛成討論があり、荒木、山田、加賀山、松原の各委員より、「本法案は地方財政窮乏の際、まことに当を得た措置である。風倒木の利用に關しては、政府は十分考慮すべきである。鉄筋建築の占める比率は、むしろ従来に逆となるよう、木造建築以上に高めることを希望する。不平常授業の解消は、確たる方策を樹立し、継続的に、かつ迅速にその成果をあげるべく強力に推進すべきである」との意見を付して、賛成の討論が開陳されました。

一致をもつて、堀委員提出の付帯決議案を付し、原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上をもつて御報告を終り、付帯決議案を朗読いたします。

一、本法律に基く予算額の積算にあつては、予算執行年度の不平常授業の実態に即応せしめることは勿論、更に自後の児童の急増による不平常授業の増加の状況にも即応するよう措置し、早急にその解消を図ること。

二、地方財政の長期節約、木材資源の保護及び災害防止等の見地から、鉄筋、鉄骨等の建築に關する予算措置にあつては、現在の比率を大幅に引き上げること。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第二十一、国立国会図書館の運営に關する議院運営委員長報告  
委員長の報告を求めます。議院運営委員長河井彌八郎君。

審査報告書  
国立国会図書館の経過に關する報告(昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの経過)  
右は、異議がないと決定した。よつて国立国会図書館法第十一條により、報告する。  
昭和三十年七月二十二日  
議院運営 郡 祐一  
委員長 河井彌八郎  
参議院議長 河井彌八郎

国立国会図書館の経過に關する報告(昭和二十九年四月一三十三年三月)

一、組織

四月一日付一般考査部労働科学資料課を廃止し、八月一日付同部考査書誌室を設置し、更に三月一日付で同部の機構を改革したことにより、組織は一局六部一分館、三十支部分館、部局の分課は、年度末において調査及び立法考査局の三部の十課を含めて四十一課二室となり、課の増が一、総数において変更はなかつた。

二、人員

(1) 職員定員  
昭和二十九年度は政府職員の人員整理に準じ、定員九名を減じることになつたので、職員定員規程等の一部を改正し、四月一日から館長以下五五七名(うち上野二一五名)となり、その後三月三十一日まで変更はなかつた。

(2) 現在員数

(四月一日現在)

館長以下	五五一名	中央	四二一名
上野	一四名	他に待命者は九名ある。	
東洋	七名		
大倉	七名		
中央	一四名		
上野	一四名		
東洋	七名		
大倉	七名		
館長以下	五五〇名		
中央	一四名		
上野	一四名		
東洋	七名		
大倉	七名		
三月三十一日現在			

(3) 主要な人事

- A 中央館の異動
- (一) 六月一日付参事申根秀雄を管理部長から副館長に昇任させ、同日付管理部長事務取扱を命じた。
  - (二) 六月十六日付参事山下平一を庶務課長から管理部長に昇任させ、同日付副館長申根秀雄の管理部長事務取扱を免じた。
  - (三) 六月十六日付参事西水政郎を支部分館館長から一般考査部長に配置換えし、同日付支部分館館長事務取扱を免じた。
  - (四) 六月十六日付参事吉田辰夫を調査及び立法考査局次長から支部分館館長に昇任させ、同日付参事吉田辰夫を建築部長に昇任させ、同日付参事西水政郎の建築部長事務取扱を免じた。
  - (五) 一月一日付前法制局長官佐藤達夫を専門調査員に任命した。
  - (六) 二月十五日付前参事吉田辰夫を建築部長に昇任させ、同日付参事西水政郎の建築部長事務取扱を免じた。
- B 本職の異動に伴う更迭が一四件あつた。
- 三、国会への奉仕
- (1) 調査及び立法考査局の考査件数 二、五二二件
  - (2) 同局で刊行した調査資料 四四件
  - (3) 国会分館における図書閲覧状況 貸出を受けた者 一九、七八八人

四、行政司法各部門への奉仕 三四、五五〇冊

(1) 図書閲覧・貸出状況

閲覧者数 一、二八、一九〇人  
貸出を受けた者の数 三、八〇、〇二四冊  
貸出を受けた者の数 一三〇、八六〇人

(2) 貸出図書数

貸出図書数 一六七、七四〇冊  
目録カード作成数 一、三三、八九三冊  
中央館及び支那図書館相互間の図書貸借数 延べ 一〇、五五〇冊

(3) 中央館からの配

中央館からの配 四三、四五七冊  
巡回図書数 五四、八八三人

五、一般の図書館及び一般公衆への奉仕

(1) 閲覧状況

A 中央館(法律政治図書館を含む) 一六〇、五五六人  
閲覧者数 三二八、六九二冊

B 支那図書館

閲覧者数 四二七、二〇三人  
上野図書館 四二七、二〇三人  
静嘉堂文庫 一、六一三人  
東洋文庫 三、七〇六人  
大倉山文化科学図書館 二一、六七六人

(2) 貸出状況(中央館)

A 個人貸出 九、五四一人  
貸出を受けた者の数 一三、六七七冊

B 図書館間貸出

利用機関数 七四九  
貸出図書数 一、五〇九冊

(3) 調査状況

A 中央館 一七、一九四冊  
B 支那図書館 調査及び立法考査局、国会分館を含む

上野図書館

一四、〇三三冊

静嘉堂文庫

六三三冊

東洋文庫

一八五冊

大倉山文化科学

六九六冊

(4) 刊行資料

国内出版物目録等 二二、九八一枚  
総合目録編さん状況

カード作成数

繰込数 二一、〇七〇枚

(6) 印刷カード作成

製品数(活版印刷のもの) 一、二〇〇、二〇九枚(一五、二九六冊分)

(7) 写真複製業務

マイクروفイルム(ネリント) 七二、八八二コマ

印刷引伸 四、四四二コマ

二六、〇九一枚

(8) 行

A レコード・コンサート(毎月第三土曜日) 二二、五二二冊

B 「外国人の日本研究」資料展示会(十一月一日-七日) 二二、二一八冊

(9) 都道府県議会図書館への資料配布

民間資料 二、二一八冊

官庁資料 三、三五〇冊

(10) 国際交換業務

(1) 国際交換のため外国に送付した資料数 三四、〇八七冊

印刷カード 八〇、九五六枚

マイクروفイルム 四、一七四(三〇、六一三コマ)

(2) 国際交換により受理した資料数

逐次刊行物 四、九八六冊

特殊資料 八九二種

二点

(3) 国際交換あつ旋状況

A 外国からの依頼により国内に配布した図書 二三、四一八包

B 国内からの依頼により外国へ発送した図書 八八、五六〇包

七、図書館資料の収集及び整理

(1) 中央館及び支那上野図書館 一七〇、三九〇冊

A 受入状況

登録したもの 七三、四一三冊(PBレポート複製製本)

図 書 三、六六一冊(六、六四六冊を含む)

特殊資料 六、一八三種(総備付数)

逐次刊行物(雑誌・新聞(通信類)) 四、四一六冊

登録を省略したもの 二九、八一九件

ハ 登録のすまないもの 五八、三六二冊

マイクروفイルム(主としてP) 三、七、六四三冊

ム 整理図書数 六三、〇五七冊

整理状況 五八、三六二冊

増加図書数 三、七、六四三冊

整理図書数 六三、〇五七冊

八、所管図書数 国立国会図書館の所管図書総数は四、三九八、一五四冊で、中央館は八八九、五一六冊であ

審査報告書

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案
右は、承認を与えることに決定した。よつて国立国会図書館法第十二条により、報告する。

昭和三十年七月二十五日

参議院議長 河井瀧八郎

参議院議員 郡 祐一

参議院議員 長 河井瀧八郎

(案)

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員定員規程の一部を次のように改正する。

第二号を次のように改める。

三 専門調査員 専任 二十三人

附則

この規程は、昭和三十年八月一日から施行する。

理由

国立国会図書館の国会に対する奉仕を強化するため専門調査員の定員を増加する必要がある。これがこの規程案を提出する理由である。

〔郡祐一君登壇、拍手〕

○郡祐一君 国立国会図書館法第十一條の規定によりまして、図書館の経過に關する館長の報告、図書館の予算並びに館長の定める諸規程につきましまして、議院運営委員会におきまする審査の経過並びに結果を御報告いたしま

す。
第一に、館長の報告につきまして、その内容のおもなるものを御説明申し上げますと、昭和二十九年年度の業務実績等のうち、まず図書その他による直接の奉仕であります。すなわち、国会議員に対する奉仕といたしまして、調査及び立法調査局が処理いたしました調査案件数は二千五百余件に上り、また行政、司法各部門に対する奉仕とし

ての図書館閲覧者数は約十二万八千人、国民に対する奉仕としての閲覧者数は、中央館約十六万人、上野図書館、静嘉堂文庫、その他の支部図書館の閲覧者数は四十万人をこえる状況であります。次に、図書館の奉仕に必要な立法資料の収集につきましては、年々立法調査及び調査の依頼は、件数、内容ともに増加し、かつ複雑となつて参りますので、これに適應するための資料収集の迅速化をはかつております。なお原子力関係資料については、広く一般の利用をはかるため、昨年十二月からこれを公開して閲覧に供してありますが、現在備付の資料は、米國原子力委員会の報告書約一千五百冊と、關係和洋圖書約四千冊であり、なお國際連合及び諸國の情報等を収集してありますのみならず、本年に入り米國政府から寄贈される予定の原子力文獻を引き取つて、整理、保管し、閲覧に供することとなつております。

ここに特に申し添へたいことは、昨年十一月、幣原平和文庫の寄贈を受けたことでありまして、現在その圖書は約二千三百冊あり、今後も順次寄贈される予定になつておることでありま

す。
次にP・Bリポート、すなわち科学技術に關する資料の地方センター開設の件であります。現在東京にありまして約八万八千件のP・Bリポートの大部分を写真で複製いたしました。さきに大阪府立図書館に送り、公開いたしました。その後、その一部を福岡県立図書館及び名古屋の徳舞図書館でそれぞれ公開しております。
国立国会図書館の建築計画につきましては、図書館設立以來すでに七年を経た現在、なお図書館自身の建物を持つておりませんので、圖書の飛躍的增加に伴つて、庁舎の建築はますます急務となつておるわけでありまして、工事の方は、予算の關係等もありまして、目下基礎工事が進行している状況であります。
第二に、図書館の昭和三十年年度関係の予算であります。これは、館長の調製した四、五、六月份の暫定予算及び総予算を、それぞれ所定経費要求の段階において、庶務關係小委員会及び本委員会が審査いたしましたのであります。その内容はすでに成立した予算のうち、ここに示された通りであります。この中で申し上げることを省略いたします。
第三に、館長の定める諸規程であります。これは国立国会図書館組織規程、国立国会図書館職員苦情処理規程及び国立国会図書館建築協議会規程につき、主として国会法、国立国会図書館法等の改正に伴ひ所要の改正を行なつたことと、常任委員会専門員の図書館転入に關連して、国立国会図書館職員定員規程の一部を改正したことでありま

す。
以上の諸点のうち、館長の報告に對しましては、各委員から、図書館の機構、本館の建築、予算の細目、人事等について質疑並びに意見の開陳が行われました。なかんずく人事につきましまして、両院の専門員の図書館転入に關連して、図書館の専門調査員の選考基準、給与関係等について活発な質疑応答がなされ、また来年度の予算要求につきましまして、図書館の機能拡充のため、本委員会として善処する必要があるとの意見が述べられたのであります。
以上が、館長の報告、予算並びに諸規程の内容及び審査の経過の概要であります。本委員会は、いづれもこれを異議がないと決定した次第であります。
右、御報告いたします。(拍手)

〔石川榮一君登壇、拍手〕
○石川榮一君 たいま議題となりまして日程第九十八号から第三百三十四号までの諸議三十九件につきましまして、建設委員会の審査の結果を御報告申し上げます。
これら諸議中、河川に關するものは、熊本県白川が諸河川の改修工事及び砂防工事の施行、もしくは促進並びに熊本県球磨川等、諸河川における災害復旧事業の施行、もしくは促進に關するものほか、熊本県市町ダム建設、香川県における地盤変動対策事業の促進、新潟市海岸決壊防止及び宮土山ろくにおける米軍演習に起因する水害防止対策等に關するものであります。
次に、道路に關するものとしたしましては、三号国道中、三太郎峠を初め全国各地の国道、道府県道の改修並びに舗装等の促進、橋梁の架設及び水久橋にかけかえ、霧原高山線等、道府県道の一部もしくは全部の国道編入に關するものほか、天龍川沿岸道路の新設、車両制限令制定反対及び昭和三十年年度道路予算の確保等に關するものであります。
次に、住宅につきましましては、住宅対策及び住宅施策の強化等に關するものであり、都市計画につきましましては、高知県安芸市の都市計画の促進に關するものほか、都市計画街路事業実施地域指定に關するものであります。このほか建設工事の請負契約は正等に關するものであります。
以上、いづれも国土の保全、開発、道路の改善、住宅建設等のため、願意をおおむね認むるものと認め、願意これを議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。なお、住宅に關するものうち、建設基準法の一部改正に關するものにつきましましては、これもまた願意を認むるものと決定いたしました。

昭和三十年七月二十七日 参議院會議録第四十一号 熊本県白川改修直轄工事施行に關する請願外三十六件

るものと認めまして、議院の會議に付することを要するもので、内閣に送付することを要しないものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これら請願は、委員長報告の通り採択し、日程第三百三十四の請願のほかは、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、日程第三百三十四の請願のほかは、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。 次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。 午後一時三十七分散会

○本日の會議に付した案件 一、鉄道建設審議会委員の補欠選

- 一、国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件
一、日程第一 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案
一、日程第二 満洲新格安定法の一部を改正する法律案
一、日程第三 漁港法第十七条第二項の規定に基づき、漁港整備計画の改正について承認を求むるの件
一、日程第四 北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
一、日程第五 中小企業安定法の一部を改正する法律案

- 一、日程第六 繊維製品品質表示法案
一、日程第七 株式会社科学研究所法案
一、日程第八 石油資源開発株式会社法案
一、日程第九 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案
一、日程第十 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
一、日程第十一 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案
一、日程第十二 関稅定率法等の一部を改正する法律案
一、日程第十三 關稅定率法の一部を改正する法律案
一、日程第十四 日本開發銀行の電源開發株式会社に対する出資の処理に關する法律案
一、日程第十五 資金運用部資金法の一部を改正する法律案
一、日程第十六 厚生保險特別會計法等の一部を改正する法律案
一、日程第十七 余剩農産物資金融通特別會計法案
一、日程第十八 けい肺及び外傷性せき腫瘍等に關する特別保護法案
一、日程第十九 自動車損害賠償保障法案
一、日程第二十 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案
一、日程第二十一 国立国会図書館の運営に關する議院運営委員長報告
一、日程第二十二乃至第九十七の請願
一、日程第九十八乃至第三百三十四の請願

出席者は左の通り。

Table with columns for names and positions (e.g., 議長, 副議長, 議員). Lists names like 河井 彌八君, 重宗 雄三君, etc.

Table with columns for names and positions (e.g., 草葉 隆圓君, 津島 壽一君, etc.). Lists names like 津島 壽一君, 青木 一男君, etc.

Table with columns for names and positions (e.g., 山下 義信君, 野村吉三郎君, etc.). Lists names like 山下 義信君, 野村吉三郎君, etc.

定価一部 十五円 發行所 東京新橋区本町一五 大藏省印刷局